

8B-1 no. 27

33 室保存用

部内資料

年少労働一般資料第26集

年 少 労 働 の 現 状

(1 9 6 7 年 版)

労 働 省 婦 人 少 年 局

ま え が き

昭和41年は、景気後退の影響等により、新規学卒者の求人難は若干緩和をみたが、依然として若年労働者の不足基調はつづき、中卒者の絶対数の減少、進学卒の上昇等から、新規学卒労働力の中に占める高卒者の比率はひきつづき増大した。

また、賃金の上昇は、前年にくらべ鈍化をみたが、労働時間その他の労働条件については改善がみられ、年少労働者の福祉に関する諸種の対策もすすんでいる。

一方、若年労働力の売手市場化等にもなう安易な離転職はなお存在し、非行少年のなかに勤労少年、とくに離転職者の割合の多いことなど、年少労働者をめぐる問題はますます多様化してきた。

労働省および関係諸機関の各種資料にもとづいて、20才未満の年少労働者に関する昭和41年度の状況を取りまとめたものである。

なお、これは部内資料として作成したものであるので、十分活用されたい。

昭和42年11月

労働省婦人少年局長

高 橋 展 子

目 次

1. 概 要	1
(1) 「年少労働の現状」の概要	1
(2) 青少年行政の組織整備の概要	4
2. 年少労働者の現状	5
(1) 年少労働力人口と就業者	5
(2) 雇用されて働く年少者	8
(3) 寄宿労働者と住込労働者	10
イ 寄宿労働者	10
ロ 住込労働者	11
3. 新規学卒者の就職とその職場適応	14
(1) 概 要	14
(2) 学卒者の就職状況	15
イ 中学校卒業者	15
(イ) 卒業者の進路	15
(ロ) 職業紹介状況	18
(ハ) 産業別求人・就職状況	20
(ニ) 規模別就職状況	21
(ホ) 地域別求人・就職状況	22
ロ 高等学校卒業者	23
(イ) 卒業者の進路	23
(ロ) 職業紹介状況	26
(ハ) 産業別求人・就職状況	26
(ニ) 規模別就職状況	27
(ホ) 地域別求人・就職状況	28
(3) 離転職者と職場への適応	29
イ 離職状況	30
(イ) 離職時期	33
(ロ) 離職理由	35

(ハ) 離職と職場条件	3 6
ロ 職場適応状況	3 8
ハ 職場適応指導	4 1
4. 職業訓練と教育	4 3
(1) 職業訓練	4 3
イ 公共職業訓練	4 4
ロ 事業内職業訓練	4 6
(イ) 実施事業所の状況	4 6
(ロ) 訓練生の状況	4 8
ハ 年少訓練生と学校教育	5 0
(2) 勤労青少年の教育	5 2
イ 教育の概況	5 2
ロ 勤労青少年教育人口	5 3
ハ 勤労青少年の教育の機会	5 4
(イ) 高等学校の定時制および通信制の課程	5 4
(ロ) 青年学級	5 6
(ハ) 勤労青年学校	5 7
(ニ) 社会通信教育	5 8
(ホ) 各種学校	5 8
5. 若年労働力と若年技能労働力の動向	6 0
(1) 新規学卒労働力の動向	6 0
(2) 若年技能労働力の動向	6 4
(3) 中小企業における若年労働力不足の実態	6 8
6. 労働条件	7 3
(1) 賃金	7 3
イ 初任給	7 3
(イ) 中卒者の初任給	7 3
(ロ) 高卒者の初任給	7 6
(ハ) 新規学卒者初任給の動向	7 8
ロ 賃金	8 1

ハ 最低賃金決定状況	83
(2) 労働時間・休日	84
イ 労働時間の短縮	84
ロ 一せい週休制の実施状況	86
ハ 一せい閉店制の実施状況	87
(3) 労働保護の状況	89
イ 労働保護法規違反状況	89
ロ 福祉犯の状況	91
(4) 労働災害	91
7. 年少労働者の福祉	95
(1) 年少労働者福祉員の活動	95
(2) 福祉施設の概況	96
イ 勤労青少年ホーム	98
ロ その他の福祉施設	100
ハ 青年の家等の施設	101
(3) 産業カウンセリング制度の普及	102
(4) 年少労働者の保護運動	104
(5) その他	105
8. 勤労少年の非行	106
(1) 勤労少年の犯罪	106
(2) 勤労少年の家出	111
イ 家出少年の概要	111
ロ 家出少年の実態	112
(3) 年少労働者の離転職と非行化	113
(4) 勤労少年の非行防止	115
9. 都市における年少労働者	118
(1) 年少労働者の都市集中	119
(2) 住込労働者	119
(3) 職場生活への適応	121
(4) 余暇活動	124
(5) 勤労少年の非行化	127

統計表目次

第 1 表	就業状態別 15 才以上の人口推移	5
第 2 表	15 ～ 19 才の人口および労働力人口の推移	6
第 3 表	就業者の産業別構成比の推移	7
第 4 表	15 ～ 19 才就業者の従業上の地位別構成	8
第 5 表	事業附属寄宿舎に寄宿している年少労働者（18 才未満） の割合	12
第 6 表	性別、産業別年少労働者の住込率	13
第 7 表	中学校卒業後の進路	15
第 8 表	中学校卒業者の産業別就業構成比	16
第 9 表	中学校卒業者の職業別就職状況	18
第 10 表	中学校卒業者の県外就職率の推移	18
第 11 表	新規中卒者の職業紹介状況	19
第 12 表	中学校卒業者の産業別求人・就職状況	20
第 13 表	中学校卒業就職者の規模別構成比	21
第 14 表	中学校卒業者の地域別求人倍率	22
第 15 表	中学校卒業就職者の地域間の労働力流動状況	23
第 16 表	高等学校卒業後の進路	23
第 17 表	高等学校卒業者の産業別就職状況	24
第 18 表	高等学校卒業者の職業別就職状況	25
第 19 表	高等学校卒業者の県外就職率の推移	26
第 20 表	高等学校卒業者の職業紹介状況	27
第 21 表	高等学校卒業者の産業別・規模別求人数および就職件数	28
第 22 表	高等学校卒業就職者の規模別構成比	28
第 23 表	高等学校卒業者の地域別求人倍率	29
第 24 表	高等学校卒業者の主要地域間の労働力流動状況	30
第 25 表	学卒入職者に対する学卒離職者の割合	31
第 26 表	年少労働者の生活目標・希望の状況	32
第 27 表	転職者の年令別構成	33

第 2 8 表	中学校卒業者の離職率の推移（東京都）	3 5
第 2 9 表	学卒者の離職期間別状況（鹿児島県）	3 5
第 3 0 表	離職者からみた離職事由（学卒者）	3 6
第 3 1 表	年少労働者の休日制別離職率の分布	3 6
第 3 2 表	年少労働者の労働時間別離職率の分布	3 7
第 3 3 表	年少労働者の初任給別離職率の分布	3 7
第 3 4 表	年少労働者の就職後の勤務継続意思	3 8
第 3 5 表	新規学卒者の勤務継続意思（東京都）	3 9
第 3 6 表	この事業所で別の仕事に変わりたいと答えた者の不満理由（東京都）	4 0
第 3 7 表	この事業所をやめたいと答えた者の不満理由（東京都）	4 0
第 3 8 表	年少労働者の就職先事業所の選択理由	4 1
第 3 9 表	職業訓練実施状況	4 4
第 4 0 表	訓練所の種類および訓練形態別、年令階級別、学歴別 職業経験の有無別、公共職業訓練生数	4 5
第 4 1 表	事業内職業訓練実施事業所の規模別、訓練形態構成	4 7
第 4 2 表	事業内職業訓練生の事業所規模別構成	4 8
第 4 3 表	事業内職業訓練生の年令状況	5 0
第 4 4 表	事業内職業訓練の中学卒および高校卒訓練生数の変化	5 1
第 4 5 表	訓練生の高校通学状況	5 1
第 4 6 表	勤労青少年教育人口	5 4
第 4 7 表	定時制・通信制別の高等学校数および生徒数	5 5
第 4 8 表	高等学校在籍生徒数の推移	5 6
第 4 9 表	勤労青年学校生の年令別割合	5 7
第 5 0 表	各種学校の概況	5 9
第 5 1 表	新規学卒および学卒を除く一般（新規）の求人倍率の推移	6 0
第 5 2 表	1 5 ～ 1 9 才人口の推移	6 1
第 5 3 表	学歴別新規学卒就職者構成	6 4
第 5 4 表	技能労働力の不足状況	6 5
第 5 5 表	職業別新規学卒就職者構成	6 5

第56表	技能職種等への新規学卒就職者	66
第57表	中小企業の産業別、労働力過不足状況	69
第58表	中小企業の産業別、職種別労働力不足状況	70
第59表	中小企業の産業別、労働力不足の原因	71
第60表	新規学卒者の初任給額の産業別状況	74
第61表	新規学卒者の初任給の産業別格差	75
第62表	新規学卒者の初任給の規模別格差	75
第63表	新規学卒者の初任給の地域別状況	77
第64表	新規学卒者の初任給の地域別格差	77
第65表	求人初任給および実績初任給の上昇率（東京都）	79
第66表	42年3月卒初任給（内定）の対前年増減率階級別分布 （製造業）	79
第67表	新規学卒者の規模別初任給上昇率の推移（製造業、男子）	80
第68表	25才未満労働者のきまつて支給する給与の推移	81
第69表	25才未満労働者の定期給与額の対前年上昇率	82
第70表	25才未満労働者の年令別・規模別賃金格差の推移	83
第71表	25才未満労働者の男女別賃金格差	83
第72表	週当り所定労働時間短縮状況別事業所構成比	85
第73表	産業別にみた所定週労働時間別労働者分布	86
第74表	今後の労働時間短縮の方法	87
第75表	一せい週休制適用労働者数の推移	88
第76表	一せい閉店制適用労働者数の推移	89
第77表	定期監督実施状況	90
第78表	少年の福祉を害する主要な特別法犯（適用法条別）状況	92
第79表	産業別・死傷災害発生状況の推移	94
第80表	中小企業の求人難・確保難の原因	98
第81表	中小企業の求人確保の今後の対策	98
第82表	勤労青少年ホーム利用状況	100
第83表	産業カウンセリング制度の導入状況	103
第84表	刑法犯少年総数の（触法少年を含む）の主な在学、有職別人口	

	比推移	108
第85表	有職少年の粗暴犯の罪種別構成人員	110
第86表	罪名別有職少年と学生・生徒の比較	111
第87表	ぐ犯・不良行為少年として補導された家出少年の状況	112
第88表	家出少年の在学・職別状況	112
第89表	家庭裁判所における一般保護事件取扱少年の前処分 回数別・転職有無別状況	113
第90表	検察庁・家庭裁判所の受理少年事件の転職有無別罪種	114
第91表	家出少年の就職方法別転職回数	115
第92表	職場警察連絡協議会設置状況	116
第93表	学卒者の地域別入職者構成	118
第94表	産業別・規模別休日状況（名古屋市）	120
第95表	悩みの解消率（神奈川県）	122
第96表	余暇を過すことの多い場所	126

目 次

第 1 図	年少労働者の事業場規模別構成の推移	9
第 2 図	規模別・産業別年少労働者の構成	9
第 3 図	規模および通勤・住込別年少労働者の割合	11
第 4 図	中学校卒業者の職業別就職状況	17
第 5 図	中学校卒業者の産業別就職構成比の推移	21
第 6 図	産業別学卒入職者に対する離職者の割合	31
第 7 図	年令別入・離職ならびに異動率	34
第 8 図	事業内職業訓練実施事業所の産業別構成	48
第 9 図	産業別訓練生の構成	49
第 10 図	学校教育人口の増減率	52
第 11 図	青年学級の従事産業別割合の推移	57
第 12 図	中学校卒業者の就職および進学率の推移	62
第 13 図	中学校卒業者の労働力人口の変動	63
第 14 図	中学・高校生の職業選択状況	67
第 15 図	新規学卒者の求人難の程度	67
第 16 図	新規学卒者初任給上昇率と高校卒就職者の割合	78
第 17 図	刑法犯少年総数（触法少年を含む）の在学・有職・無職別 割合の推移	107
第 18 図	有職少年の刑法犯総数の推移	108
第 19 図	主要刑法犯少年（触法少年を含む）の在学・職別の推移	109
第 20 図	有職少年の刑法犯総数の罪種別構成	110
第 21 図	搜索願出家出少年男女別推移	111
第 22 図	流入少年の転職回数分布（東京都）	115
第 23 図	就業者の年令別構成	119
第 24 図	上京しての満足（東京都）	121
第 25 図	年令別にみた悩みの内容（東京都台東区）	123
第 26 図	年令別にみた悩みの相談相手（ 〃 ）	123
第 27 図	余暇活動の形態（神奈川県）	125

1 概 要

昭和41年度における「年少労働の現状」の概要および年少行政の組織整備の概要は、次のとおりである。

(1) 「年少労働の現状」の概要

- 1) 15～19才のいわゆる年少人口は、1,148万人で前年より62万人増加した。このうち、労働力人口は、436万人で前年より44万人増加した。年少人口に対する年少人口の割合は、進学者の増加等にとともに、逐年減少していたが、41年は、いわゆるベビーブーム時代に生れた年令層が高等学校を卒業し、就職したことなどから、38.0%と前年より1.9ポイント上昇した。

また、年少就業者は、第1次産業に13.5%、第2次産業に43.7%、第3次産業に42.8%それぞれ分布している。最近4カ年間の推移をみると、第1次産業および第2次産業に就業している者の割合が低下し、第3次産業に就業している者の割合は増加の傾向にある。

- 2) 41年4月1日現在、労働基準法適用事業場に働く18才未満の年少者は152万人で、前年より4万人減少している。この減少は、新規中学校卒業者の進学率の上昇等による中卒就職者の減少に起因するものである。

これら年少労働者は、従業員300人未満の中小規模事業場に74.3%、300人以上の大規模事業場に25.7%就業している。

また、これら年少労働者の大部分は、工業(64.6%)、商業(22.1%)就労し、京浜、阪神、中京の3地区に約半数が集中している。

- 3) 41年3月の新規中学卒業就職者(就職進学者を含む)は、52万2千人で前年より10万2千人減少した。この原因は、卒業者が前年より22万6千人減少したことと、進学率(69.1%)が前年を上回ったためである。これに対し、高校卒業就職者は、90万3千人で前年にくらべ就職者の比率は低下しながら実数では20万2千人増加した。

新規中卒者の職業安定機関による求職申込件数は、36万1千で前年より19.5%減少した。これに対する求人数は、景気後退の影響等によ

り103万3千人と前年に比べる8%も大幅に減少した。その結果、求人倍率は2.9倍と前年の3.7倍を下回り、充足率は51.8%と前年より7.1ポイント上昇した。

また、新規高卒者の職業安定機関扱と職業安定法第33条の2の学校扱による求職件数は、81万8千で前年より29.6%増加し、これまでの最高を示している。これに対する求人数は、210万7千人と前年に比べ4.8%減少した。その結果求人倍率は2.6倍と前年の3.5倍より下回り、充足率は34.0%と前年より9.1ポイント上昇した。

一般に、41年3月の新規学卒者に対する労働力の需給関係は、前年に比較し、やや緩和されたものの、依然として学卒労働力の不足に変わりなく、求人難の基調は持続している。

- 4) 40年3月の新規学卒就職者のうち、同年12月までの間に離職した者は11万4千人で、離職率(入職者に対する離職者の割合)は、中卒者の場合12.0%、高卒者の場合10.1%である。いいかえると、中卒者は約8人に1人、高卒者で約10人に1人が就職後9カ月を経ないうちに離職していることとなる。離職率は、一般に規模の小さい事業所ほど高く(例外として零細な規模において低い)、産業別では、卸売・小売業が比較的高い。
- 5) 41年度中に公共職業訓練を受けた者は、12万人(一般公共職業訓練8万人、総合職業訓練4万人)で、このうち18才未満の年少者は、一般公共職業訓練、総合職業訓練ともにそれぞれ約60%を占めている。

また、41年4月現在における事業内職業訓練生総数は、8万3千人で、このうち18才未満の年少者は5万9千人で、71.4%を占めている。これを訓練形態別にみると、単独職業訓練では、単独職業訓練生総数の大部分にあたる93.1%を、共同職業訓練においては60.0%を18才未満の年少者が占めている。

- 6) 年少労働者の労働条件、特に賃金は、若年労働力の求人難などを反映して、逐年向上してきていたが、41年の場合は、景気後退の影響などもあつて、初任給をはじめとする賃金の上昇率は鈍化した。しかしながら、一せい週休制および一せい閉店制が着実に普及していること、労働

時間の短縮の動きが進展していることなど、労働時間については、零細事業の一部を除き改善がすすんでいる。

イ、41年3月の新規学卒者の初任給は、中卒者1万4,080円、高卒者1万7,110円で前年より、800円、1,080円それぞれ上昇した。しかし、対前年上昇率は、中卒者6.0%、高卒者6.7%で、40年の対前年上昇率より12.6ポイント、10.7ポイントそれぞれ低下し、中・高卒者ともに35年以降最低の伸び率となつた。

ロ、20才未満の年少労働者の賃金（定期給与額）をみると、18才未満の者の場合1万5,400円、18～19才の場合1万8,700円で、前年より1,500円それぞれ上昇した。しかし、41年は、新規学卒就職者初任給の上昇鈍化等の影響をうけて、対前年上昇率は、18才未満の者の場合、10.8%（前年の当該比率16.8%）、18～19才の者の場合8.7%（前年の当該比率10.3%）とそれぞれ低下した。

ハ、「一せい週休制」の適用労働者数は、年々増加し、本制度普及当初である34年に128万人であつたものが、42年1月現在では249万人に達した。また、「一せい閉店制」の適用労働者数は、42年1月現在で136万人となり、本制度普及当初である36年の適用労働者数の2倍に達している。

7) 18才未満の年少労働者の41年中の休業8日以上之死傷件数は、約1万5千件で、前年より約2千件減少した。

8) 最近における労働時間の短縮、労働の単調化等の諸傾向にともない余暇活動の振興、職場における人間関係の改善等、年少労働者の福祉に関連した新たな問題が提起されている。勤労青少年ホーム等の福祉施設の増設整備、産業カウンセリング制度の普及導入、帰省勤労青少年に対する国鉄運賃の割引制度等年少労働者の福祉の増進措置が図られている。

9) 41年中に警察に検挙・補導された刑法犯有職少年（20才未満）は、8万6千人で、刑法犯少年総数中に占める割合は、38%（無職少年を含めると50%）であり、年々刑法犯少年中有職少年の占める割合は増加している。また、これら勤労非行少年の多くは離転職者であり、離転職と非行化との関係が問題となつてきつつある。

(2) 青少年行政の組織整備の概要

41年4月1日、青少年に関する総合施策の樹立と、青少年行政の総合調整を行なう機関として、総理府に青少年局が設置された。

また、青少年局の発足にともない、内閣総理大臣の諮問に応じ、またみずから青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的、総合的施策の調査審議を行なう機関として、青少年問題審議会が総理府に設置された。同審議会は、41年6月内閣総理大臣から「当面の青少年対策の重点について、」諮問を受け、同年7月26日、内閣総理大臣に対し、勤労青少年の教育訓練福祉対策の充実、団体活動の促進と指導者の養成、青少年健全育成施設の整備などをはじめとする11項目にわたる答申を行なった。

2 年少労働者の現状

(1) 年少労働力人口と就業者

昭和41年における15才以上人口総数は、7,432万人（前年7,287万人）であるが、そのうち、就業者と完全失業者をあわせた労働力人口は、4,891万人（前年4,787万人）となっており、前年より人口総数で145万人（2.0%）、労働力人口で104万人（2.2%）それぞれ増加となつている。このため、労働力人口の15才以上人口総数の中に占める割合は、65.8%と前年を0.1ポイント上廻つた。（第1表）

第1表 就業状態別15才以上の人口の推移（年平均）

（単位 万人）

	15才以上人口	労働力人口	労働力人口率	就業者	完全失業者	非労働力人口
昭和30年	5,925	4,194	70.8%	4,119	76	1,723
36	6,603	4,562	69.1	4,518	44	2,033
37	6,755	4,614	68.3	4,574	40	2,138
38	6,938	4,652	67.1	4,613	40	2,282
39	7,122	4,710	66.1	4,673	37	2,408
40	7,287	4,787	65.7	4,748	39	2,497
41	7,432	4,891	65.8	4,847	44	2,541

資料出所 総理府「労働力調査」

つぎに、15才以上19才以下のいわゆる年少人口の動きをみると、41年の年少人口は、1,148万人で前年より62万人（5.7%）増加しており、そのうち、年少労働人口は、436万人で前年より44万人（11.2%）増となつている。

この年少労働力人口の最近5年間における推移をみると、進学者の増加にともない非労働力人口は年々増加の傾向にあり、このため年少労働力人口の年少人口に対する割合は、37年の46.8%、38年42.2%と逐年減少していたが、41年は、いわゆるベビーブーム時に生れた年令層が高等学校を卒業し就職したことなどから、40年の36.1%から38.0%と逆

に 1.9 ポイントの上昇をみた。また、年少労働力人口の 15 才以上人口に占める割合をみると、37 年が 9.2 %、38 年 8.9 %、39 年 7.3 % と年々減少していたが、40 年、41 年はそれぞれ 8.1 %、8.9 % と増加している。(第 2 表)

第 2 表 15～19 才の人口および労働力人口の推移(年平均)

(単位 万人)

	15～19 才人口	非労働力人口	労働力人口	労働力人口比率
昭和 37 年	911	485	426	46.8 %
38	967	559	408	42.2
39	1,022	640	382	37.4
40	1,086	695	392	36.1
41	1,148	712	436	38.0

資料出所 総理府「労働力調査」

(注) 労働力人口比率とは $\frac{15\text{才}\sim 19\text{才労働力人口}}{15\text{才}\sim 19\text{才人口}} \times 100$ である。

年少労働力人口の就業している産業分野をみると、第 1 次産業に就業している者 13.5 %、第 2 次産業 43.7 %、第 3 次産業 42.8 % となつている。すなわち、若年労働者の就業は、第 2 次産業および第 3 次産業に集中している。また、就業状況も前年に比較してみると、第 1 次産業および第 2 次産業に就業している者は実数では増加しているが、年少労働力人口に占める割合では、それぞれ 0.8 ポイント低下している。これに対し、第 3 次産業に就業している者は 25 万人(1.6 ポイント)増加している。(第 3 表)

この第 3 次産業に就業する者の増加の傾向は、年少労働者のみに限ったことではなく、最近における就業構造の変化にもとづくもので、要因としては種々考えられるが、①第 2 次産業の労働の性質が技術革新の進展によるオートメーション設備の導入などによつて単調な作業が多くなつたこと、また、②問屋や金融部門などは社会経済的に優位にあり、賃金など労働条件は製造業との格差が小さいこと、③小売物価の上昇などで、第 3 次産業

の支払い能力が高まったことなど、特に、④進学率の上昇により、ホワイトカラー志向の強い高校卒業就職者などが増加したことなどが、第3次産業への労働力流入を促す要因となっているものと考えられる。

第3表 就業者の産業別構成比の推移

(%)

	15～19才就業者				15才以上全就業者			
	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和37年	100.0	20.0	43.6	36.3	100.0	31.1	30.3	39.6
38	100.0	15.7	45.3	39.0	100.0	28.1	31.2	40.7
39	100.0	15.6	45.1	39.3	100.0	26.8	31.4	41.8
40	100.0	14.3	44.5	41.2	100.0	25.6	31.7	42.7
	(386万人)	(55)	(172)	(159)	(4748万人)	(1,212)	(1,501)	(2,032)
41	100.0	13.5	43.7	42.8	100.0	24.2	31.9	43.9
	(430万人)	(58)	(188)	(184)	(4847万人)	(1,173)	(1,549)	(2,128)

資料出所 総理府「労働力調査」

(注) 第1次産業…農林業、漁業、水産養殖業

第2次産業…鉱業、建設業、製造業

第3次産業…卸売業、小売業、金融・保険・不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業、公務

構成比は年平均の数値である。

年少就業者の従業上の地位別構成をみると、自営業者3万人(0.6%)、家族従事者81万人(18.8%)、雇用者347万人(80.6%)となっており、これを前年に比較すると、年少就業者数に占める割合は、自営業主および家族従業者は低下しているが、雇用者は、0.6ポイント上昇している。

(第4表)

第4表 15～19才就業者の従業上の地位別構成

%

	総 数	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者
昭和37年	100.0	0.7	21.7	77.6
38	100.0	0.7	21.1	78.2
39	100.0	0.7	20.7	78.6
40	100.0 (386万人)	0.7 (3)	19.3 (74)	80.0 (309)
41	100.0 (430万人)	0.6 (3)	18.8 (81)	80.6 (347)

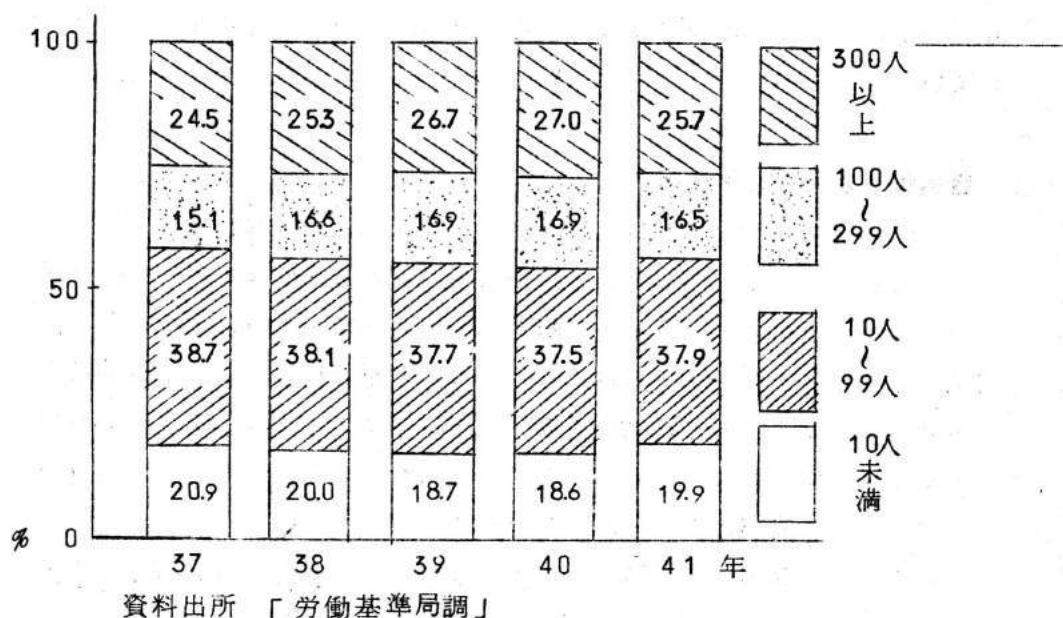
資料出所 総理府「労働力調査」

(2) 雇用されて働く年少者

労働基準法の適用をうける事業場は、41年4月1日現在、226万4千（前年217万1千）であり、前年に比較すると4.3%の増加となっている。この事業場に雇用される労働者は、2,740万6千人（前年4.2%増）で、このうち、18才未満の年少労働者（以下「年少労働者」という。）は、152万人になり、前年にくらべると4万人減少している。これは、新規中学校卒業者の進学率の向上により、就職する者の減少によるものである。また、総労働者中に占める年少労働者の割合は、37年6.5%、39年6.2%、41年5.5%と逐年漸減している。

年少労働者の事業規模別就業状況をみると、従業員300人未満の中小規模事業場に働く者は全体の74.3%、従業員300人以上の事業場に働く者は25.7%となっており、年少労働者の多くは従業員300人未満の中小規模事業場に雇用されている。これを最近5年間における推移でみると、従業員300人未満の中小規模事業場に働く年少者の年少労働者総数に対する割合は、37年74.7%、38年74.7%、39年73.3%、40年73.0%と年々漸減の傾向にあつたが、41年は74.3%と前年にくらべ0.3ポイント上昇した。（第1図）

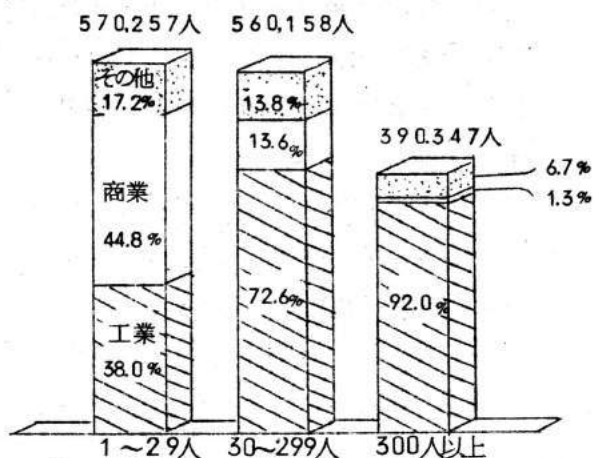
第1図 年少労働者の事業場規模別構成の推移



また、年少労働者の就業状況を産業別にみると、工業には年少労働者の64.6%にあたる98万2千人が就労しており、工業のなかでは、繊維工業(23万7千人)、電気機械器具製造業(12万2千人)、機械器具製造業(10万7千人)等に集中している。工業以外では、販売業等の商業に年少労働者の22.1%にあたる33万6千人が就労しており、工業と商業の2産業で全体の86.7%を占めている。(第2図)

第2図 規模別産業別
年少労働者の構成
(昭和41年4月1日現在)

資料出所
労働省労働基準局調べ



なお、年少労働者の地域別の就労状況をみると、京浜地区（東京・神奈川）29万6千人、阪神地区（大阪・兵庫）25万4千人、中京地区（愛知）16万2千人となっており、この3地区に年少労働者の約半数が就労している。

(3) 寄宿労働者と住込労働者

労働者の通勤形態としては、自宅、間借、事業所附属寄宿舎の寄宿、住込みなどがある。この通勤形態は、事業場の地域別、規模別、労働者の年齢別によつて異なるものである。県外就職者の多い年少労働者の場合は、自宅から通勤して就労する者は一般に少ないと思われる。人格形成の時期にある年少労働者、とくに新規中学卒業就職者にとっては、職場外の時間の多くを過ごす場所の問題は、離転職、非行化等とも関係があり、心身の健康の面から注意がはらわれなければならない。

昭和40年7月の労働省が行なつた「年少労働者就労状況調査」によると、通勤者と事業所の寄宿舎に居住している者が、それぞれ5割近くを占め、住込者（事業所内または事業主の住宅内に居住し給食を受けている者）の割合は非常に少ない。これを事業所規模別にみると、通勤者は、事業所規模が小さくなるにしたがいその割合が高くなつているが、一方、事業所寄宿舎に居住している者は、規模が小さくなるにしたがい、その割合が低くなつていく。また、住込み労働者は、小規模事業所に多い。（第3図）

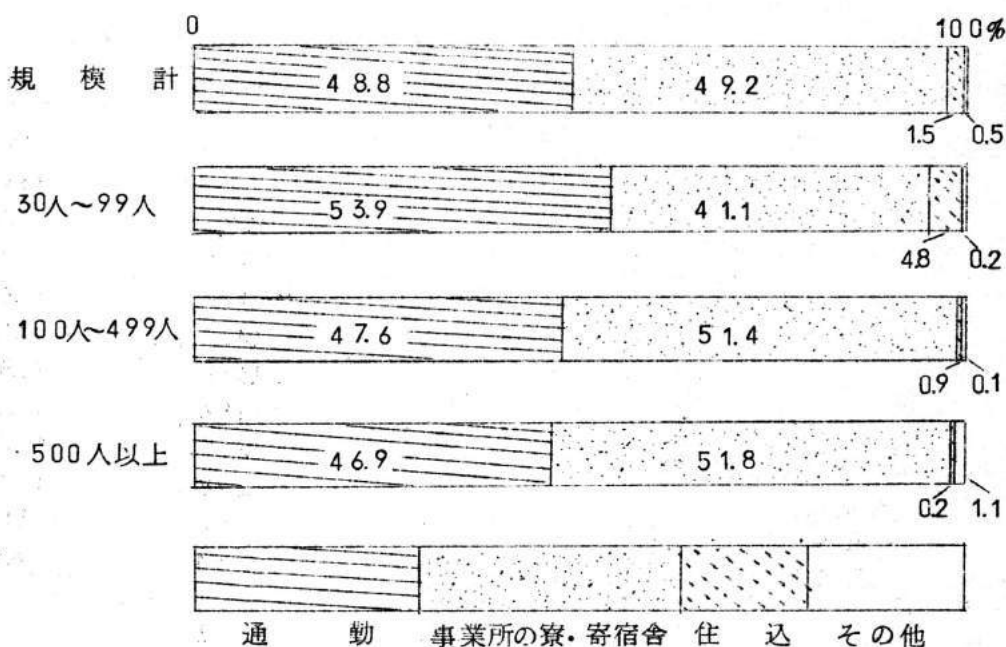
イ 寄宿労働者

労働基準法適用事業場で働く年少労働者（満18才未満）のうち、第一種事業附属寄宿舎（労働者を6カ月以上の期間寄宿させる寄宿舎）に寄宿している者は、41年1月1日現在31万9千人で、年少労働者総数の21.0%に当っている。

これら寄宿年少労働者のほとんどは、工業の28万8千人で、寄宿年少労働者の90.2%を占めているが、工業のなかでも繊維工業は16万9千人で全体の52.9%を占めている。工業について多いのは、保健・衛生の9千人、交通の8千人、商業の7千人となつていく。

なお、年少労働者総数に対する寄宿年少労働者の割合を業種別にみる

第3図 規模および通勤・住込別年少労働者の割合



資料出所 労働省「年少労働者就労状況調査」

と、繊維工業が71.2%で最も多く、年少労働者の約3人に2人は事業附属寄宿舎に寄宿しているといえる。ついで、衣服繊維製品製造業、化学工業、窯業、金属工業、交通業、教育・研究業、保険・衛生業等が、20%～30%前後である。(第5表)

ロ、住込み労働者

住込みという就労形態は、労働者が事業所内または事業主の自宅内に居住し、就労するというもので、中小企業の中でも家族的経営の色彩の強い小零細規模事業に多くみられる。これらの事業所は、雇用労働者が少なく、かつ資本金力が弱いので、労働者を宿泊させるための事業附属寄宿舎等の施設を設置できない状態にある。

住込みによる就労形態は、すでに説明したように、規模の小さい事業所においてみられるが、従業員5人未満の零細規模事業場のうち、製造業、卸売業、小売業およびサービス業について住込み状況をみると、

18才未満の年少労働者の住込率(全労働者に対する住込み労働者の割合)

第5表 事業附属寄宿舎に寄宿している年少労働者（18才未満）の割合

業 種		年少労働者総数	寄宿年少労働者数		B/A
区 分		A	B		%
総 数		1,520,762人	318,683人	100%	21.0%
1 号 工 業	食 料 品 製 造 業	67,490	11,399	902	16.9
	織 維 工 業	236,573	168,516		71.2
	衣服繊維製品製造業	59,868	14,001		23.4
	木材・木製品製造業	19,844	3,923		2.0
	出 版 ・ 印 刷 業	23,626	1,118		4.7
	化 学 工 業	59,440	15,187		25.6
	窯 業	25,594	7,483		29.2
	金 属 工 業	72,528	18,379		25.3
	機 械 製 造 業	107,164	15,186		14.2
	電気機械器具製造業	122,001	14,267		11.7
	輸送用機械器具製造業	57,981	10,098		17.4
	電気・ガス・水道業	2,212	189		8.5
	その他の製造業	127,807	7,754		6.1
2 号	鉱 業	1,796	101	902	5.6
3 号	土 建	37,513	1,023		2.7
4 号	交 通	40,145	8,304		20.7
5 号	貨 物 取 扱	3,416	286		8.4
6 号	農 林	2,452	60		
7 号	畜 産 ・ 水 産	3,545	136		3.8
8 号	商 業	336,711	7,470		2.2
9 号	金 融 ・ 広 告	8,410	32		
10 号	映 画 ・ 演 劇	2,004	3		
11 号	通 信	4,878	—		
12 号	教 育 ・ 研 究	50,74	1,016		20.0
13 号	保 健 ・ 衛 生	39,398	9,501		23.6
14 号	接 客 ・ 娯 楽	39,741	3,300		8.3
15 号	清 掃 ・ と 殺	720	13		
16 号	官 公 署	611	12		
17 号	そ の 他	12,220	126		1.0

資料出所 労働省労働基準局調

注 1. 「年少労働者数」は、41年4月1日現在で、「寄宿労働者数」は41年1月1日現在である。

2. 号数は、労基法第8条の号数である。

合)は、製造業の女子を除いて5割以上となっており、労働者2人のうち1人は住込み労働者である。特に、サービス業の女子年少労働者のほとんどは住込み労働者となっている。しかし、年令が高くなるにしたがい住込率は低下している。(第6表)

第6表 性別、産業別年少労働者の住込率(企業規模1~4人)

区 分		18才未満	18~19才	20~24才
総 数		69.1 % (79,038人)	51.2 % (99,110人)	41.7 % (170,956人)
男	産 業 計	59.6 (34,238)	49.8 (41,622)	43.8 (80,830)
	製 造 業	59.2 (5,504)	46.0 (7,368)	41.7 (17,120)
	卸売業・小売業	57.1 (14,680)	49.2 (18,290)	46.2 (39,980)
	サ ー ビ ス 業	63.6 (9,630)	54.5 (10,380)	50.2 (17,570)
女	産 業 計	78.7 (44,800)	68.7 (57,488)	40.0 (90,126)
	製 造 業	41.7 (1,480)	45.2 (3,768)	37.4 (7,056)
	卸売業・小売業	53.3 (8,210)	31.7 (19,270)	34.7 (40,230)
	サ ー ビ ス 業	83.9 (35,070)	69.1 (34,250)	49.4 (42,120)

資料出所 労働省「毎月勤労統計特別調査」(昭和41年)

注1. 住込率 = $\frac{\text{住込労働者数}}{\text{労働者数}} \times 100$

2. ()内は住込労働者数

3 新規学卒者の就職とその職場適応

(1) 概 要

新規中学校および高等学校卒業生の就職状況は、31年までの卒業生の場合、求職数と求人数とがほぼ均衡を保つか、または求職数が求人数を上回り、就職難といえる時期にあつたが、その後、経済の成長にともない、雇用需要の増大、なかんづく新規学卒者を中心とする若年労働力に対する需要が著しく増大し、32年以降は、新規学卒者に対する求人数は求職数をはるかに上回り、労働市場は、売手市場に転じ、以降その度合は深刻さを加えている。さらに、新規中卒者は、38年の249万人をピークに減少を続け、41年には213万人と38年より36万人も減少しており、この絶対数の減少傾向と、進学率の上昇傾向が求人難を一層困難なものにしている。

新規学卒者に対する求人数の推移をみると、32年当時においては、中卒者68万人、高卒者49万人であつたが、39年にはそれぞれ171万人、199万人に達した。景気後退により求人の手控えがあつた41年では103万人、211万人とやや落ち着いたが、それでも32年に対する41年の求人数は、中卒者で1.5倍、高卒者では4.3倍にも達している。

これら求人に対する充足率は、39年には30%を下回つたが、41年には、中卒者で32%、高卒者で34%と若干上昇した。

また、41年3月の新規学卒者の労働力の需給関係は、若干緩和されたものの、依然として学卒労働力の不足基調には変わりなく、今後新規学卒労働力の供給は、中卒者の絶対数の不足、技術革新の進展にともなう中卒生以上の知識、技能の必要性等の理由から、次第に中卒者から、高卒者へと変化していく傾向にある。

これら新規学卒者は、サービス業等の第三次産業に就職する者の割合が増加し、一方、事業所規模別には、41年3月新規学卒者だけについてみると、従業員100人未満の中小企業への増加がめだつた。

さらに、新規学卒就職者は、大都市およびその周辺の工業都市に約7割が集中し、新しい職場内外の生活環境の変化等から、職場生活に適応でき

ない年少労働者が目立つとともに、しかも、就職後1年以内に離転職する者が増加し、職場適応に対する指導の必要性が大きな問題となつてきている。

(2) 学卒者の就職状況

イ、中学校卒業者

(イ) 卒業者の進路

41年3月に中学校を卒業した者は、213万4千人で、前年より22万6千人の減少となつており、新規中学校卒業者は、38年以降年々減少している。

これら中学校卒業者の卒業後の進路状況をみると、まず、進学者総数では147万6千人で前年より11万5千人減少したが、これを進学率(全卒業者のうち進学者の占める割合)でみると、69.1%と前年を1.7ポイントも上回り、年々進学率が高くなつてきている。このため、就職者(就職進学者を含む。以下同じ)は、52万2千人となり、前年より10万2千人(2ポイント)も減少し、就職者は逐年減少の傾向を辿っていることにある。ついで、進学も就職もしていない無業者が、12万9千人(6.1%)となつているが、無業者の占める割合が年々増加していることは、いわゆる有名校入学のための進学浪人組が若干づつ増えてきているためとみられる。(第7表)

第7表 中学校卒業後の進路

(人)

区 分		卒業者	進学者	就職者	就職進学者	無業者	その他
実数	昭和37年3月	1,947,657	1,191,414	596,500	55,900	91,354	12,489
	38年3月	2,491,231	1,592,533	691,973	71,871	105,248	21,606
	39年3月	2,426,802	1,607,748	623,810	73,877	107,185	14,182
	40年3月	2,359,558	1,591,024	548,675	76,056	135,218	8,585
	41年3月	2,133,508	1,475,554	454,549	67,926	129,126	6,353
比率	昭和37年3月	100.0	61.2	30.6	2.9	4.7	0.6
	38年3月	100.0	63.9	27.8	2.9	4.2	1.2
	39年3月	100.0	66.2	25.7	3.1	4.4	0.6
	40年3月	100.0	67.4	23.3	3.2	5.7	0.4
	41年3月	100.0	69.1	21.3	3.2	6.1	0.3

資料出所 文部省「学校基本調査」

就職者の就職した事業所を産業別にみると、製造業が29万5千人で全体の56.6%を占め、例年同様最も多く、以下サービス業15.0%、卸売・小売業8.0%、建設業6.5%、農業6.1%、その他7.8%となつている。38年以降の就職状況をみると、サービス業および建設業へ就職する者の割合が高まつているのにくらべ、農業、製造業へ就職する者の割合が減少している。また、就職者の過半数を占める製造業の内訳をみると、繊維工業が7万3千人で最も多く、製造業就職者総数の24.7%を占めており、ついで、電気機械器具製造業11.7%、金属製品製造業10.3%の順となつている。なお、繊維工業では就職者の90%は女子で占められている。(第8表)

第8表 中学校卒業者の産業別就職者構成比

(人)

産 業 別	38年	39年	40年	41年
計	763,844 (100.0)	697,687 (100.0)	624,731 (100.0)	522,475 (100.0)
製 造 業	462,195 (60.5)	430,631 (61.7)	387,196 (62.0)	295,414 (56.6)
サ ー ビ ス 業	80,731 (10.6)	77,117 (11.6)	72,654 (11.6)	78,395 (15.0)
卸売業・小売業	70,104 (9.2)	58,438 (8.4)	49,564 (8.0)	41,754 (8.0)
農 業	64,368 (8.4)	49,933 (7.2)	38,251 (6.1)	31,986 (6.1)
建 設 業	23,854 (3.1)	24,853 (3.6)	26,594 (4.2)	34,181 (6.5)
そ の 他	62,592 (8.2)	56,715 (8.1)	50,472 (8.1)	40,753 (7.8)

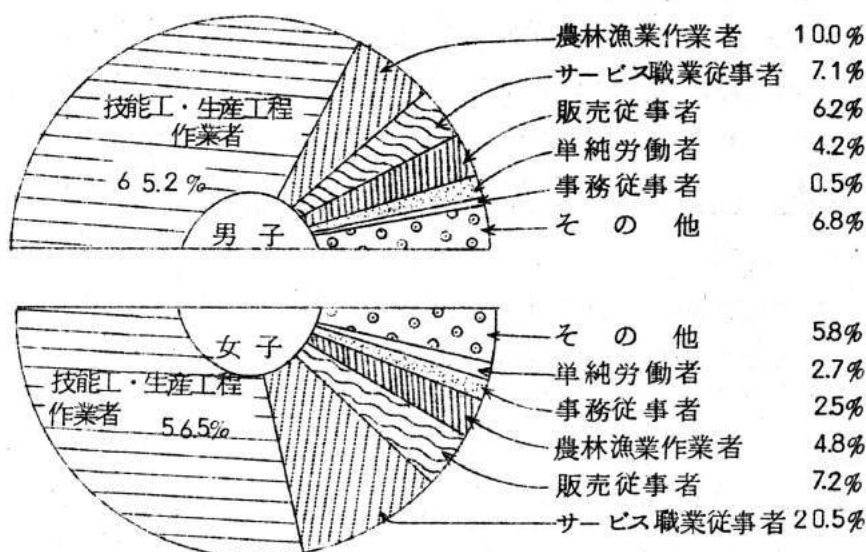
資料出所 文部省「学校基本調査」

注 ()内はパーセントである。

一方、就職者の職業別就職状況をみると、技能工・生産工程作業者が最も多く全体の61.0%を占め、ついでサービス職業従事者13.6%、農林漁業作業者7.5%、販売従事者6.7%の順となつている。こ

れを男女別にみると、技能工・生産工程作業者が男女とも、それぞれ 65.2%、56.5%と第1位を占め、ついで、男子では、農林漁業作業者が10.0%、サービス職業従事者7.1%の順となっており、女子では、第2位はサービス職業従事者20.5%、ついで販売従事者7.2%、農林漁業従事者4.8%の順に続いている。(第4図)

第4図 中学校卒業者の職業別就職状況



資料出所 文部省「学校基本調査」

38年以降の推移をみると、単純労働者、サービス職業従事者および運輸通信従事者が増加の傾向にあり、他方、事務従事者、販売従事者、農林漁業作業者の減少傾向がめだっている。41年を前年と比較すると、サービス職業従事者が3.4ポイント増加し、技能工・生産工程作業者の2.9ポイントの減少が注目される。(第9表)

県外就職率(全就職者のうち、出身学校が所在する都道府県以外の地域に就職した者の占める割合)は、全国平均で31.8%で前年より1.5ポイント低くなっている。これは、景気後退の影響により、とくに京浜、東海、京阪神等の工業地域の大規模事業所が、求人をさし控えたことにより地域間連絡が沈静化したこと、および新卒者

第9表 中学校卒業者の職業別就職状況

年 度	3 8	3 9	4 0	4 1
事 務 従 事 者	1.9 %	1.9 %	1.8 %	1.4 %
販 売 従 事 者	8.3	7.6	7.0	6.7
農 林・漁 業 作 業 者	9.7	8.4	7.3	7.5
運 輸・通 信 従 事 者	2.3	2.5	2.8	2.9
技能工・生産工程作業者	61.8	63.6	63.9	61.0
単 純 労 働 者	2.8	2.7	3.3	3.5
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	9.2	9.6	10.2	13.6
そ の 他	4.0	3.7	3.7	3.4

資料出所 文部省「学校基本調査」

の採用難のため地方における県内労働力確保対策が浸透したことなどによるものと考えられる。(第10表)

第10表 中学校卒業者の
県外就職率の推移

卒業年度	県外就職率
37年3月	33.4 %
38	31.7
39	33.1
40	33.3
41	31.8

資料出所 文部省「学校基本調査」

都道府県別に県外就職率をみると、例年どおり鹿児島が76.8%で最も高く、ついで、島根(66.0%)、宮崎(62.7%)、高知(60.5%)等の九州・四国の地域が比較的高率であり、これに対し、大阪(0.6%)、東京(2.8%)、愛知(4.0%)等が低率である。また、県外就

職者の就職先をみると主として、東京(28.5%)、大阪(18.9%)、愛知(16.7%)、神奈川(6.6%)等のいわゆる既成大工業地域に就職し、これら4都府県で全県外就職者の70.7%を占めており、この傾向は前年と同様である。

(ロ) 職業紹介状況

職業安定機関を通じての職業紹介状況をみると、41年3月中学校

卒業者のうち、職業安定機関に対する求職申込件数は、36万886件（男子17万881件、女子19万5件）で、前年にくらべて19.5%減少し、特に男子は21.5%も大幅に減っている。最近5カ年間における求職者の動きをみると、38年以降、卒業生の絶対数の減少および進学率の上昇に伴って求職申込みは、年々減少の一途をたどっている。

これに対する求人数は、103万3千人（男子43万9千人、女子59万3千人）となっており、最近は一般に増加の傾向を示していたが、41年は、景気後退の影響等が反映して前年に比べ38.1%の著しい減少を示した。

このように、求人が前年より大幅に減少したため、求人倍率（求職件数に対する求人数の割合）は、2.9倍（前年3.7倍）と前年に比べやや緩和されたとはいえ、依然として中卒者の求人難には変りがない。

このような求人に対し、就職件数をみると、32万8千件（男子14万8千件、女子17万9千件）で、前年に比べ20.5%（男子23.6%、女子17.8%）の減少となっている。しかし、充足率（求人数に対する就職件数の割合）は、31.8%（男子33.8%、女子24.6%）と前年より上昇した。最近3カ年間における充足率をみると、41年3月卒業者の場合は、過去2カ年間の場合よりも僅かながら上昇している。（第11表）

第11表 新規中卒者の職業紹介状況

	求職件数 ^①	求人数 ^②	就職件数 ^③	求人倍率 (^② / ^①)	就職率 (^③ / ^①)	充足率 (^③ / ^②)
37年3月	479千件	1,399千人	414千件	2.9倍	80.5%	29.6%
38	532	1,396	459	2.6	86.2	32.9
39	478	1,714	453	3.6	90.5	25.3
40	448	1,668	413	3.7	92.1	24.7
41	361	1,033	328	2.9	90.9	31.8

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(イ) 産業別求人就職状況

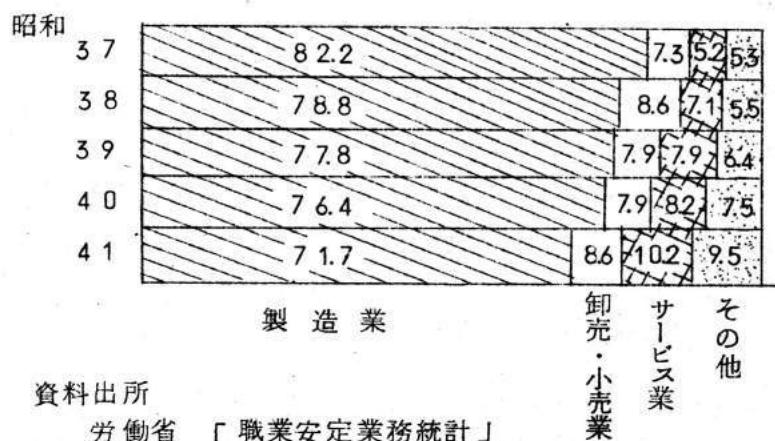
産業別に求人数、就職件数をみると、いずれも製造業が最も多く、求人数は78万人(75.8%)、就職件数23万5千件(71.7%)で、それぞれ総数の $\frac{2}{3}$ 以上を占めている。ついで、卸売・小売業が求人8万8千人(8.6%)、就職2万8千件(8.6%)、サービス業が求人8万3千人(8.1%)、就職3万4千件(10.2%)となっており、これらの3産業で求人、就職とも90%以上を占めている。(第12表)これを前年にくらべると、製造業の割合が低下し、建設業、卸売・小売業、サービス業の割合が高くなっている。(第5図)。この傾向は、文部省の「学校基本調査」による中学校卒業者の産業別就職者構成比状況(第7表)とほぼ同様である。

第12表 中学校卒業者の産業別求人、就職状況

区 分	求 人 数	就 職 件 数	就職者構成比
計	1,032,816人	328,093件	100.0%
農 林 ・ 水 産 業	2,152	720	0.2
鉱 業	605	326	0.1
建 設 業	39,223	15,314	4.7
製 造 業	780,521	235,139	71.7
卸 売 業 ・ 小 売 業	88,339	28,236	8.6
金融保険・不動産業	928	351	0.1
運 輸 通 信 業	34,829	12,765	3.9
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	2,419	1,444	0.4
サ ー ビ ス 業	83,166	33,567	10.2
公 務	634	321	0.1

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

第5図 中学校卒業者の産業別就職構成比の推移



(二) 規模別就職状況

就職者の状況を事業所の規模別にみると、従業員500人以上の大規模事業所への就職が最も多く、9万7千人(29.5%)、ついで100~499人の事業所9万1千人(27.9%)、29人以下の事業所(22.9%)、30~99人の事業所(19.7%)となっており、これを前年にくらべると、500人以上事業所で4.4ポイント、100~499人で1.7ポイントそれぞれ減少しているが、20人以下事業所のみ4.6ポイントの上昇がみられた。最近5カ年間の推移をみると、大規模事業所で就職する者の割合が増加していたが、41年は大規模事業所へ就職する者の率が低下し、100人未満の小規模事業所へ就職する者の割合が増加している。これは、不況により大規模事業の求人の手控えがあつたためと思われる。(第13表)

第13表 中学校卒業就職者の規模別構成比(%)

年 度	総 数	500人以上	100~499人	30~99人	29人以下
昭和37年3月	100.0	31.3	32.1	20.8	15.7
38	100.0	27.1	30.8	22.0	20.1
39	100.0	33.1	29.7	19.4	17.7
40	100.0	33.9	29.6	18.2	18.3
41	100.0	29.5	27.9	19.7	22.9

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(6) 地域別求人就職状況

求人倍率を地域別にみると、地域によつて大きな差異がみられ、京浜（8.0倍）、東海（6.1倍）、京阪神（5.6倍）の三大工業地域がいずれも5倍以上を示しているのに対し、東北（0.8倍）、山陰（0.7倍）、四国（0.9倍）、南九州（0.5倍）などは1.0倍以下となつている。このことは、京浜、東海、京阪神などでは、当該地域のみでは労働力も充足することがきわめて困難であり、他方、東北、山陰、四国、九州などの地域では、いずれも当該地域内で求職者を就職させることが困難であることを示している。（第14表）

第14表 中学校卒業者の
地域別求人倍率

	40年3月卒	41年3月卒
全 国	3.7 倍	2.9 倍
北海道	1.2	1.3
東 北	0.9	0.8
北関東	2.3	1.8
南関東	4.5	3.3
京 浜	10.7	8.0
北 陸	2.4	2.3
東 山	2.4	2.0
東 海	8.3	6.1
近 畿	3.6	2.9
京阪神	7.8	5.6
山 陰	0.7	0.7
山 陽	2.9	2.7
四 国	1.1	0.9
北九州	1.1	1.0
南九州	0.4	0.5

(注)1. 東北…（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）北関東…（茨城、栃木、群馬）南関東…（埼玉、千葉）京浜…（東京、神奈川）北陸…（新潟、富山、石川、福井）、東山…（山梨、長野）、東海…（岐阜、静岡、愛知、三重）、近畿…（滋賀、奈良、和歌山）、京阪神…（京都、大阪、兵庫）、山陰…（鳥取、島根）、山陽…（岡山、広島、山口）、四国…（徳島、香川、愛媛、高知）、北九州…（福岡、佐賀、長崎）、南九州…（熊本、大分、宮崎、鹿児島）

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

つぎに、他県に出て就職した、いわゆる県外就職者は、11万7千で前年より24.9%減少している。また、県外就職率は35.7%で

前年より2ポイント低下している。また、これら県外就職者の80%以上は、京浜、東海、京阪神の3地域に就職している。(第15表)

第15表 中学校卒業就職者の主要地域間の労働力流動状況

(昭和41年度)^(人)

地域別	他地域からの受入数	主 要 供 給 地							
		東北	北関東	南関東	北陸	四国	北九州	南九州	その他
他地域への送出数	106763	26013	7573	3112	6364	10904	11967	22825	18005
京 浜	36321	16493	6418	3010	3344	281	52	1709	5014
東 海	31347	4935	176	55	1822	2054	6220	11233	4852
京阪神	25038	86	2	1	649	7265	2800	7430	6805
その他	14057	4499	977	46	549	1304	2895	2453	1334

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

ロ、高等学校卒業生

(イ) 卒業生の進路

41年3月に高等学校を卒業した者は、15.5万7千人で、前年より3.9万7千人も大幅に増加した。卒業者のうち、就職者(就職進学者を含む)は、90万3千人で、前年より20万2千人(28.9%)増加しているが、卒業者中に占める就職者の割合は、58.0%で前年にくらべて2.3ポイント減少している。(第16表)

第16表 高等学校卒業後の進路

年	卒業者	進学者	就職進学者	就職者	無業者	その他
37年3月	1,016,171人 (100.0)	18.6%	0.7%	63.2%	15.7%	1.8%
38	987,426 (100.0)	20.1	0.8	62.6	14.1	2.4
39	871,534 (100.0)	22.5	0.9	63.0	12.7	0.9
40	1,160,075 (100.0)	24.5	0.9	59.5	14.1	1.0
41	1,556,983 (100.0)	23.7	0.8	57.2	17.4	0.9

資料出所 文部省「学校基本調査」

就職者の就職した事業所を産業別にみると中学校卒業者にみられるように特定産業に対する集中傾向はみられず、各種の産業にわたっているが、その中で比較的多いのは、製造業（33.4%）と卸売・小売業（27.0%）で、この両産業には、6割の者が就職している。最近の推移をみると、製造業、卸売・小売業およびサービス業は、逐年増加の傾向を示しているが、製造業は昨年にくらべ労働者数では約5万人増加しているが、比率では3.1ポイント低下した。（第17表）

第17表 高等学校卒業者の産業別就職状況

(人)

産 業 別	38年	39年	40年	41年
計	62,6065 (100.0)	557,106 (100.0)	700,245 (100.0)	902,826 (100.0)
製 造 業	214,189 (34.2)	201,694 (36.2)	254,615 (36.5)	301,583 (33.4)
卸売業・小売業	156,749 (25.0)	132,659 (23.8)	168,143 (24.0)	243,617 (27.0)
金 融 保 険 業	56,262 (9.0)	54,612 (9.8)	63,274 (9.0)	63,153 (7.0)
運 輸 通 信 業	44,803 (7.2)	38,218 (6.9)	51,612 (7.4)	54,031 (6.0)
公 務	42,065 (6.7)	35,676 (6.4)	42,598 (6.1)	56,256 (6.2)
サ ー ビ ス 業	38,402 (6.1)	35,606 (6.4)	47,125 (6.7)	80,538 (8.9)
農 業	25,965 (4.2)	17,864 (3.2)	22,485 (3.2)	33,762 (3.7)
そ の 他	47,630 (7.6)	40,777 (7.3)	50,393 (7.1)	69,886 (7.8)

資料出所 文部省「学校基本調査」

註 ()内はパーセントである。

つぎに、就職者を職業別にみると、事務従事者が38.3%で最も多く、ついで技能工・生産工程作業員（22.9%）、販売従事者（19.3%）の順となつている。最近の推移をみると、中学校卒業者と同様にサービス職業従事者が増加の傾向にある。

これを性別にみると、かなりの差異がみられ、男子では、技能工・生産工程従事者が37%と第1位を占め、事務従事者および販売従事

者がそれぞれ 18.5%、18.2%とほぼ同率で続いているに対し、女子は、事務従事者が約 58%を占め、販売従事者が 20%で、この事務・販売従事者で約 80%を占めている。また、技能工・生産工程従事者は、中学校卒業者の場合は、男女とも 65%、56%とそれぞれ全就職者の過半数を占めていたが、高等学校卒業の女子の場合には、1割にもみえない 9%であつた。(第 18 表)

第 18 表 高等学校卒業者の職業別就職状況

年 度	38	39	40	41		
				計	男	女
専門的・技術的職業従事者	3.6%	3.7%	3.4%	2.6%	3.1%	2.1%
事務従事者	40.9	42.2	40.7	38.3	18.5	57.9
販売従事者	18.2	16.7	16.4	19.3	18.2	20.5
農林・漁業作業従事者	4.3	3.4	3.3	3.9	6.4	1.3
運輸通信従事者	4.5	4.4	4.9	4.1	6.4	1.9
技能工・生産工程従事者	21.5	22.6	23.3	22.9	37.0	8.9
単純労働者	0.9	0.8	0.9	0.9	1.2	0.5
サービス職業従事者	2.8	3.1	3.3	3.9	2.6	5.2
その他	3.2	3.1	3.8	4.1	6.6	1.7

資料出所 文部省「学校基本調査」

県外就職率(全就職者のうち、出身学校が所在する都道府県以外の地域に就職した者の占める割合)は、全国平均で 27.8%で前年より 2 ポイント低くなっている。男女別にみると、男子 33.8%、女子 21.9%で中学校卒業者の場合とは反対に、男子の方が高率である。都道府県別にみると、鹿児島(67.2%)、島根(65.1%)、奈良(57.7%)、徳島(53.3%)等が高率である。他方、県外就職者は、東京(42.4%)、大阪(22.8%)、愛知(7.9%)、神奈川(6.2%)の 4 都府県に大部分(79.3%)就職している。(第 19 表)

第19表 高等学校卒業者の県外就職率の推移

卒業年度	県外就職率
37年3月	28.4%
38 "	27.4
39 "	28.0
40 "	29.8
41 "	27.8

資料出所

文部省「学校基本調査」

(ロ) 職業紹介状況

41年3月に高等学校を卒業した者の職業安定機関と職業安定法第33条の2の学校扱いによる職業紹介状況をみると、求職件数は81万8千件（男子37万7千、女子44万1千）で、前年にくらべ29.6%の増加となっており、これまでの最高を示している。

これに対する求人数は、210万6千人（男子120万7千人、女子89万9千人）で、前年より4.8%減少している。このため、求人倍率は男女計で2.6倍となり、前年の3.5倍に比較しやや求人難が緩和されている。このうち、男子においては、3.2倍の求人倍率を示しており、依然として求人難であるといえる。

また、就職件数は71万7千（男子33万8千、女子37万9千）で、前年にくらべて約6万6千（30.1%）の増加を示しており、このため充足率は34.0%と前年の24.9%を9.1ポイントも上回り、とくに女子の充足率は42.1%と著しく高まっている。（第20表）

(ハ) 産業別求人・就職状況

産業別に求人数をみると、製造業が45.4%で最も多く、以下、卸売・小売業（29.6%）、金融・保険・不動産業（7.5%）、サービス業（6.3%）、運輸通信業（5.4%）などの順で、中学校卒業者の場合に比較して第3次産業のウェイトが高い。

これに対する就職件数は、求人数とほぼ同様の順位となっており、製造業（40.3%）、卸売・小売業（30.3%）、金融・不動産業

(1 0 . 5 %)、サービス業(7 . 1 %)と続き、中学校卒業者と比較して就職先の産業が広範囲にわたっている。(第 2 1 表)

第 2 0 表 高等学校卒業者の職業紹介状況

項 目	昭和 4 1 年 3 月 卒			40年3月卒	対前年比 41/40
	計	男 子	女 子		
求職申込件数 ①	818,454	377,220	441,234	631,546	+ 29.6
求 人 数 ②	2,106,505	1,206,736	899,769	2,212,388	- 4.8
就 職 件 数 ③	716,995	338,105	378,890	551,077	+ 30.1
他県へ出て就職した件数 ④	240,424	143,905	96,474	193,076	+ 24.5
求人倍率 (②/①)	2.6	3.2	2.0	3.5 (男 4.6) (女 2.6)	-
就 職 率 (③/①)	87.6	89.6	85.9	87.3	-
充 足 率 (③/②)	34.0	28.0	42.1	24.9 (男 19.3) (女 33.6)	-
県外就職率 (④/③)	33.5	42.6	25.5	35.0	-

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(二) 規模別就職状況

事業所の規模別に就職状況をみると、従業員500人以上の規模事業所に就職しているものが15万4千(34.4%)で最も多く、ついで100人～499人規模事業所が14万(30.2%)、30人～99人11万2千(21.4%)、29人以下7万4千(14.1%)と規模が少さくなるに従い、就職者の割合が減少する。これを前年と比較すると、中学校卒業者と同様に、大規模事業所へ就職した者の割合が低下し、小規模事業所への就職の割合が高くなっていることが注目される。(第 2 2 表)

第21表 高等学校卒業者の産業別、規模別求人数および就職件数（昭和41年度）

区 分	項 目	求 人 数			就 職 件 数		
		計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
農 業		963 ^人	697 ^人	266 ^人	462 ^件	312 ^件	150 ^件
林 業・狩・猟業		294	227	67	171	130	41
漁業・水産・養殖業		643	435	208	210	126	84
鉱 業		1,043	652	391	575	232	343
建 設 業		27,652	22,230	5,422	11,720	8,553	3,167
製 造 業		443,762	251,284	192,478	171,606	87,192	84,414
卸売業・小売業		289,974	136,816	153,158	129,071	42,426	86,645
金融保険・不動産業		73,342	20,776	52,566	44,657	8,252	36,405
運 輸 通 信 業		53,199	25,366	27,833	24,245	12,614	11,631
電 気・ガ ス・水 道 業		6,912	4,200	2,712	2,967	1,641	1,326
サ ー ビ ス 業		61,662	23,979	37,083	30,407	9,114	21,293
公 務		18,500	11,904	6,596	9,901	6,106	3,795
計		977,946	498,566	479,380	425,992	176,698	249,294
20人以下		152,633	78,829	73,804	59,963	21,690	38,273
30人～99人		241,561	129,923	111,638	91,256	37,743	53,513
100人～499人		297,830	157,471	140,359	128,513	59,476	69,037
500人～999人		118,005	57,306	60,699	53,069	21,759	31,310
1,000人以上		167,917	75,037	92,880	93,191	36,030	57,161

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

第22表 高等学校卒業就職者の規模別構成比（％）

	総 数	500人以上	100人～499人	30～99人	29人以下
昭和37年3月卒	100.0	33.8	34.0	21.6	10.6
38	100.0	32.6	33.5	22.2	11.7
39	100.0	39.3	32.4	19.2	9.1
40	100.0	41.8	30.0	18.6	9.6
41	100.0	34.4	30.2	21.4	14.1

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(イ) 地域別求人・就職状況

地域別に求人倍率をみると、近畿（3.9倍）、京阪神（3.8倍）、東海（3.7倍）が高率である。中学校卒業者にみられたほどの地域間格差はみられず、高等学校卒業者は、中学卒業者より県内及びその隣接地域で就職しうる度合いが高いことを示している。（第23表）

第23表 高等学校卒業者の
地域別求人倍率

	40年3月卒	41年3月卒
全 国	3.5 倍	2.6 倍
北 海 道	1.1	0.9
東 北	2.0	1.4
北 関 東	2.4	1.9
南 関 東	3.0	1.7
京 浜	3.0	2.0
北 陸	3.0	2.0
東 山	3.8	2.7
東 海	5.5	3.7
近 畿	6.6	3.9
京 阪 神	5.3	3.8
山 陰	4.8	3.7
山 陽	4.2	3.2
四 国	4.0	3.3
北九州	2.4	2.5
南九州	2.7	2.1

また、職業安定機関扱いによる県外就職者は1.1万8千件で、前年より19.9%増加したが、県外就職率は27.8%（前年29.8%）と若干低下した。県外就職者を就職地域別にみると、中学校卒業者と同様に、京浜、東海、京阪神の三大工業地域に就職している。供給地域では、東北、北関東、南関東の占める割合が高く、中学校卒業者の場合と異なり四国、九州の占める割合は必らずしも高いとはいえない。（第24表）

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(ロ) 職業安定法第33条の2の学校扱を含む。

(3) 離転職者と職場への適応

新規学校卒業者を中心とした若年労働力に対する需要は例年著しいものがあり、求人難はひき続き深刻であることは前述したとおりである。他方、最近、年少労働者の一部に就職後間もなく安易に転退職する者が少なくない。

第24表 高等学校卒業就職者の主要地域間の労働力流動状況

(昭和41年度 (人))

地域別	他地域からの受入数	主 要 供 給 地								
		東北	北関東	南関東	北陸	山陽	四国	北九州	南九州	その他
他地域への送出数	9,447	26,171	12,736	16,664	10,127	2,927	4,007	3,295	3,930	14,620
京 浜	67,533	21,754	11,281	16,248	5,625	309	537	808	1,290	9,681
東 海	6,667	1,248	175	49	1,522	134	394	1,032	918	1,195
京阪神	12,641	175	86	37	2,425	2,373	2,885	1,055	1,141	2,464
その他	7,636	2,994	1,194	330	555	111	191	400	581	1,280

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(註) 本表は職業安定機関で扱ったもののみである。

このような状況にかんがみ職場において年少労働者の抱えている問題や悩みを十分把握し、適切な指導、援助を通じて、職場への適応を図ることも肝要である。

(イ) 離職状況

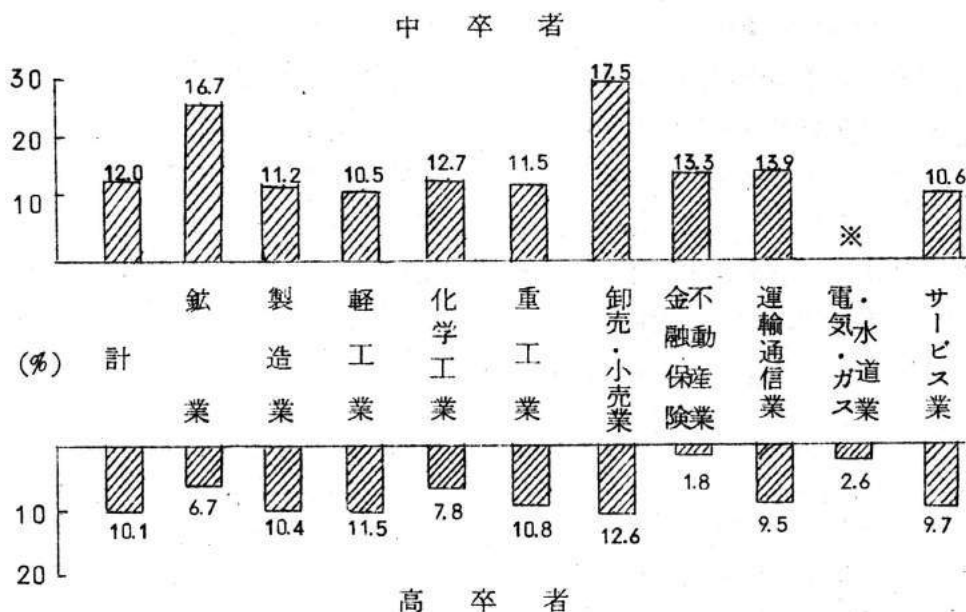
学卒労働者の職場定着の状況をみると、40年3月に中学校および高等学校を卒業し就職した年少労働者117万1千人のうち、同年12月までの9カ月間に離職した者は11万4千人で、離職の割合は、中学校卒業者では12.0%（男子14.5%、女子9.6%）、高等学校卒業者では10.1%（男子10.9%、女子9.4%）となつている。換言すると、中学校卒業者は約8人に1人、高等学校卒業者では約10人に1人が、就職後9ヶ月を経ないうちに離職していることとなる。（第25表）

離職者を性別にみると、中卒者、高卒者とも女子に比べ男子の離職率が高く、特に中卒者においてこの傾向が顕著である。

離職の割合を主要産業別にみると、中卒者においては、卸売・小売業が17.5%で最も高く、鉱業（16.7%）、運輸通信業（13.9%）、金融保険不動産業（13.3%）がこれについて高くなつている。高卒者では、中卒者と同様に卸売・小売業が12.6%で最も高く、ついで製造業（10.4%）、サービス業（9.7%）、運輸通信業（9.5%）の順と

なっている。中卒者は各産業とも総じて11%以上であるのに、高卒者では各産業とも中卒者より低くなっているが、製造業のうち軽工業のみが中卒者より高くなっている。(第26図、第25表)

第6図 産業別学卒入職者に対する離職者の割合(40年)



(注) ※印は当該数値が小さいので省略

資料出所 労働省「雇用動向調査」

第25表 学卒入職者に対する学卒離職者の割合 (40年)(%)

区 分	合 計			男 子			女 子		
	計	中 卒	高 卒	計	中 卒	高 卒	計	中 卒	高 卒
(5人以上)	10.3	12.0	10.1	11.3	14.5	10.9	9.4	9.6	9.4
500人以上	6.9	8.0	7.2	7.2	8.7	8.6	6.6	7.7	5.8
100～499人	9.3	10.5	9.3	10.4	13.3	10.1	8.3	8.2	8.6
30～99人	10.6	13.8	8.9	11.3	14.4	9.8	10.0	12.7	8.4
10～29人	17.6	19.3	17.1	19.7	20.1	20.1	15.9	17.6	15.6
5～9人	14.6	14.0	16.2	18.1	20.9	16.9	11.4	7.3	15.8
(10人以上)	10.2	11.9	9.8	11.1	14.2	10.9	9.3	9.7	9.2

(注) 入職者は学卒既就業者を含む。学歴計は短大、大学卒を含む。

資料出所 労働省「雇用動向調査」

また、事業所の規模別に離職状況をみると、中学卒、高校卒のいずれにも共通して、大規模事業所よりも小規模事業所において離職率が高い傾向がみられる。すなわち、中卒者の就職率は、従業員500人以上の場合8.0%であるのに対し、10人～29人の事業所では19.3%に達している。高卒者についてみても、従業員規模500人以上では7.2%に止まっているのに対し、10～29人の事業所では17.1%となっている。しかしながら、5人～9人の零細事業所の場合は、10～29人の小規模事業所よりも離職率が若干低い点が注目される。（第24表）

このような零細事業所における離職率の低い原因については、第26表の示すように、年少労働者の過半数が「独立して事業をする」、「技術を身につける、腕をみがく」ことを生活目標または希望として就労している実情も参照されるのではあるまいか。（内閣総理大臣広報室、「年少労働者の生活と意識に関する調査」による）。（第26表）

第26表 年少労働者の生活目標、希望の状況
(昭和39年)

技術を身につける、腕をみがく	30.9%
独立して事業をする	26.8
良い職場に移る(転職)	7.3
その他職業に関すること	5.7
勉学、進学、教養	4.8
趣味、娯楽、スポーツ	2.5
恋愛、結婚、家庭	7.7
貯金する、家、自動車を買う、文化生活	9.5
親兄弟など家族のため何かしてやる	10.0
そ の 他	4.6

資料出所 内閣総理大臣広報室・労働省婦人少年局共同「年少労働者の生活と意識に関する調査」

転職者数を年令別でみると、40年に転職した者は17.1万で、そのうち、20才未満は全体の18.8%で、これに20～24才の年令層

(33.8%)を加えると、転職者の52.6%はこれら若年労働者によるものである。また前年と比較すると25才以上の多年令層では減少しているのに対し25才未満の若年労働者の離職者の割合が増加していることが注目される。(第27表)

第27表 転職者の年令別構成

	計	20才未満	20～24才	25～29才	30～34才	35～49才	50才以上
計	100.0	18.8	33.8	17.7	10.1	14.0	5.5
男子	100.0	14.7	29.8	20.9	12.5	15.1	7.0
女子	100.0	25.7	40.5	12.3	6.1	12.4	3.0
39年計	100.0	15.4	33.7	17.6	11.2	16.3	5.8

資料出所 労働省「雇用動向調査」

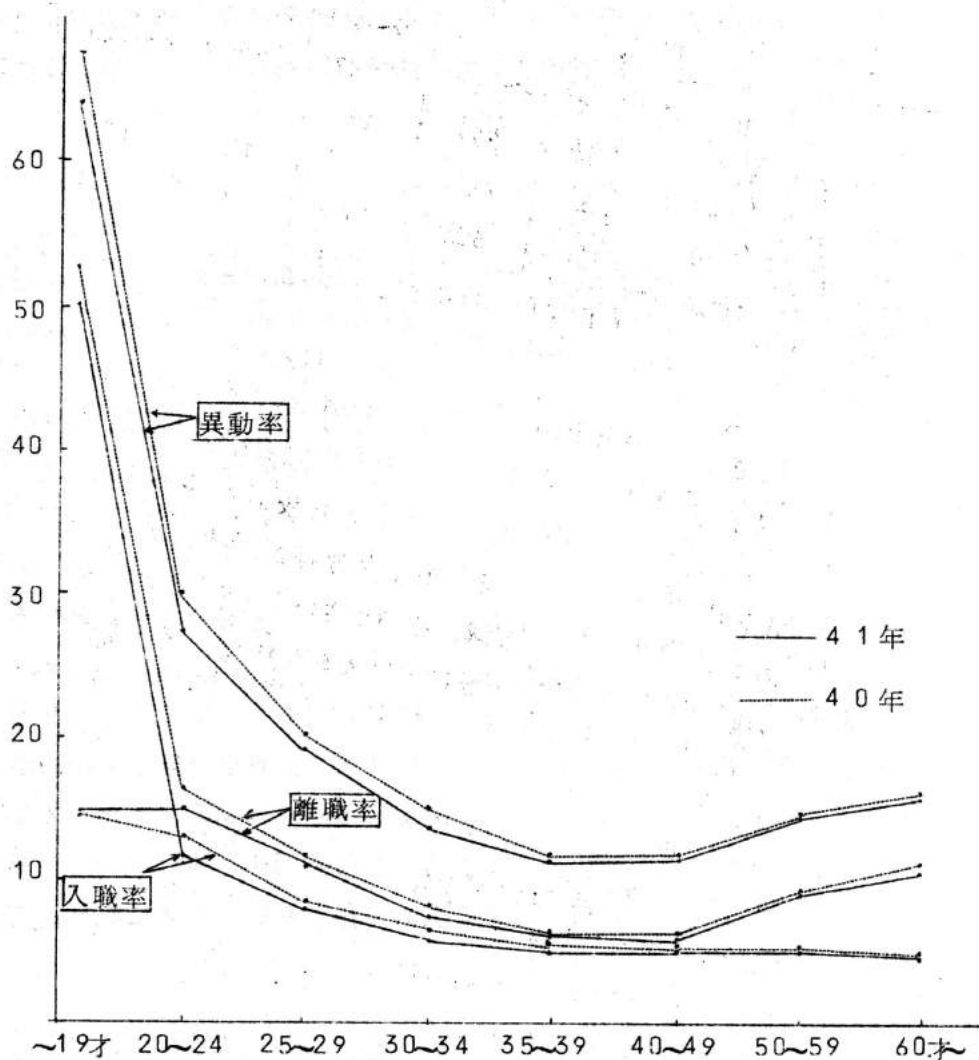
さらに、41年上半期(1月～6月)における年令別の離職率をみると、20～24才および20才未満の若年令層が、それぞれ15.1%、14.4%と高く、年令が高くなるに従い遁減し、50才以上になると再び10%に高まっている。前年同期に比較すると、各年令層とも離職率は低下しており、20才未満の年少労働者の離職率は0.3ポイント減で、他の各年令層にくらべて減少率が小さい。(第7図)しかし、新規学卒者の離職する時期は、一般に就職後6カ月前後から次第に多くなるとされている。

(1) 離職時期

一般に、離職は、就職後3カ月位から異動の動きがみられ、6カ月前後のいわゆる盆または夏期休暇によつて帰省する頃からめだつて多くなり、就職後1年を経過する頃には、離職率は、6カ月前後の離職率の2倍となつている。(第28表)

また、部分的ではあるが労働力の供給県である鹿児島県が37年3月に中学校および高等学校を卒業し就職した者について、就職後3年間にわたり職場定着状況を追跡調査したところによると、就職後6カ月後に8.7%、1年半後に27.1%、2年目にはやや落着きを示すものの、3

第7図 年令別入・離職率ならびに異動率



資料出所 労働省「雇用動向調査(41年上半期)」

年後には約半数の49.8%が何んらかの形で職場を離れており、年少労働者の労働異動の著しいのがめだっている。(第29表)

第28表 中学校卒業者の離職率の推移（東京都）

昭和41年3月

時 点 別	規 模 別 項 目	事 業 所 規 模 別						
		計	1~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~499人	500人以上
3ヵ月後	離 職 率	4.0	4.6	4.3	4.9	4.4	3.9	2.8
	調査事業所	3,730	1,749	615	635	538	87	106
6ヵ月後	離 職 率	7.4	7.2	8.0	9.2	8.5	7.5	5.6
	調査事業所	3,595	1,681	600	635	480	88	111
1年後	離 職 率	13.9	12.7	14.8	17.6	16.9	13.6	10.8
	調査事業所	2,816	1,227	558	506	419	88	118

資料出所 東京都「中学校卒業者の離職状況」

第29表 学卒者の離職期間別状況（鹿児島県）

(%)

期 間 性別	3月以内	3月～6月	6月～1年	1年～1年6月	1年6月～2年	2年～3年
計	42 (1.5)	8.7 (1.5)	17.7 (1.5)	27.1 (1.5)	37.4 (1.7)	49.8 (1.0)
男	7.2 (2.4)	14.4 (2.4)	24.8 (1.7)	38.4 (2.2)	49.4 (1.8)	59.7 (0.8)
女	3.0 (1.0)	6.3 (1.1)	14.0 (1.3)	22.4 (1.4)	32.4 (1.7)	45.7 (1.1)

資料出所 鹿児島県職業安定課調査

(注)1. 昭和37年3月卒 計9516人(男2,817人、女6,699人)

2. ()内は月平均離職率を示す。

(ロ) 離職理由

これら離職者の離職理由について、労働省が37年から41年3月までの中学校および高等学校を卒業した者について実施した「職場適応状況調査」の結果により離職者の側からみると、中卒者、高卒者とも「家の都合等個人的事情によるもの」が最も多く、ついで「事業所と不満があつたから」が続き、以上の2つが主な理由にあげられている。（第30表）

第30表 離職者からみた離職事由（学卒者）

（昭和41年5月～8月）

離 職 事 由	中 学	高 校
家の都合等個人的事情で	48.1%	50.9%
事業所に不満があつたから	31.2	31.8
他によい事業所があつたから	10.4	7.8
事業所の都合で	6.3	7.3
他人に誘われたから	4.0	2.2

資料出所 労働省「職場適応状況調査」

(イ) 離職と職場条件

離職と労働条件との関係を、労働省が、39年3月中学卒業就職者について調査した「年少労働者就労状況調査」からみるとかなりの関連性がみられた。

すなわち、まず、休日についてみると、制度として休日が1週につき1日に満たないこととしている事業所の46.9%は、離職率50%以上を示しているが、休日が週1日をこえる事業所では、離職率50%以上を示す事業所は当該休日制をとる事業所の1割にも達していない。この関係は、労働時間についても同様で、労働時間が長くなるとともに離職率もまた高率になる傾向がみられる。（第31～33表）

第31表 年少労働者の休日制別離職率の分布

（%）

項 目 \ 離職率	計	10%未満	10%～ 29.9%	30%～ 49.9%	50%以上
総 数	100.0	46.2	21.0	13.2	19.6
週1日に満たないもの	100.0	24.3	16.7	12.1	46.9
週 休	100.0	45.8	21.2	13.5	19.5
週1日を超えるもの	100.0	66.7	20.0	4.4	8.9
不 明	100.0	90.0	5.0	5.0	—

資料出所 労働省「年少労働者就労状況調査」

第32表 年少労働者の労働時間別離職率の分布

(%)

労働時間	離職率	計	10%未満	10%～29.9%	30%～49.9%	50%以上
総	数	100.0	46.2	21.0	13.2	19.6
42時間未満		100.0	69.2	11.1	5.8	13.9
42時間00分～44時間59分		100.0	54.0	25.7	6.8	13.5
45時間00分～47時間59分		100.0	35.1	29.7	16.0	19.2
48時間		100.0	45.7	19.1	14.1	21.1
48時間01分以上		100.0	51.9	0.9	23.6	23.6
不	明	100.0	34.6	42.3	—	23.1

資料出所 労働省「年少労働者就労状況調査」

さらに、初任給と離職率の関係をみると、初任給が高くなるほど離職率は低い傾向がみられた。しかし、昇進制度、人事相談制度、適性検査、配置転換制度、提案制度等の有無と離職率とには、顕著な相関関係はみられないようである。

第33表 年少労働者の初任給別離職率の分布

(%)

項目	離職率	計	10%未満	10%～29.9%	30%～49.9%	50%以上
総	数	100.0	46.2	21.0	13.2	19.6
8,000円未満		100.0	54.9	8.2	—	36.9
8,000円～9,999円		100.0	37.4	19.6	21.5	21.5
10,000円～11,999円		100.0	49.1	16.5	15.2	19.2
12,000円～13,999円		100.0	43.2	24.0	13.9	18.9
14,000円～15,999円		100.0	55.0	20.7	6.5	17.8
16,000円以上		100.0	39.5	14.7	16.3	29.5
不	明	100.0	59.8	8.4	13.4	18.4

資料出所 労働省「年少労働者就労状況調査」

ロ、職場適応状況

年少労働者の職場における適応状況および不適応の原因を、労働省の「就職後の補導調査」により、就職後4カ月を経過した時点で、現在の職場に対する継続意志をみると、「現在の職場をやめたい」、「現在勤めている所で他の仕事に変わりたい」、「わからない」という職場適応上、不安定な状態にあるものが、中卒者、高卒者ともに半数以上を占めており、とくに、通勤労働者よりも住込み労働者に多くなっている。（第34表）

第34表 年少労働者就職後の勤務継続意志

学 卒 別 勤務継続意志	中 卒 者		高 卒 者	
	通 勤	住 込	通 勤	住 込
長く勤めたい	52.8%	48.9%	45.9%	37.0%
現在勤めているところで他の仕事に変わりたい	10.8	9.7	11.7	11.5
やめたい	3.2	5.2	3.9	9.4
わからない	33.0	36.3	38.3	41.3

資料出所 労働省「就職後の補導調査結果」

また、勤務を継続する意志を明確にし得ない、換言すれば転離職に結びつく不適応要因を何んらかの形で包蔵しているものが中卒、高卒の何れも35～40%に及んでいることが注目される。

この職場における適応状況の傾向は、例えば大都市およびその周辺地域に就職した中卒または高卒者についてもほぼ同様のことがいえる。すなわち、東京都が41年6月～8月にかけて行なつた「新規学校卒業者等の就職後の適応状況調査」によると、現在の職場での勤務継続意志をみると、中卒者、高卒者ともに「やめたい」と表明している者が約4%で、これに対し、同一事業所に長くつとめたいとしている者は、中卒で、40.9%、高卒者で47.2%で、高卒者が6.3ポイントも高くなっている。

また、同一事業所内で配置換えを希望する者の比率は、高卒者の方が中卒者よ

はつきり「やめたい」「他の仕事に変わりたい」と意志表示しているものは、中卒者通勤14%、住込15%、高卒者通勤15.6%、住込20.9%もあること自体、大きな問題として指摘される。

りも高くなっている。このことは、職場配置の重要性を意味するものであるが、同時に、中卒者で47.1%、高卒者で37.5%が、勤務継続意志がわからないものがあることは就職者自身の有する問題もさることながら、事業所の将来性の周知、職業意欲の啓発等の教育訓練の不徹底、労務管理の不手際等事業所側に帰せられるべき種々の問題があるのではないかと思われる。（第35表）

第35表 新規学卒者の勤務継続意思（東京都）

学 卒 別 継 続 意 思	中 卒 者			高 卒 者		
	計	男	女	計	男	女
長くつとめたい	40.9 %	40.7 %	41.0 %	47.2 %	54.3 %	41.6 %
この事業所の中で別の仕事に変わりたい	7.8	8.8	7.1	10.9	12.5	9.6
この事業所をやめたい	4.1	4.1	4.2	4.4	0.4	6.0
わからない	47.2	46.4	47.7	37.5	30.8	42.3

資料出所 東京都「新規学校卒業者等の就職後の適応状況調査」

ついで、「この事業所で別の仕事に変わりたい」および「この事業所をやめたい」と答えた者の不満の内容をみると、前者では、「仕事が自分に向いていないから」というのが中卒者（32.0%）、高卒者（36.0%）ともに不満理由の三分の一を示し、後者でも前述の理由が中卒者で不満理由の四分の一（25%）を占めており、年少者に対する適切な職業の選定が重要であることを示唆している。そのほかの不満内容としては、「職場の設備環境が悪いため」、「雇主、上役、仲間の人達との折合いが悪いため」等、職場環境、人間関係の問題が、労働条件より比率が高いことが注目される。（第36表および第37表）

さらに、職場に対する不満および離転職にいたる原因を考察すると、年少者が就職先の事業所を選択する動機とも関係があるように思われる。すなわち、労働省が実施した前記「就職後の補導調査」および「就職後の職場適応状況調査」により、中卒、高卒全就職者およびそのうち離転職した者のそれぞれについて、事業所の選択理由をみると、離転職

第 3 6 表 この事業所で別の仕事に変わりたいと答えた者の不満理由（東京都）

不 満 の 理 由	中 学	高 校
計	100.0 %	100.0 %
給料や作業時間、休日などの条件が求人条件と違つて悪いから	7.7	9.3
職場の設備環境が悪いから	11.7	4.7
雇主、上級、仲間の人達とおりが悪いから	11.7	8.2
仕事が自分に向いていないから	32.0	36.0
この事業所で将来安定できそうもないから	2.9	5.8
そ の 他	34.0	36.0

資料出所
東京都「新規学校卒業者等の適応状況調査」

第 3 7 表 この事業所をやめたいと答えた者の不満理由（東京都）

不 満 の 理 由	中 学	高 校
計	100.0 %	100.0 %
給料や作業時間、休日などの条件が求人条件と違つて悪いから	10.9	22.9
職場の設備環境が悪いから	12.7	11.4
雇主、上役、仲間の人達とおりが悪いから	7.3	2.9
仕事が自分に向いていないから	25.5	11.4
この事業所で将来安定できそうもないから	21.8	8.6
そ の 他	21.8	42.8

資料出所
東京都「新規学校卒業者等の適応状況調査」

した者については、本人の適性、能力の發揮、労働条件等よりも「知人、先輩がいるから」とか「友人と一緒にだから」という消極的な選択方法がとられている。このことが、就職後事業所に対する種々の不満や不適応を起す原因の一つとなつていてのではないかと推察される。

第38表 年少労働者の就職先事業所の選択理由

(%)

選択理由別	学校別	中 学		高 校	
	対象者別	① 就職者 全 体	② 離 転 職 者	③ 就職者 全 体	④ 離 転 職 者
賃金等の労働条件がよいから		15.5	8.9	15.2	11.9
仕事が自分にあっているから		33.9	17.7	36.4	20.3
知人、先輩がいるから		14.0	21.7	10.5	17.6
友人と一緒にだから		7.4	11.5	3.6	5.0
他によいところがないから		3.8	9.6	5.7	13.5

資料出所 ①②は労働省「39年3月卒業者就職後の補導調査」

③④は労働省「就職後の職場適応状況調査」

これら職場における年少労働者の不満を集約してみると、

- 仕事の内容が、本人の適性に合わない、または興味がもてない。
 - 企業に将来性がない、将来の地位などが不安である
 - 職場での人間関係がうまくいかない
 - ホームシック等職場以外の問題
- などの問題が共通している。

ハ、職場適応指導

このように、心身ともに未成熟ではあるが、多くの欲求をもち人格形成の発達の時期にある学卒就職者に対しては、よりよき職業人、社会人としての保護、育成の見地から、また、自分のもつ能力を有効に発揮する必要性等の見地から、その職場適応のための援助指導の必要がある。

労働省としては、各都道府県および公共職業安定所が中心となつて、職業安定協力員、職場定着指導員、年少労働者福祉員、中小企業集団の労務改善指導員等の協力のもとに、地域関係機関、団体等との連けいを図りつつ、主として、①中小零細規模の事業所に就職した者、②県外から就職した者、③従来から離職率の高い事業所を対象として、職場適応に関する総合的な対策を積極的に進めている。

他方、年少労働者の職場における悩みや不平、不満をとり除いてやり、

職場に定着させるためには、事業主は、少なくとも次の点に深い関心と積極的な努力を払う必要があると思われる。

- 労働条件、福利厚生、設備環境の改善、向上など受入体制の整備
- 採用時、採用後における求人内容（求人条件や職務内容）の周知徹底
- 年少就職者の興味、知能、適性を十分考慮した採用および配置
- 年少就職者の能力を生かしつつ伸ばすための就職後の教育訓練
- 就職者の意志交換の場を設け、適切な相談体制、職場の人間関係についての労務管理上の配慮

4 職業訓練と教育

わが国の教育は、学校中心に傾き、社会に学歴偏重の傾向があることから中等教育は進学中心の教育となり、このため、中等教育を終えて就労する年少労働者が、進展する社会に適応できないで職場内外において多くの悩みをもち、これを自主的に十分解消できないでいる。これら年少労働者に、教育訓練の場を提供し、一般教育を高めさせると同時に、職業または實際生活に必要な知識、技能を取得させることが必要である。

このようにみると、社会教育および職業訓練が年少労働者の人格形成と人的能力開発に果す役割は大きい。

かかる状況下にあつて、中央教育審議会は、41年11月「後期中等教育の拡充整備について」と題し、青少年を、技術革新に適応するような産業のいない手を育成するという国民的要請の立場から、高等学校教育の改善、各種学校制度の整備、勤労青少年に対する教育の機会の保障などについて、文部大臣に答申を行なつてゐる。都市に就職する年少労働者は、勉学の機会を求めているものが少なくないので、高等学校の定時制を通信制の併修制等今後の施策がまつれる。

また、職業訓練は、今後技能労働力の不足の深刻化が一段と強まると思われるので、職業訓練を受ける年少労働者の増加が続くものと予想される。

(1) 職業訓練

最近、産業界における技術革新の進展はめざましく、これに即応しうる知識・技能を生産労働者に付与する職業訓練の意義は大きい。特に、今後若年労働者の供給が減少することを考えあわせると、限られた若年層の人的能力の有効活用を図るうえで、職業訓練の重要性はますます増大して行く。

職業訓練法に基づく職業訓練には、公共職業訓練と事業内職業訓練がある。(第39表)

第 39 表 職業訓練実施状況

(41 年 4 月 1 日現在)

		訓 練 所		訓 練 生	
		40 年	41 年	40 年	41 年
公共職業訓練	一般職業訓練所	カ所 297	カ所 307	人 79,485	人 80,195
	総合職業訓練所	58	63	38,435	40,070
	身体障害者職業訓練所	9	9	1,340	1,400
	職業訓練大学校	1	1	440	550
事業内職業訓練	単 独	事業所 446	事業所 438	31,235	28,797
	共 同	602団体 団体構成事業所数 32,151	599団体 団体構成事業所数 38,002	51,366	54,749
	計			82,601	83,546

資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

イ 公共職業訓練

公共職業訓練は、都道府県が設置運営する一般職業訓練所、雇用促進事業団が設置運営する総合職業訓練所および職業訓練大学校ならびに国が設置し都道府県に運営を委託している身体障害者職業訓練所において行なわれている。

41年度は、379カ所において12万2,215人の規模で訓練を行なったが、これを前年と比較してみると、訓練所で15カ所、訓練生で2,515人それぞれ増えている。

なお、公共職業訓練を受けた訓練生のうち、18才未満の年少者の占める割合は、一般職業訓練所、総合職業訓練所ともそれぞれ、訓練生の約60%となっており、これら年少者は、中卒後すぐ入所しているものが殆んどである。(第40表)

(a) 一般職業訓練所——基礎的な知識技能を訓練することを主たる任務とする都道府県立の一般公共職業訓練所は昭和41年度、307カ所

第40表 訓練所の種類および訓練形態別、年齢階級別、
学歴別、職業経験の有無別、公共職業訓練生数（抄）

（41年4月末現在）

訓練種類 形態別、 場所、態 の訓		在所 者 数	在所者の内訳							
			17才 未 満	17 ~ 24	学 歴 別			職業あ る 経験 の者	職業経験のない者	
					中学卒	高校卒	短大卒 以 上		学卒後 すぐ入所	その他
一	一般(人)	28,691	25,552	3,010	25,925	2,742	24	784	27,753	154
	定時制(人)	3,226	397	1,921	1,361	1,721	144	2,929	201	96
	職業転換(人)	11,451	703	5,382	10,277	1,148	26	11,235	—	216
	炭 鉱(人)	570	—	25	566	4	—	570	—	—
般	計 (人)	43,938	26,652	10,338	38,129	5,615	194	15,518	27,954	466
	構 成 比(%)	100.0	60.7	23.5	86.8	12.8	0.4	35.3	63.6	1.1
身 障 (人)		1,232	369	508	917	298	17	463	394	375
構 成 比 (%)		100.0	30.0	41.2	74.4	24.2	1.4	37.6	332.0	30.4
総	専 門(人)	10,107	8,435	1,663	9,128	972	7	205	9,796	106
	定時制(人)	543	215	265	388	150	5	532	—	11
	職業転換(人)	3,710	81	1,805	3,694	16	—	3,684	—	26
	炭 鉱(人)	1,022	—	59	1,019	3	—	1,022	—	—
合	計 (人)	15,382	8,731	3,792	14,229	1,141	12	5,443	9,796	143
	構 成 比 (%)	100.0	56.8	24.7	92.5	7.4	0.1	35.4	63.7	0.9
合 計 (人)		60,552	35,752	14,638	53,275	7,054	223	21,424	38,144	984
構 成 比 (%)		100.0	59.1	24.2	88.0	11.6	0.4	35.4	63.0	1.6

資料出所 労働省職業訓練局調べ

において、8万195人に対し訓練を行なった。

(b) 総合職業訓練所 — 雇用促進事業団が設置運営する総合職業訓練所は、求職者に対してだけではなく、現に職場にある労働者をも対象に、専門的な技能に関する職業訓練を行なうもので、63カ所において4万70人を対象として訓練を行なった。

(c) 身体障害者職業訓練所 — 全国9カ所で、1,400人に対し訓練を

行なつた。

- (d) 職業訓練大学校 — 職業訓練に関する調査研究、職業訓練指導員の訓練等を行なうことを主たる任務としているが、550人に対し職業訓練指導員の養成訓練を行なつた。

ロ 事業内職業訓練

事業内職業訓練は、事業主がその雇用する労働者に対し、企業が必要とする生産に直結した技能を習得させるものであり、企業みずからの責任と負担において実施されるものであるが、この助長振興を図るため、国、地方公共団体等により各種の援助措置が講ぜられている。

事業内職業訓練は、個々の事業主が行なう単独職業訓練と、事業主が共同して行なう共同職業訓練とに分けられ、この事業内職業訓練を最も効果あらしめるために、国は、事業内職業訓練の基準を定め、都道府県知事は、この基準に適合して実施される事業内訓練について事業主からの申請に基づき、その旨を認定するようになっている。この認定を受けた事業内職業訓練を「認定職業訓練」といつている。

事業内職業訓練の基準は、教科、訓練期間、設備、訓練を受ける単位の訓練生の数、実技の訓練における職業訓練指導員の数および試験について定められている。

訓練職種は、41年4月現在で、訓練期間3年のもの167職種（前年162職種）、訓練期間2年のもの28職種（前年26職種）計195職種で、前年同期より7職種増えている。

41年4月現在における認定職業訓練の実施事業所は、単独で行なっているもの438カ所、共同職業訓練実施団体599団体（構成事業所数3万8002カ所）で、訓練生総数では、8万3,546人で、そのうち単独職業訓練に属する訓練生数は2万8,797人（34.5%）、共同職業訓練に属する訓練生数は5万4,749人（65.5%）である。

これを前年同期と比較してみると、実施事業所数で5,843、訓練生では945人にそれぞれ増加しているが、事業所の増加率に比べ訓練をうけた者の増加の割合が少ない。

(1) 実施事業所の状況

まず、認定職業訓練実施事業所を規模別にみると、ほとんどは従業員15人未満の小規模事業所において実施されている。これを単独職業訓練・共同職業訓練別にみると、両訓練実施事業所の間に大きな差異がみられ、単独職業訓練では、500人以上の大中規模事業所が65.8%を占めており、さらに、約9割が100人以上の事業所によつて占められているのに対し、共同職業訓練では、100人未満の事業所が98.4%を占め、特に1人～4人の零細事業所が62.6%と全く対照的な構成を示している。この状況は、前年とほぼ同じ傾向を示している。(第41表)

第41表 事業内職業訓練実施事業所の規模別、
訓練形態構成

(昭和41年度)

事業所規模別	総 数	単 独	共 同
計	100.0%	100.0%	100.0%
1人～ 4人	61.9	—	62.6
5人～ 14人	25.1	0.6	25.4
15人～ 99人	10.4	10.3	10.4
100人～299人	1.4	11.9	1.3
300人～499人	0.3	11.4	0.2
500人以上	0.9	65.8	0.1

資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

つぎに、認定職業訓練実施事業所を産業別にみると、まず、単独職業訓練では、機械製造業が総数438カ所のうち、91カ所で総数の20.8%で最も多く、ついで輸送用機械器具製造業18.7%、電気機械器具製造業17.4%、金属製品製造業、職別工事業それぞれ6.4%、鉄鋼業6.2%の順で、前年にくらべて職別工事業の増加がめだつた。

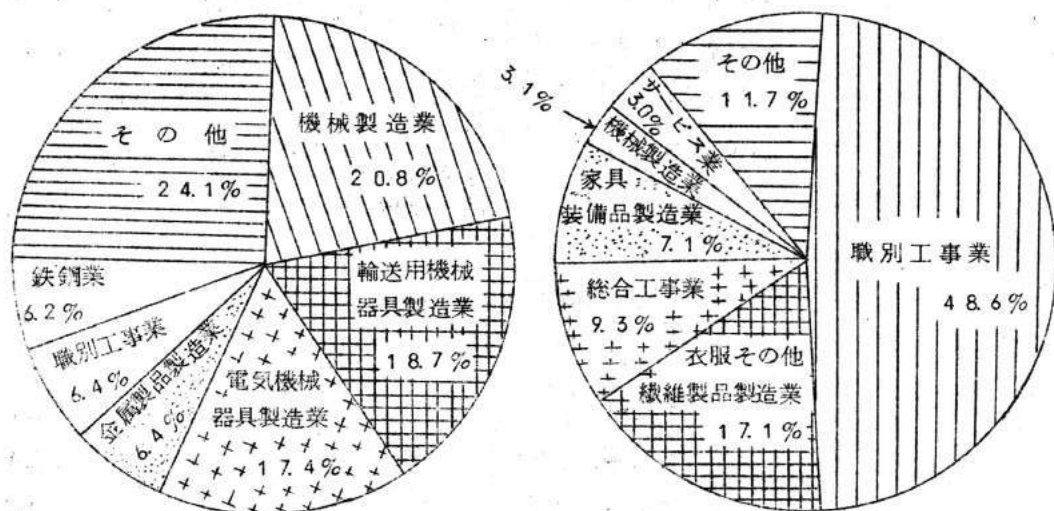
これに対し、共同職業訓練は、単独職業訓練とは異なり、職別工事業が総数の48.6%、1万8,483事業所において実施されており、ついで、衣服その他の繊維製品製造業が17.1%、総合工事業9.3%、家具装備品製造業7.1%、機械製造業3.1%、サービス業3.1%の順

第8図 事業内職業訓練実施事業所の産業別構成

(昭和41年度)

(1) 単 独

(2) 共 同



資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

で、ほぼ前年と同様の傾向を示している。(第8図)

(ロ) 訓練生の状況

訓練生8万3,546人の訓練状況を、事業所の規模別にみると、従業員500人以上の事業所が最も多く、2万5,848人で総数の30.9%を占め、ついで、5人～14人の事業所22.4%、5人未満21.7%、15人～99人17.1%の順で、100人～499人のいわゆる中規模事業所における訓練生が、比較的少ない。これを、訓練形態別にみると、実施事業所の状況と、傾向がほぼ似ており、単独職業訓練では大中規模事業所に属する訓練生が多く、これに対し、共同職業訓練は、小零細規模事業所の訓練生が多い。(第42表)

第42表 事業内職業訓練生の事業所規模別構成

(昭和41年度)

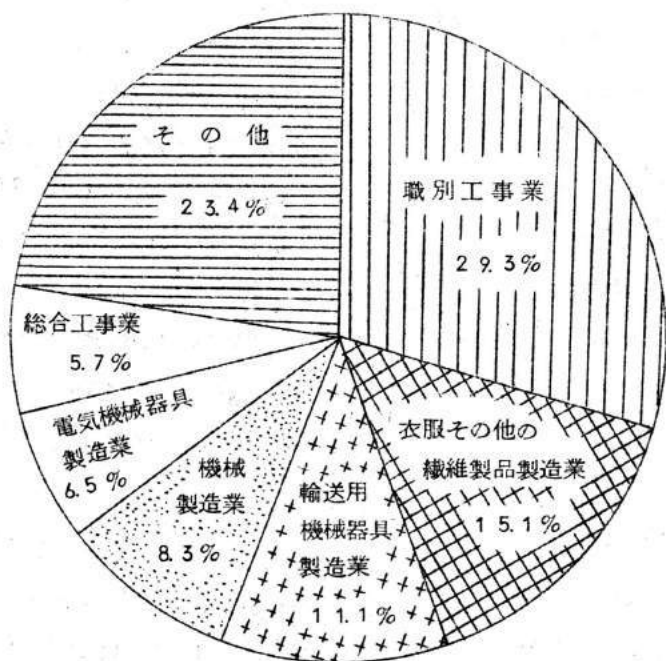
事業所規模別	総 数	単 独	共 同
計	100.0%	100.0%	100.0%
1人～ 4人	21.7	0.0	33.1

事業所規模別	総 数	単 独	共 同
5人～ 14人	2 2.4 %	0.0 %	3 4.2 %
15人～ 99人	17.1	2.9	2 4.6
100人～ 299人	5.1	5.0	5.1
300人～ 499人	2.8	5.4	1.4
500人以上	3 0.9	8 6.7	1.6

資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

また、訓練生を、産業別にみると、職別工事業が総数の29.3%で最も多く、ついで衣服その他の繊維製品製造業15.1%、輸送用機械器具製造業11.7%の順となっている。（第9図）

第9図 産業訓練生の構成
（昭和41年度）



ついで、職種別にみると、建築大工が総数の20.6%で最も多く、ついで、機械工10.3%、洋裁工9.2%、左官7.4%、洋服工6.0%、電路工4.5%、仕上工4.3%、建具工3.0%等が主なものである。

なお、これら訓練生総数の46.6%は、住込み労働者であり、とくに、共同職業訓練生では、83.5%も占めている。

資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

ハ 年少訓練生と学校教育

事業内職業訓練をうけた訓練生のうち、18才未満の年少者は、5万9,853人で総数の71.4%を占めている。これを訓練形態別にみると、単独職業訓練は93.1%を占め、共同職業訓練では60.0%となつている。前年に比較すると、18才未満の労働者の占める割合は、1.1%低下している。最近5年間の推移をみると、単独では、年ごとに変動があるが、共同については、18才未満の占める割合が若干増加している傾向にある。(第43表)

第43表 事業内職業訓練生の年令状況

年度	単 独			共 同		
	計	18才未満	18才以上	計	18才未満	18才以上
35年4月	19,445人 (100.0%)	17,632人 (90.7%)	1,813人 (9.3%)	42,696人 (100.0%)	21,027人 (49.2%)	21,669人 (50.8%)
36年4月	23,134 (100.0%)	21,572 (93.2)	1,562 (6.8)	45,075 (100.0)	21,826 (48.4)	23,249 (51.6)
37年4月	29,031 (100.0%)	27,389 (94.3)	1,642 (5.7)	43,733 (100.0)	20,938 (47.9)	23,795 (52.1)
38年4月	31,259 (100.0%)	29,083 (93.0)	2,176 (7.0)	45,162 (100.0)	23,775 (52.6)	21,387 (47.4)
39年4月	32,413 (100.0%)	30,847 (95.2)	1,566 (4.8)	47,445 (100.0)	27,516 (58.0)	19,929 (42.0)
40年4月	31,235 (100.0%)	29,195 (93.5)	2,040 (6.5)	51,366 (100.0)	30,658 (59.7)	20,708 (40.3)

資料出所 労働省職業訓練局調べ

また、ここ数年間における中学卒業者および高校卒業者の訓練生数の変化をみると、まず、中学卒訓練生では、単独訓練実施事業所および共同訓練実施団体いずれについても、「やや減少している」および「大幅に減少している」とする減少の傾向が過半数をみせている。これに対し、高校卒では、単独訓練、共同訓練ともに、いずれも過半数が「変

らない」であり、「低下している」は12%～14%になる。このことからみると、全体的には、高卒者の占める割合がやや高まつてきている。このように、18才未満の年少者の訓練生の割合が低下し、高校卒訓練生が増加の傾向にあるのは、進学率の増加により、新規中卒者で就職する者が減少したこと、高卒新規雇用労働者の訓練生の増加によるものと思われる。（第44表）

第44表 事業内職業訓練の中学卒および高校卒
訓練生数の変化

（昭和41年4月末現在）

中 学 卒			高 校 卒		
訓練別 変化事項	単 独	共 同	訓練別 変化事項	単 独	共 同
やや減少している	39.2%	34.2%	低下している	13.0%	11.4%
大幅に減少している	24.8	26.8	変 ら な い	57.2	52.4
変 ら な い	24.5	21.6	やや高まつている	16.0	31.0
増 加 し て い る	11.5	17.4	大幅に高まつている	13.8	5.2
計	100	100	計	100	100

資料出所 労働省「認定職業訓練実態調査」

これら年少労働者を含め、職業訓練を受けている訓練生のうち、高等学校に在学しているものは、訓練生総数の8.2%にあたる6,821人おり、その大部分は単独職業訓練に属する訓練生である。訓練生で高等学校に在学する者の割合は、年々増加しており、41年は前年にくらべ1,478人増加している。（第45表）

第45表 訓練生の高校通学状況

年度	高 校 通 学 者		
	合 計	単 独	共 同
36年4月	3,256人	2,962人	294人
37 4	3,540	3,218	322
38 4	4,571	4,171	399
39 4	5,343	4,719	624
40 4	6,821	6,043	778
40/36×100	209	204	266

資料出所 労働省職業訓練局調べ

なお、37年度から高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、

当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすという、職業訓練と学校教育との連けい措置がとられているが、この措置が、職業訓練に対する魅力となつているものと思われる。42年3月末現在この連けい措置がとられている認定職業訓練実施施設は、52カ所（対象人員合計8,327人）となつている。

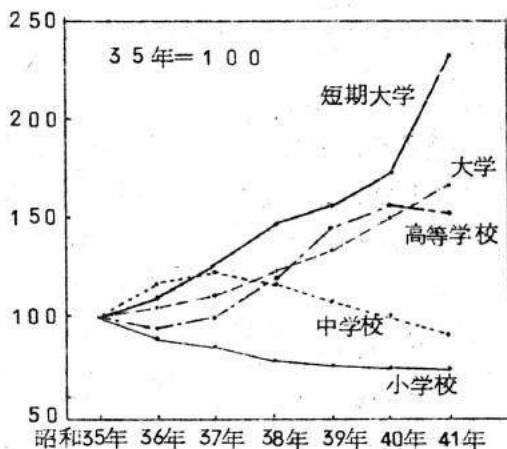
(2) 勤労青少年の教育

イ 教育の概況

41年度の学校教育人口は2,412万人で、全人口の24%にあたる。学校教育人口を概観すると、義務教育学校については、昭和20年代後半に始まる出生率の低下の影響により、減少を続けており、高等学校ではピークが終つて下り坂に向い、大学、短期大学等の高等教育は急増の傾向にある。

すなわち、小学校児童数は33年、中学校生徒数は37年を境にして減少しはじめ、41年には、小学校児童は960万人、中学校生徒は、560万人、合計1,520万人となつた。いわゆるベビーブームの波によつて小学生・中学生が最も多かつた時期（35・36年）にくらべると、小学生約30%、中学生約20%が減少し、この減少傾向は今後も続き、45年には約1,420万人、50年には約1,370万人になる見込みである。（第10図）

第10図 学校教育人口の増減率



資料出所 文部省「学校基本調査」

高等学校生徒数は、40年にはじめて500万人を越えたが、41年には若干減少して499万人となつた。これは、中学校から高等学校への進学率が徐々に高まつてはきているが、中学校卒業者の急激な減少によるもので、高等学校生徒数の伸びは頭打ちの形となつた。

なお、高等学校の定時制生徒は、28年には高等学校生徒数の23%

%を占めていたが、以後減少し、41年には10%となつた。また、1年ないし2年程度の簡易な技能教育を行なう別科の生徒は、25年の2万5千人を最大として、41年には3,600人を数えるのみで、 $\frac{1}{7}$ 以下に減少した。これに対して、通信制の生徒は、着実に増加しており、41年には、13万人となつている。これは38年から通信制でも高等学校卒業の資格が全面的に与えられるようになったこと、全国的な規模の通信制高等学校（NHK学園）が誕生したことなど、働きながら学ぶ方法として通信制がより多く活用され得る道が開かれたためなどであると思われる。

さらに、注目されるのは、産業の近代化、科学技術の進歩に伴い、技能者・技術者に対する社会的需要が年々高くなつてきていることも反映し、理工系の学生・生徒が最近かなり増加している。最も増加の著しいのは、工業高等専門学校で、37年発足時の3,375人が、41年には2万9千人となつている。高等学校では、最近10年間に工業科の生徒が3倍（生徒総数に占める割合は9%から12%）も増えており、また、大学では、理科系の生徒が4倍（36%）にも伸びている。

これに対し、中学校においては、中学校を卒業して就職する生徒に対し、その進路に応じて職業に必要な基礎的知識と技術を身につけさせるため、産業教育として、農業・工業・商業・水産などの教科を設けて選択履修させることとしている。しかし、最近高等学校への進学率が著しく上昇している実情を反映して、この教科を履修する生徒の数が減少している。

ロ 勤労青少年教育人口

勤労青少年のための教育・訓練の機関または事業の主なものとしては、高等学校の定時制・通信制の課程、大学の夜間学部、通信教育のほかに、各種学校、職業訓練所、経営伝習農場、青年学級、勤労青年学校、社会通信教育等がある。

41年度におけるこれらの学校、機関等の在学者数は、325万7,572人である。（15才～24才までの就業者総数の29%にあたる。）

（第46表）

第 4 6 表 勤労青少年教育人口

(昭和 4 1 年度)

計	3,257,572人
高等学校 { 定時制課程	508,870
{ 通信制課程	130,756
大学 { 夜間学部	121,184
{ 通信教育	80,826
短期大学 { 夜間学科(本科)	30,512
{ 通信教育	15,318
各種学校	1,443,382
職業訓練所	205,761
経営伝習農場	6,225
青年学級	307,048
勤労青年学校	12,867
社会通信教育	394,823

資料出所

高校、大学、各種学校 — 文部省「学校基本調査」

職業訓練所 — 労働省調べ

経営伝習農場 — 農林省調べ

青年学級、勤労青年学校、社会通信教育 — 文部省社会教育局調べ

ハ 勤労青少年の教育の機会

義務教育を終えた勤労青少年を対象とする教育機関は前述の通り、高等学校の定時制および通信制課程、青年学級、勤労青年学校、社会通信教育、各種学校などがある。

(1) 高等学校の定時制および通信制の課程

高等学校の定時制および通信制の課程は、勤労青少年に対して高等学校教育を受ける機会を与えるために設置されているものであり、その教育内容や社会的評価、生徒の数などからみて、各種の勤労青少年に対する教育訓練機関の中で中心的な役割を果たしている。

最近、全日制高等学校および大学の昼間学部への進学率の増大にもかかわらず、これら勤労青少年のための教育訓練機関等の在学者数が、着実な伸びを示していることは、勤労青少年の社会生活に適応する人間形成に少なからず寄与しているものといえる。

また、近時、義務教育を終えた15才～17才の青少年に対する教育の充実強化が叫ばれているが、41年度は、15才～17才人口に割める教育訓練機関等の在学者の占める割合は、約82%となっており、前年度より約6%増加していることが注目される。

a 定時制課程

41年における定時制課程の高等学校は、独立校233校、全日制との併置校1,266校、分校（併置を含む）592校計2,091校、生徒数は50万7千人となつている。これを前年にくらべると、学校数で106校、生徒数で約5千人それぞれ減少している。これは、中学校卒業者で就職する者が減少したためと思われ、41年度に定時制課程に入学した者は、13万5千人で、前年より1万8千人少なかつた。

定時制課程の生徒は、高等学校全生徒総数の10%を占めており、そのほとんどは、夜間定時制生徒である。夜間定時制は、都市部に多いが、生徒である勤労青少年の職場の都合による欠席、疲労による健康上の問題、学習時間の不足などの課題に当面している。

b 通信制課程

通信制の課程をおく高等学校は、41年度は72校あり、そのうち4校は、全国または都道府県を通信教育の実施区域とする広域制のもので、生徒数は、年々急速に増加し、13万人となつている。これは、高等学校に通信制課程があることが認識されつつあることと、最近の特徴として事業主の協力により、民間企業などから従業員が集団的に入学してくる傾向にあるためである。（第47、48表）

第47表 定時制・通信制別の高等学校数
および生徒数
(昭和41年度)

		定 時 制	通 信 制
学 校 数	計	4,059校	72校
	独 立 校	2,616	9
	併 置 校	1,266	63
	分 校	177	—
	(含併置校)		
生 徒 数	計	507,159人	130,756人
	昼 間	95,582	—
	夜 間	406,034	—
	昼 夜 間	5,543	—
入 学 者 数		135,286	35,582 (40年度間)
41年3月卒業者数		94,200	2,999 (40年度間)

資料出所 文部省調べ

第48表 高等学校在籍生徒数の推移

(各年5月1日現在) (人)

年 度	計	全日制の課程	定時制の課程	通信制の課程
37年	3,351,800	2,830,372	441,816	79,612
38	3,981,555	3,425,985	459,947	95,623
39	4,733,587	4,145,516	479,657	108,414
40	5,188,848	4,553,759	512,075	123,014
41	5,078,051	4,480,136	507,159	130,756

資料出所 文部省「学校基本調査」

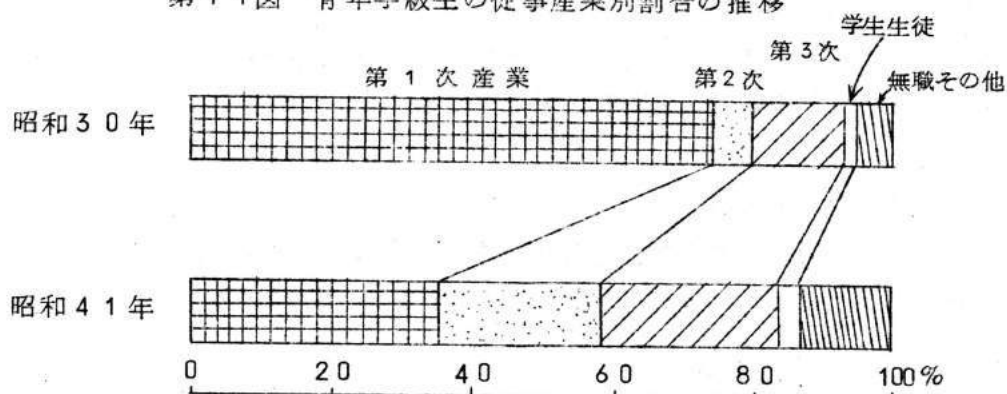
(ロ) 青年学級

青年学級は、勤労青年に対して実際生活に必要な職業または家事に関する知識、技能を習得させるとともに、その一般的教養を向上させることを目的として、勤労青年の自主性を尊重し、かつ勤労青年の生活の実態および地方の実情に即応して開設、運営されるところに特色をもつ教育事業である。

この青年学級は、市町村等が開設するものであるが、41年度に開設された青年学級は、6,636学級であり、そこに学んだ学級生は30万7,048人で、前年より学級で279、学級生で1万3,354人のそれぞれ減少となつている。これは、高等学校進学者の増加、農業従事青年の減少等によるもので、この傾向は今後も続くものとみられる。

また、青年学級の開設場所は、小・中学校が減少し、公民館が増え(53.3%)ている。注目すべきことは、事業所等を開設場所とするもの(4.2%)、専用の施設をもつもの(2.3%)などが増えていることである。学級生を年令別にみると、18才未満の年少者が6万2千人と、全学級生の20%を占めている。さらに職業別割合でみると、農業従事者が34%、工業24.5%、商業14.5%、サービス業10.4%の順となつており、最近は、第2次、第3次産業従事者の割合が増えている。(第11図)

第 1 1 図 青年学級生の従事産業別割合の推移



資料出所 文部省調べ

(イ) 勤労青年学校

勤労青年学校は、義務教育終了後、高等学校に進学しないで直ちに勤労に従事する青少年に対し、社会の要請と青年の必要に即した組織的、継続的な教育を地方自治体が行なう教育事業である。

41年度に開設された勤労青年学校は、44校、生徒数1万2867人で、前年より学校数で3校、生徒数で299人それぞれ増加した。

生徒を年齢別にみると、18才未満の年少者が69.9%と $\frac{2}{3}$ 以上であり、青年学級が18才以上の青少年で占められているのと対照的である。また、職業別にみると、工業従事者が60.8%で最も多く、以下、農漁業、商業、サービス業の順が続いているが、この順は昨年と同じである。

第 4 9 表 勤労青年学校生の年齢別割合

(昭和41年度)

区 分	計	15歳	16歳	17歳	18～ 20歳	21歳 以上
実 数(人)	12,867	2,445	3,220	3,327	3,153	722
割 合(%)	100.0	19.0	25.0	25.9	24.5	5.6
昭和41年度 青年学級生の割合	100.0	3.4	6.6	10.0	38.2	41.8

資料出所 文部省社会教育局調べ

なお、勤労青年学校は、実施主体の73%が市であり、かつ工業に従事する18才未満の年少者が7割を占めていることは、都市における年少者の社会教育機関としての機能をはたしているものといえる。

(第49表)

(二) 社会通信教育

社会通信教育は、学校教育法に基づいて高等学校、大学等が行なり、いわゆる学校通信教育以外の文部大臣の認定による通信教育で、社会教育の一環として行なわれるものである。

現在、認定されている社会通信教育は、37団体の実施する事務系(簿記、経営管理等)、技術系(電気、電子工学、冶金、洋裁等)、教養系(英語、音楽、ペン字等)等115課程と広範囲にわたっている。

受講者は、39万4,823人で、そのうち20代の年齢層が41.3%で最も多く、20才未満は28.7%となつている。職業別では、約半数が俸給生活者であり、また、学歴別では、中学校卒業者はわずか16.7%で、 $\frac{2}{3}$ は高等学校卒業者であつた。

なお、最近は、企業内教育の活発化にともない、事務系と技術系の課程が伸びていることは、勤労青少年の職場での必要な知識技術修得にはたす役割が大きいとみられる。

(ホ) 各種学校

各種学校は、主として職業または实际生活に必要な知識・技術を習得させることを目的とする実用的、専門的な教育機関であり、中学校または高等学校卒業後の青少年のための継続教育機関として、社会の要請にに応じている。

各種学校は、41年5月1日現在、学校数7,897校、生徒数144万3,382人であり、前年同期にくらべると学校数で60校、生徒数で5万8,469人それぞれ増加しており、年々着実に伸びている。

(第50表)

教育課程は、1万5,486課程あり、その内容をみると、洋裁、編物等の家政関係課程が64.2%、商業、工業等の職業関係課程24.5

%、茶・華道等の趣味技芸関係課程 3.5 %、その他課程 7.8 %となっている。生徒数を男女別にみると、女子が72 %で圧倒的に多く、課程別では、家政課程に女子生徒が63万7千人もいる。

第50表 各種学校の概況

(昭和41年5月1日現在) (人)

区 分	課 程 数 (%)	生 徒 数		
		男 子 (%)	女 子 (%)	計 (%)
計	15,486 (100)	399,744 (100)	1,043,638 (100)	1,443,382 (100)
家政関係課程	9,941 (64.2)	6,953 (1.7)	637,894 (61.1)	647,847 (44.7)
職業関係課程	3,787 (24.5)	216,244 (54.2)	221,168 (21.3)	437,412 (30.3)
趣味技芸関係 課 程	547 (3.5)	7,385 (1.8)	27,834 (2.7)	35,219 (2.4)
そ の 他	1,211 (7.8)	169,162 (42.3)	156,742 (14.9)	325,904 (22.6)

資料出所 文部省「学校基本調査」

なお、この他勤労青少年の社会教育として、政府の補助によつて行なわれているものに新就職者研修がある。

この新就職者研修は、中学校卒業後直ちに就職し、または就職しようとする青少年に対し、集団宿泊研修を通じて職業人、社会人としての自負をもたせ、青年活動の心構えを培おうとするもので、41年度に、45都道府県4市1組合の地方公共団体において、8,974人に対して、おおむね3泊4日の日程で研修が行なわれた。

特に、研修生の63.7 %が42年4月就職予定者であることは、学卒者の就職初期の産業教育の果たす役割が重要であることに鑑み、その意義は尠くない。

5 若年労働力と若年技能労働力の動向

昭和30年代から40年代にかけての若年労働力の需給関係をみると、30年代は、高い経済成長のもとで、第2次および第3次産業の雇用者の増大等により、前半から徐々に人手不足の傾向を示し、後半に至り、新規学卒者の求人倍率は2倍～3倍代に達し、若年労働力の需給ひつ迫の状況をていしてきた。(第51表)

第51表 新規学卒および学卒を除く一般(新規)の求人倍率の推移

年次	新規学卒	一般
昭和32年	1.1	0.6
33	1.1	0.6
34	1.2	0.7
35	1.8	0.8
36	2.3	0.9
37	2.8	0.8
38	2.7	1.0
39	3.8	1.0
40	3.6	0.8
41	3.1	1.1

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

この傾向は、年少者の絶対数の不足、進学率の上昇等により、持続するものとみられ、40年代に入ってから雇用の動向は、若年労働者および技能労働力等の不足を中心とした労働力需給のひつ迫が一層すすむものと考えられる。そこで、今後における若年労働力と若年技能労働力の動向について推論してみる。

(1) 新規学卒労働力の動向

わが国における15～19才の人口は、従来は逐年増加していたが、出生率の低下等により、41年の1,149万8千人をピークに、45年には908万8千人、50年には778万人と減少し、55年には776万2千人になるものと推計されている。(第52表)

このような人口変動の推移を背景とし、新規学卒(中卒者および高卒者)労働力人口の変動を、厚生省人口問題研究所の推計によりみると、まず、中卒者の高校進学率(就職進学を除く)は、40年の67.4%から、45年70.6%、50年73.7%となり、55年には76.9%と上昇し、一方、就職率(就職進学率を除く)は、40年の23.3%から徐々に低下し、45年20.0%、50年16.7%となり、55年には13.3%と、卒業者のう

第52表 15～19才人口の推移

年	人 口	増 加	
		増加人口	増 加 率
30	8,626千人		
35	9,309	683千人	7.9 %
40	10,840	1,531	16.4
41	11,498	658	5.3
42	11,090	△ 408	△ 3.7
43	10,432	△ 658	△ 6.3
44	9,648	△ 784	△ 8.0
45	9,088	△ 1,752	△ 19.2
50	7,780	△ 1,308	△ 17.1
55	7,762	△ 18	△ 0.2

資料出所 30、35、40年は、総理府「国勢調査」

41年以降は、厚生省人口問題研究所
(39年6月1日推計)

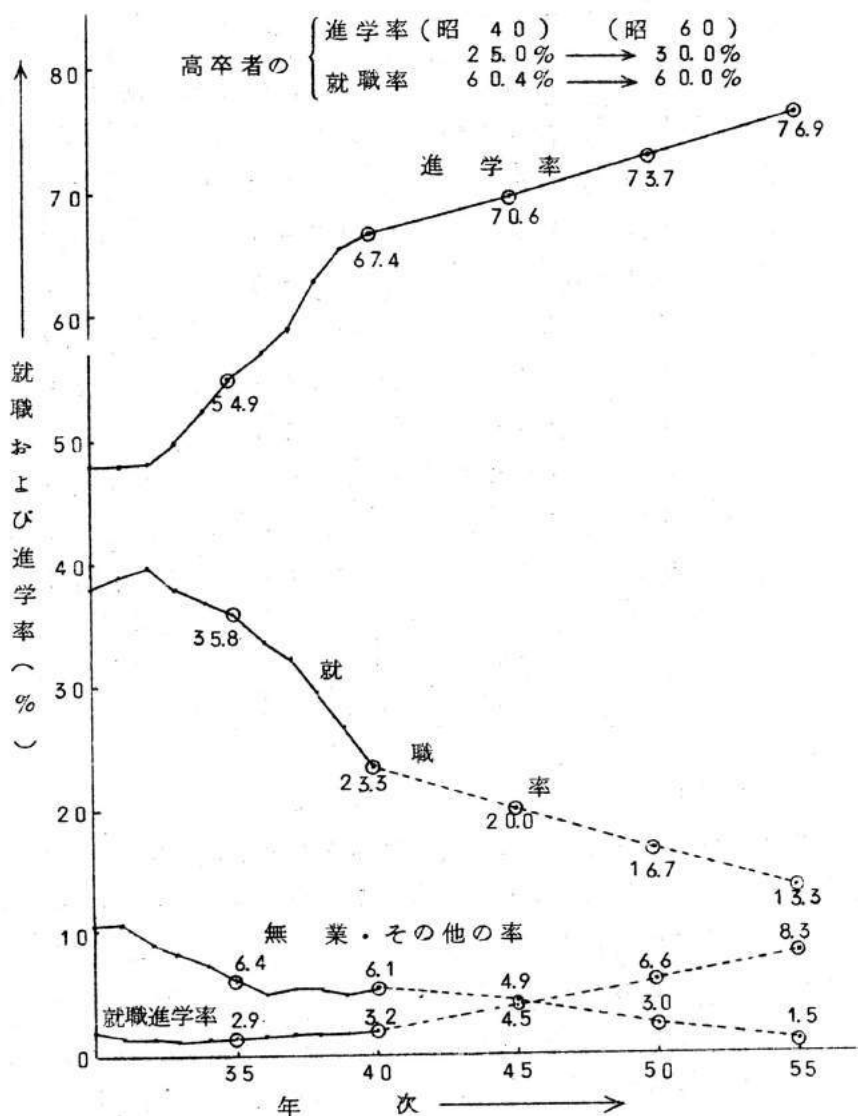
ち約8人に1人しか就職する者がいなくなるということである。(第12図)

これに対し、高卒者の大学への進学率(就職進学を除く)は、40年の25%から55年には30%と大きな変動がみられず、また、就職率も40年における60.4%から55年には60%とほとんど変わらないと見込まれている。(第12図)

このような進学率、就職率をもとに、中卒者および高卒者の労働力人口(中卒者と高卒者の合計数)の推移をみると、41年の152万人を頂点として、次第に減少し、45年123万人、50年104万人となり、55年には50年より若干上昇し、107万人となるが、その後は横ばい状態が続くものとみられる。(第13図)

これを、学卒別にみると、中卒労働力人口は、38年に76万人にあつたのが、55年には、その半数の37万人になり、また、高卒労働力人口は、42年の97万人を頂点として次第に減少し、50年には、67万人に減少し、

第12図 中学・高校卒業者の就職および進学率の推移(昭和30～55年)



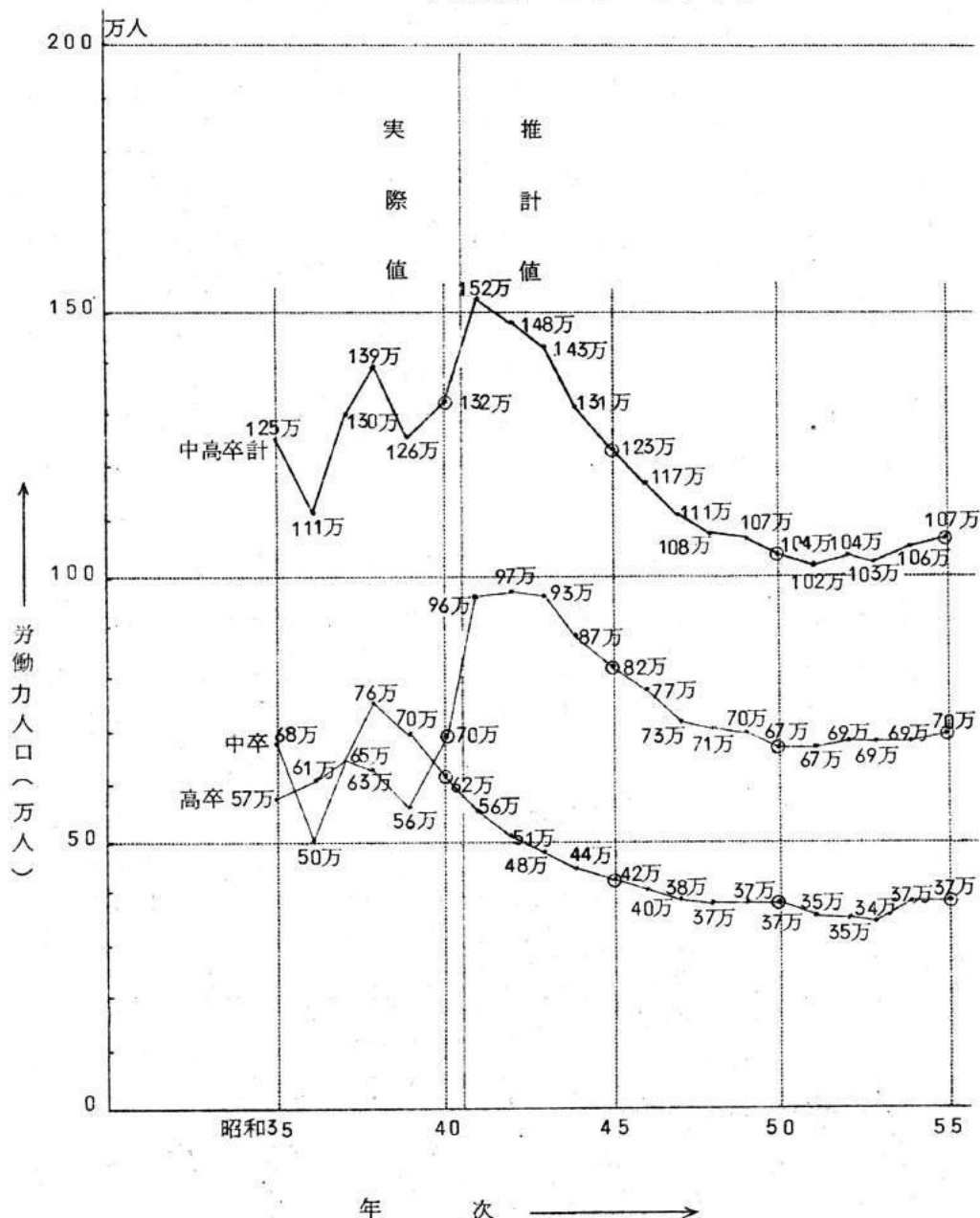
資料出所 30～40年 文部省「学校基本調査」

41年以降 厚生省人口問題研究所(41年12月1日推計)

注1 「進学率」とは、中学校卒業生総数に対する高等学校への進学
者数(就職進学者を除く)の割合を示す。

2 「就職率」とは、中学校卒業生総数に対する就職者数(就職進
学者を除く)の割合を示す。

第13図 学卒労働力人口の変動
(男女計 35～55年)



資料出所 35～40年 文部省「学校基本調査」

41年以降 厚生省人口問題研究所(41年12月1日推計)

以後横ばい状態が続き、55年には70万人と40年と同数になる。

このように、新規学卒労働力人口は、41年の152万人を頂点として減少していくと同時に、その中に占める中卒、高卒別の割合は、従来の中卒者から高卒者へと比重が移つていき、18才未満の年少労働力の需給のひつ迫はますます激しいものとなる。

とくに、新規中卒者の新規学卒者（短大、大学を含む）総数に対する割合は、42年度の30.6%から45年度は23.0%と低下し、50年度には、さらに15.7%に低下するものとみられる。これに対し、高卒者の割合は、42年度の57.4%から50年度の58.9%へと若干上昇し、大きな変動はみられないが、大学卒（高専、短大を含む）では、42年度の12.0%から50年度には25.4%に上昇し、40年度の後半からは、新規大学卒業就職者が、中学卒業就職者を上回るようになるものと予想されている。（第53表）

第53表 学歴別新規学卒就職者構成

(%)

年 次	合 計	中 学	高 校	大学・短大
昭和42年3月卒	100.0%	30.6%	57.4%	12.0%
43	100.0	27.4	58.3	14.3
44	100.0	24.6	58.4	17.0
45	100.0	23.0	56.1	20.9
46	100.0	20.7	57.2	22.0
50	100.0	15.7	58.9	25.4

資料出所 労働省職業安定局推計

注 1. 高校は全日制、大学・短大は昼間制である。

2. 大学・短大には高等専門学校を含む。

(2) 若年技能労働力の動向

このような若年労働力の需給のひつ迫基調を背景として、事務系の職種等にくらべて、若年技能労働力の不足は大きな問題となる。

労働省の「技能労働力需給状況調査」によると、41年度において129万の技能労働者が不足しており（不足率は16.6%）、最近5カ年間の不

足率の推移をみると、41年が前年より5.1ポイント低下したものの、平均20%前後の不足率を示している。(第54表)

第54表 技能労働力の不足状況

不足数および不足率	昭和36年	37	38	39	40	41
不足数(万人)	116	126	111	164	180	129
不足率(%)	20.1	20.5	18.1	22.4	21.7	16.6

資料出所 労働省「技能労働力需給状況調査」

注 1. 不足率(%) = $\frac{\text{調査時以降6カ月間に充足を必要とする技能労働者数} - \text{調査時現在の技能労働者数}}{\text{調査時現在の技能労働者数}} \times 100$

2. 調査対象は昭和39年までは労働者15人以上規模の事業所、40年以降は5人以上規模の事業所である。

これは、社会全般に学歴偏重、技能軽視の風潮がつよいこと、また、企業で技能に対する評価が確立されず、一般事務労働者とくらべて処遇上・身分上に差があつて、技能習得の努力が処遇に十分反映されないこと、あるいは、年少者を中心に適性、能力にみあつた職業選択がなされていないことなどによつて生じていると考えられる。

第55表 職業別新規学卒就職者構成

(%)

年次		合 計	専 門 技 術 管 理	事 務 販 売	農 林 漁 業	技 能 ・ 生 産 工 程 ・ 単 純 労 働 者	サ ー ビ ス そ の 他
中 学	昭和30年3月卒	100.0(70)	—	13.8	31.8	38.5	15.9
	35	100.0(68)	—	11.4	13.8	61.6	13.2
	40	100.0(62)	—	8.8	7.3	67.2	16.7
高 校	昭和30年3月卒	100.0(26)	6.7	54.0	16.1	13.3	9.9
	35	100.0(48)	4.6	60.7	6.5	19.9	8.2
	40	100.0(63)	3.3	59.8	3.1	22.3	11.4

資料出所 文部省「学校基本調査」

注 1. 高校は全日制のみである。

2. ()内は実数であり、単位は万人である。

文部省の「学校基本調査」によると、30年頃には、中卒者の場合約3人のうち1人は、技能・生産工程系職種に就職していたが、40年になると、事務、販売職従事者および農林・漁業従事者の割合の減少がめだち、約3人のうち2人は技能・生産工程・単純労働者となつている。これに対し、高卒者の場合をみると、事務系職種に就労する者の割合が依然としてつよく、技能・生産工程系職種へ就職する者は、約4人に1人となつている。（第55表）

今後、中卒・高卒者の進学率の上昇による学歴構成の高度化、新規学卒者のホワイト・カラーへの志向等のなかで、このような就職傾向がそのまま続くものとして推計すれば、50年3月新規中卒および高卒就職者のうち、技能職種等に就職する者は約27万人となり、41年3月の52万人のほぼ半数に激減すると見込まれ、とくに、新規中卒就職者の場合減少の度合が激しいものとみられる。（第56表）

第56表 技能職種等への新規学卒就職者

（万人）

年 次	合 計	中 学	高 校
昭和41年3月卒	52	34	18
43	45	26	19
45	37	20	17
50	27	12	15

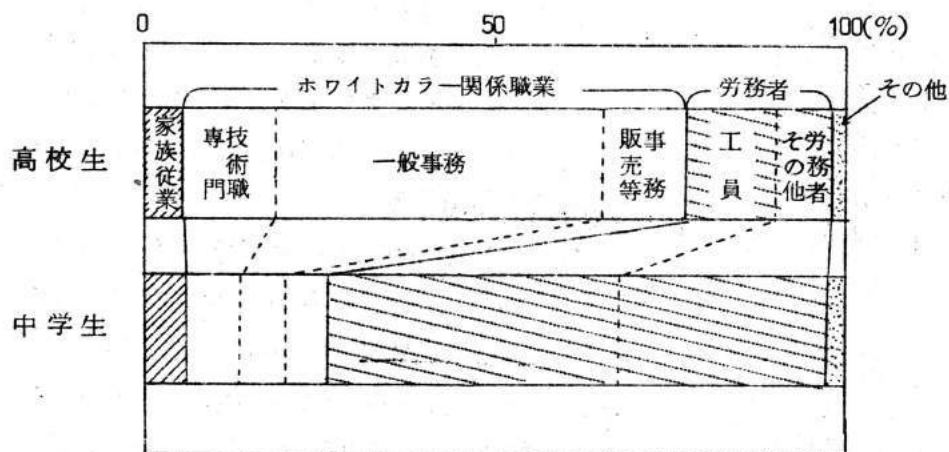
注 1. 各年の就職者のうち「技能工、生産工程従事者および単純労働者」への就職割合が、昭和41年3月卒のそれと変わらないと仮定した場合の推計（労働省職業安定局）である。

就職割合 中学 64.5%
 （41年3月卒） 高校 22.1%

2. 高校は全日制のみである。

すなわち、内閣総理大臣官房広報室調「青少年の職業選択に関する世論調査」により、中学、高校生の希望職業の選択状況をみると、高校生の事務職員層への志向性は依然強く、事務販売などの事務職を選択するものは、就職希望者の7割と圧倒的比重を占め、労務者層への就業を選択するものはわずか2割にすぎない。（第14図）

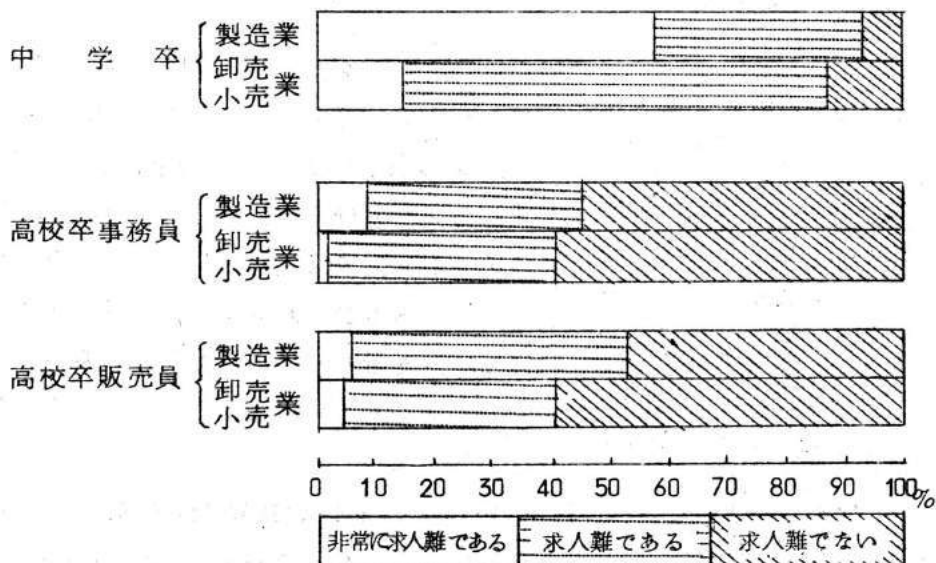
第 1 4 図 中学・高校生の職業選択状況



資料出所 内閣総理大臣官房「青少年の職業選択に関する世論調査」
(41年6月)

また、41年11月労働省職業安定局が行なつた「採用・異動等制度調査」によつて、従業員規模1,000人以上の事業所における新規学卒者の求人難の程度をみると、「従業員募集にあつて求人難を感じたかどうか」

第 1 5 図 新規学卒者の求人難の程度



資料出所 労働省職業安定局「採用異動等制度調査」
注 製造業、卸売小売業とも規模1,000人以上

という質問に対し、「非常に求人難である」または「求人難である」と回答したものは、製造業が、中卒 92%、高卒労働者 83%、高卒販売員 52%であつたのに対し、卸売・小売業では中卒 82%、高卒販売員 41%で製造業にくらべて低く、新規学卒者のホワイトカラー志向が反映して製造業における求人難の程度をはげしくしているものと推察できる。(第15図)

(3) 中小企業における若年労働力不足の実態

労働基準法適用事業場に働く18才未満の年少者152万人の大部分(41年4月74.3%)は、従業員300人未満の中小規模事業場に雇用されている。このように、中小企業の労働力は、新規学卒者、なかでも中卒者の確保に依存する度合いが大きいのであるが、新規学卒労働力は、その数が減少するばかりでなく、進学率の上昇にともなう学歴構成の高度化という質的变化の影響等により、中卒就職者の確保は、今後とも相当むずかしい状況にあるといえる。

中小企業における労働力不足の実態等を、中小企業庁が、40年度から実施している「中小企業労働問題実態調査」の41年11月調査結果をもとにしてその状況をみると、労働力の不足はあらゆる業種、規模において、きわめて深刻な状態であり、中小企業の経営上の隘路としてきわめて高い位置をしめている。

まず、労働力の過不足状況を、前年の調査(40年10月1日)と比較してみると、産業別では、製造業は、労働力が不足しているものは75.5%で前年より25.2ポイントも大幅に増加しており、これに対し、労働力が過剰であるものが、前年の5%から1%と低下している。ついで、商業では、63.3%が労働力不足を訴えており、製造業に比較してやや緩和されているが、しかし、労働力が過剰であるものはわずか0.1%にすぎない。サービス業は、商業とほぼ同様な傾向を示している。これを規模別にみると、規模の如何を問わず、労働力不足を訴えているのは70~80%である。(第57表)

つぎに、若年者の職種別の労働力不足状況をみると、製造業では、全年令層を通じて若年の単純作業工が34.0%で最も高く、ついで技能工(26.9%)、不足なし(12.4%)、技術者(11.3%)の順となっており、技能工と

第57表 中小企業の産業別、労働力過不足状況

数字は%、() 企業総数

産業別	設問 規模別	人手は足りない				ちやうどよい				人手が余っている				合 計
		昨年より 足り ない	昨年と 同程度 に足り ない	昨年より 多い が、まだ 足りない	昨年より 多い	昨年は 足りな い、かつ、 現在、 は、 より よい	昨年より 今年も ちやうど よい	昨年は 多すぎ たが、 現在は より よい	小 計	昨年より 過剰 である	昨年と 同じ程 度に過 剰であ る	昨年より 多い	小 計	
		昨年より 足り ない	昨年と 同程度 に足り ない	昨年より 多い が、まだ 足りない	昨年より 多い	昨年は 足りな い、かつ、 現在、 は、 より よい	昨年より 今年も ちやうど よい	昨年は 多すぎ たが、 現在は より よい	小 計	昨年より 過剰 である	昨年と 同じ程 度に過 剰であ る	昨年より 多い	小 計	
製 造 業	10—19人	38.2	25.1	5.4	68.7	4.9	22.4	2.9	30.2	0.2	0.4	0.4	1.0	(299) 100.0
	20—29人	32.3	32.6	13.8	78.7	5.7	11.8	2.5	20.0	1.2	0	0	1.2	(274) 100.0
	30—99人	59.5	28.3	13.3	81.1	4.5	11.5	2.2	18.2	0.4	0.1	0	0.5	(668) 100.0
	100—299人	40.1	24.1	13.8	78.9	4.2	11.6	4.3	20.1	0.6	0.3	0.1	1.0	(673) 100.0
	中小企業計	36.7	28.3	10.5	75.5	5.0	15.7	2.7	23.4	0.6	0.2	0.2	1.0	(1,914) 100.0
300人以上		36.6	20.3	10.9	67.8	3.5	20.3	4.0	27.8	0.5	1.0	3.0	4.5	(202) 100.0
商 業	5—9人	25.0	28.2	9.2	62.4	9.2	25.2	1.6	36.0	1.5	0	0	1.5	(219) 100.0
	10—19人	23.1	28.1	13.5	64.7	10.1	22.4	2.5	35.0	0.3	0	0	0.3	(272) 100.0
	20—49人	22.5	24.1	17.7	64.3	7.5	23.8	3.1	34.4	0.7	0	0.5	1.2	(270) 100.0
計		24.1	27.7	11.5	63.3	9.2	24.3	2.0	35.5	1.1	0	1.0	1.2	(761) 100.0
サ ー ビ ス 業	5—9人	35.1	24.7	6.2	66.1	11.3	18.6	2.1	32.0	2.1	0	0	2.1	(97) 100.0
	10—19人	22.6	35.7	5.4	63.7	4.1	28.1	1.4	33.6	0	2.7	0	2.7	(67) 100.0
	20—49人	27.5	23.5	15.7	66.7	3.9	23.5	2.0	29.4	2.0	2.0	0	4.0	(51) 100.0
計		32.1	27.0	6.5	65.6	9.4	20.8	1.9	32.1	1.6	0.7	0	2.3	(215) 100.0

資料出所 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査」

第58表 中小企業の産業別・職種別労働力不足状況

数字は% ()は企業総数

産業別	設問規模別	単純作業工			技能工			技術者			販売職員			その他			不足なし		合		計
		若年	中高年	若年	中高年	若年	中高年	若年	中高年	若年	中高年	若年	中高年	若年	中高年	若年	中高年	若年	中高年		
製造業	10-19人	29.0	16.6	23.7	16.0	11.0	8.1	9.4	6.6	8.7	7.5	18.2	45.2	(430)	100.0	(292)	100.0				
	20-29人	35.3	24.8	28.0	19.1	10.2	7.6	8.5	5.5	7.2	7.6	10.8	35.4	(405)	100.0	(268)	100.0				
	30-99人	38.1	22.5	29.5	19.1	13.0	10.8	5.4	4.6	7.1	9.9	6.9	33.1	(1,025)	100.0	(498)	100.0				
	100-299人	40.3	17.1	29.5	17.2	12.5	11.5	4.4	2.9	4.5	5.4	8.8	45.9	(1,087)	100.0	(512)	100.0				
	中小企業計	34.0	20.7	26.9	17.8	11.3	8.6	7.8	5.7	7.6	7.9	12.4	39.3	(2,944)	100.0	(1,650)	100.0				
	300人以上	38.7	7.8	28.3	6.9	13.2	6.9	3.1	2.0	4.1	7.3	12.6	69.1	(318)	100.0	(204)	100.0				
商業																					
サービス業	5-9人	31.4	16.9	21.7	12.9	12.2	8.5	10.4	5.5	5.5	3.8	18.6	52.0	(321)	100.0	(266)	100.0				
	10-19人	21.5	8.7	22.8	8.7	24.9	12.7	8.4	7.6	8.3	5.7	14.2	56.4	(378)	100.0	(272)	100.0				
	20-49人	16.4	5.6	18.9	9.3	25.7	15.0	14.4	11.1	7.2	6.0	14.7	51.5	(378)	100.0	(284)	100.0				
	計	26.9	13.6	21.6	11.5	17.2	10.2	10.3	6.7	6.4	4.5	17.0	52.9	(1,077)	100.0	(822)	100.0				

資料出所 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査」

注 「中高年」とは、35才以上をいう。

技術者を合わせると38.2%と単純作業工の不足を上回り、技術系若年労働者の不足の著しいことが指摘できる。つぎに、商業では、店員の不足しているものが最も多く26.9%、ついで配達員(21.6%)、外交員(17.2%)の順となつている。サービス業では、外交販売員の不足が25.8%で高率である。不足なしとするものは、製造業12.4%、商業17.0%、サービス業15.6%となつており、商業、サービス業が製造業を約3ポイント上回っている。(第58表)

労働力不足の原因をみると、製造業、商業では、「中途退職者があつたから」および「生産販売部門が拡大したから」とするものが、ほぼ同率を占めているのに対し、サービス業では、「中途退職者があつたから」が約半数を占めている。離職者による労働力の不足を産業別にみると、製造業

第59表 中小企業の産業別、労働力不足の原因

産業別	設問	中途退職者があつたから	生産・販売部門が拡大したから	その他(管理部門が拡大したから、及び定年退職者があつたからも含む)	合 計
	規模別				
製 造 業	10—19人	44.2	29.7	26.1	(366)100.0
	20—29人	38.7	38.4	22.9	(354)100.0
	30—99人	38.4	41.2	20.4	(932)100.0
	100—299人	41.6	41.2	17.2	(958)100.0
	中小企業計	40.7	36.3	23.0	(2,610)100.0
	300人以上	40.0	44.6	15.4	(260)100.0
商 業	5—9人	37.4	35.8	26.8	(212)100.0
	10—19人	41.2	49.7	9.1	(275)100.0
	20—49人	35.9	43.5	20.6	(318)100.0
	計	38.0	38.4	23.6	(805)100.0
サ ー ビ ス 業	5—9人	49.4	4.6	46.0	(87)100.0
	10—19人	48.8	12.8	38.4	(62)100.0
	20—49人	45.8	23.7	30.5	(59)100.0
	計	49.1	7.6	43.3	(208)100.0

資料出所 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査」

40.7%、商業38.0%、サービス業49.1%とそれぞれ高率を示しており、中小企業において若年労働者の離転職をする者が著しいことを示唆している。(第59表)

このように、中小企業においては、若年労働力の不足を補充する意味において、その活路を中高年者の採用に求めている。中高年者を採用した結果による影響をみると、製造業では、好条件としては、「行動や感情が安定して使い易かった」28.5%、「ある程度の知識や技術、社会的経験、責任などを身につけていることから新規に教育訓練する必要がなかった」

16.5%等をあげており、これに対し、悪条件としては、「高い賃金を支払わざるをえなくなつて困つた」20.4%、「労働意欲がなく余り働らかなかつた」12.7%等となつており、さらに、「若年労働者と余り変らなかつた」とするものが10.4%となつている。

6 労働条件

年少労働者の労働条件は、若年層の求人難などを反映して、逐年初任給をはじめとする賃金の上昇がみられていたが、41年は、前年の景気後退の影響などもあつて、伸び率は鈍化した。しかしながら、労働時間の短縮の動き、一せいで週休制、一せいで閉店制、最低賃金制等の普及が着実に進んでいることなどの点を考慮すると、年少労働者の労働条件は、ひきつゞき改善されつつあるといえよう。

(1) 賃金

年少労働者の初任給、定期給与額等の賃金は、若年労働者の求人難等を反映して、逐年上昇の傾向にあつたが、41年は、前年の景気後退の影響等をうけて、伸び率が低下した。

1 初任給

41年3月中学校および高等学校を卒業し、就職した者の初任給は、前年の景気後退の影響等を反映して、両者ともに35年以降の最低の伸び率となつた。

(1) 中卒者の初任給

中学校卒業者の初任給は、1万4,080円（中位数、以下同じ）、性別では、男子が1万4,110円、女子は1万4,060円となつている。これを対前年上昇率でみると、6.0%で前年より12.6ポイント低下した。性別では、男子が7.0%（前年16.5%）、女子が5.5%（前年20.6%）で、女子の鈍化が特にめだつた。

産業別の状況をみると、電気・ガス・水道業が1万5,540円で最も高く、以下高い順から運輸通信業の1万5,390円、金融・保険・不動産業の1万4,470円、製造業の1万4,110円、卸売・小売業、建設業、鉱業とつづき、最低はサービス業の1万1,910円で、最高と最低の差は、100対77とかなりのひらきがある。（第60表）

第60表 新規学卒者の初任給額の産業別状況

産 業 別	中 卒			高 卒		
	計	男	女	計	男	女
計	14,080 ^円	14,110 ^円	14,060 ^円	17,110 ^円	17,550 ^円	16,630 ^円
鉱 業	12,730	12,710	12,780	16,870	18,570	15,310
建 設 業	13,180	13,140	13,380	17,240	17,430	16,460
製 造 業	14,100	14,120	14,090	17,210	17,810	16,330
食 料 品	13,740	14,270	13,510	16,930	17,720	16,150
織 維 衣 服	14,140	14,050	14,140	16,580	17,550	16,280
化 学 関 係	14,290	14,060	14,360	18,490	18,770	18,170
金 属 製 品	14,350	14,350	14,360	17,460	17,750	16,430
電 気 機 器	13,810	13,810	13,820	16,930	17,380	16,430
各 種 機 器	14,030	13,990	14,210	17,490	17,940	16,560
そ の 他	14,210	14,320	14,080	17,300	17,810	16,570
卸 売 業 ・ 小 売 業	13,900	14,240	13,450	16,640	17,440	16,110
金融・保険・不動産業	14,470	15,000	14,390	17,700	17,560	17,740
運 輸 通 信 業	15,390	15,380	15,400	17,110	17,290	16,670
電気・ガス・水道業	15,540	15,590	13,890	16,910	17,000	16,730
サ ー ビ ス 業	11,910	11,640	12,040	16,090	16,320	15,870

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

なお、全産業の初任給額を100とした指数で、産業別格差をみると、電気・ガス・水道業が110で最も高く、サービス業が85で最も低い。これを、35年と比較してみると、建設業、金融・保険・不動産業およびサービス業は、94、103、85と同指数であり、鉱業および製造業では低下し、これに対し、卸売・小売業、運輸通信業、電気・ガス・水道業では上回った。（第61表）。

また、事業所の規模別にみると、大規模事業所ほど高額であり、従業員500人以上の規模の事業所を100（1万4,220円）とする

第61表 新規学卒者の初任給額の産業別格差

(産業計=100)

産 業 別	中 卒			高 卒		
	35年	40年	41年	35年	40年	41年
鉱 業	95	85	90	90	91	99
建 設 業	94	97	94	95	100	101
製 造 業	102	100	100	101	101	101
卸売業・小売業	94	98	99	97	98	97
金融・保険・不動産業	103	95	103	113	104	103
運 輸 通 信 業	103	105	109	99	93	100
電気・ガス・水道業		104	110		99	99
サ ー ビ ス 業	85	87	85	89	92	94

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

と、100～499人の規模が99、30～99人の規模が98、10～29人の規模が96と、規模が小さくなるにしたがって初任給は低くなっている。しかしながら、性別でみると、男子のみは、500人以上の規模を100とすると、100～499人、30～99人、10～29人の各規模はいずれも102で逆格差となっており、中小企業における中卒男子労働者への需要の強さを示している。(第62表)

第62表 新規学卒者の初任給額の規模別格差

(500人以上=100)

規 模 別	中 卒				高 卒			
	40年3月卒	41年3月卒			40年3月卒	41年3月卒		
		計	男	女		計	男	女
500人以上	100	100	100	100	100	100	100	100
100～499人	99	99	102	99	96	98	97	97
30～99人	97	98	102	95	98	97	97	97
10～29人	95	96	102	93	95	95	98	92

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

さらに、地域別の状況をみると、京浜を中心とする南関東が1万4,650円で最も高く、以下東海、京阪神、近畿とつづき、これら労働力の需要地域が一般に高く、1万4,000円台の水準にあり、これに対して低いのは九州、東北などの1万1,000円台で、最高と最低の差は100対80（前年100対76）である。

(ロ) 高卒者の初任給

高等学校卒業者の初任給は、男女計で1万7,110円（前年1万6,030円）、性別でみると、男子が1万7,550円、女子が1万6,630円となつている。これを対前年上昇率でみると、男女計で6.7%（前年17.4%）と中卒者と同様に35年以降最低の伸び率を示している。性別では、男子が6.8%（前年17.6%）、女子が6.1%（前年18.0%）と男子より女子の方が伸びなやんでいる。

産業別にみると、金融・保険・不動産業の1万7,700円が例年どおり最高であり、ついで建設業の1万7,240円、製造業の1万7,210円などが高く、最低は、中卒者と同様にサービス業で1万6,090円となつており、最高と最低の差のひらきは100対91で中卒者にくらべてその差は小さい。（第60表）

また、全産業の初任給額を100とした指数で、産業別格差をみると、金融・保険・不動産業が103で最も高く、サービス業が94で最も低いが、産業別格差は比較的平均化している。（第61表）

事業所の規模別をみると、従業員500人以上規模が最も高く1万7,490円であり、最低は、10～29人規模で1万6,600円となつており、中卒者と同様に、規模が小さくなるにしたがい初任給額は若干低くなつている。（第62表）

さらに、地域別の状況をみても、高卒者は中卒者と同じ傾向にあり、労働力の需要地域である南関東と京阪神がいずれも1万7,640円で最も高く、最低は労働力の供給地域である南九州の1万3,950円で、最高と最低の差は、100対79（前年100対78）と前年とほぼ同様であつた。（第63、64表）

第 6 3 表 新規学卒者の初任給額の地域別状況

	中 卒			高 卒		
	計	男	女	計	男	女
全 国	14,080 ^円	14,110 ^円	14,060 ^円	17,110 ^円	17,550 ^円	16,630 ^円
北 海 道	12,300	12,840	11,940	16,310	17,210	15,630
東 北	11,790	11,580	11,970	15,000	15,660	13,840
北 関 東	13,490	13,530	13,470	15,710	16,510	15,230
南 関 東	14,650	14,800	14,470	17,640	17,870	17,440
北 陸	13,560	13,000	13,710	16,090	16,630	15,450
東 海	14,300	14,230	14,320	17,160	17,790	16,660
近 畿	14,260	14,320	14,250	17,030	17,600	16,700
京 阪 神	14,290	14,510	14,160	17,640	17,870	17,370
山 陰	12,680	12,300	13,670	14,490	15,330	13,490
山 陽	13,520	12,130	13,660	16,220	17,630	15,110
四 国	13,250	13,150	13,320	15,750	16,410	14,310
北 九 州	11,980	11,720	12,230	15,080	15,770	14,560
南 九 州	11,690	11,370	13,110	13,950	15,190	13,490

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

(注) 東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)、北関東(茨城、栃木、群馬、山梨、長野)、南関東(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北陸(新潟、富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、愛知、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、京阪神(京都、大阪、兵庫)、山陰(鳥取、島根)、山陽(岡山、広島、山口)、四国(徳島、香川、愛媛、高知)、北九州(福岡、佐賀、長崎、大分)、南九州(熊本、宮崎、鹿児島)

第 6 4 表 新規学卒者の初任給額の地域別格差

(南関東=100)

地 域 別	中 卒		高 卒	
	40年3月卒	41年3月卒	40年3月卒	41年3月卒
北 海 道	84	84	90	92

地域別	中 卒		高 卒	
	40年3月卒	41年3月卒	40年3月卒	41年3月卒
東 北	76	80	83	85
北 関 東	91	92	89	89
南 関 東	100	100	100	100
北 陸	96	93	88	91
東 海	99	98	99	97
近 畿	98	97	97	97
京 阪 神	99	98	100	100
山 陰	91	87	83	82
山 陽	95	92	89	92
四 国	93	90	86	89
北 九 州	81	82	85	85
南 九 州	77	80	78	79

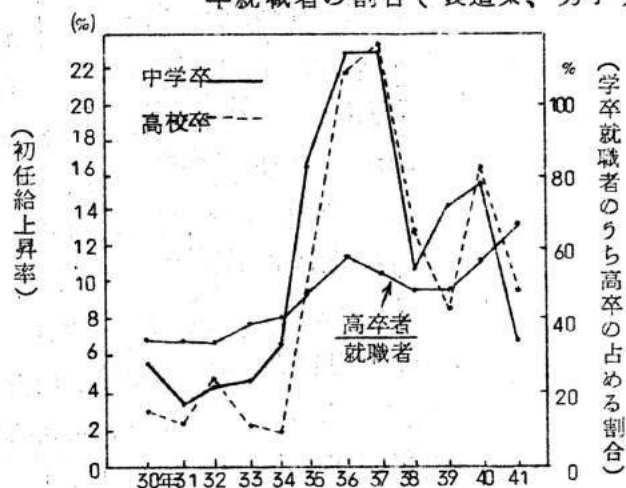
資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

い) 新規学卒者初任給の動向

最近における中学卒および高校卒の新規学卒者の初任給の伸び率は鈍化の傾向にあるが、その推移をみると次のとおりである。

昭和30年代初めには、初任給の上昇率は、おおむね平均賃金なみの伸び率を示していた。しかし、34～35年ごろから上昇率が急激に強

第16図 新規学卒者初任給上昇率と高校卒就職者の割合（製造業、男子）



資料出所 労働省「新規学卒者初任給調査」
33～38年、40～41年、
「雇用動向調査」39年

まり、とくに36～37年には、前年比20%以上の増と著しく上昇率が高まつた。その後次第に増勢が弱まり、41年に前述のように、景気後退等による労働力需給が一時的にやや緩和したことの影響もあつて、前年比1割以下の上昇率となつた。（第16図）

また、42年3月新規学卒の初任給の傾向をみると、初任給の上昇率はそれほど高まつているとはみられない。たとえば、東京都労働局の「求人初任給調査」によると、42年の求人初任給の上昇率は、41年のそれをやや上回る程度である。（第65表）

第65表 求人初任給および実績初任給の上昇率（東京都）

(単位 %)					また、
区 分	男 子		女 子		4 2 年 2
	高校卒	中学卒	高校卒	中学卒	月に行な
求人初任給 4 2 年 / 4 1 年	6.1	8.7	5.2	8.3	つた労働
4 1 / 4 0	5.0	6.7	1 0.9	6.6	省の「労
実績初任給 4 1 / 4 0	7.0	7.6	7.0	8.1	働経済動
資料出所 東京都労働局「学卒者の求人賃金」					向調査」

資料出所 東京都労働局「学卒者の求人賃金」

42年学卒者の内定初任給の対前年上昇率は、5～9%増の事業所が、中学卒、高校卒ともに最も多くなつている。（第66表）

第66表 42年3月卒初任給（内定）の対前年増減率階級別分布（製造業）（単位 %）

規 模	中 学 卒							高 校 卒						
	15% 以上 増加	10～ 14% 増 加	5～ 9% 増 加	4% 以下 増加	据置 き	減額	不明	15% 以上 増加	10～ 14% 増 加	5～ 9% 増 加	4% 以下 増加	据置 き	減額	不明
計	4	26	41	8	6	0	15	4	25	46	8	8	0	8
1,000人以上	4	28	42	9	3	—	14	3	23	53	4	8	—	8
500～999人	4	30	41	5	7	—	13	3	28	43	9	10	—	7
300～499人	4	20	45	8	7	—	16	6	23	51	11	6	—	4
100～299人	4	25	39	8	7	1	16	4	26	42	10	8	0	10

資料出所 労働省「労働経済動向調査」42年2月

この動きを中卒者、高卒者別にみると、30年はじめは、新規学卒就職者の7割近くが中学卒者で占められた程で、中卒就職者の割合が高かった30年代前半は、中卒の方が高卒者よりも労働力需給の引き締まりの度合いが強かった。これらのことを反映して、中卒者の初任給は、30年と37年の間に2・3倍増となり、高卒者の同期間1・9倍増より伸び率が大きかった。しかし、40年頃から中卒就職者は高卒就職者より減少して、中卒者から高卒者への代替がみられるようになるにつれ（41年における新規学卒就職者中に占める中卒就職者の割合は約3割）、初任給は37～41年には、中卒者、高卒者ともに1・5倍増と伸びの差がなくなってきた。したがって、最近における初任給の水準決定は、中卒者の初任給よりは、高卒者初任給の方が重要な意味をもつようになってきている。

このほか、最近、初任給の事業所規模間の格差がほとんどなくなつてきている。すなわち、30年当時は、中小企業の初任給は、中卒者、高卒者ともに大企業の初任給の約4分の3にすぎなかった。しかし、36～37年には規模間格差がなくなるとともに、その後、中小企業の初任給が大企業の初任給を若干上回るようになった。（第67表）

第67表 新規学卒者の規模別初任給上昇率の推移（製造業、男子）

（単位 %）

年	中 学 卒				高 校 卒			
	計	500人以上	100～499人	30～99人	計	500人以上	100～499人	30～99人
29～31年	9.0	6.1	8.5	9.8	5.3	6.6	3.6	3.4
31～33	9.0	4.0	13.5	13.6	7.0	13.0	10.4	10.9
33～35	23.6	13.5	18.8	24.5	12.7	9.9	12.4	17.4
35～37	51.0	40.7	48.0	53.4	49.8	39.6	47.7	52.6
37～39	26.6	27.6	26.3	27.8	22.2	22.0	23.2	18.1
39～41	23.3	21.4	23.4	23.5	23.3	26.2	24.3	24.1

資料出所 労働省「新規学卒者初任給調査」29～38年、40～41年
「雇用動向調査」39年

□ 賃 金

41年の20才未満の年少労働者の賃金（定期給与額）は、18才未満の者の場合1万5,400円、18～19才の者は1万8,700円で、前年より、1,500円それぞれ高くなっている。

このように年少労働者の賃金は、逐年上昇してきていたが、対前年上昇率をみると、41年は景気後退、新規学卒就職者初任給の上昇鈍化等の影響をうけて、18才未満の者10.8%（前年16.8%）、18～19才の者8.7%（前年10.3%）と低下している。この傾向は、おおむね他の年令層に共通して現われていることであるが、18才未満の者の上昇率の大巾な減少が特にめだつた。すでに第3章において説明したごとく、中卒就職者の過半数は製造業に就職しているので、その製造業についてみると、18才未満の者が1万5,200円、18～19才の者が1万8,900円となっており、これを全産業の場合と比較すると18才未満の者は若干低くなっており、これに対し、18～19才の者は若干高くなっている。（第68表）

第68表 25才未満労働者のきまつて支給する給与の推移 (円)

区 分	年 令 年	18才未満	18～19才	20～24才
全 産 業	37	9,318 (19.9)	12,319 (17.8)	15,928 (16.0)
	38	10,267 (10.2)	13,833 (11.6)	17,809 (11.8)
	39	11,900 (15.9)	15,600 (12.8)	20,100 (12.9)
	40	13,900 (16.8)	17,200 (10.3)	22,200 (10.4)
	41	15,400 (10.8)	18,700 (8.7)	24,500 (10.4)
製 造 業	37	9,851	12,494	15,823
	38	10,698	13,749	17,524
	39	12,400	15,800	20,000
	40	14,100	17,300	22,100
	41	15,200	18,900	24,500

注 () 内の数字は対前年上昇率

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

また、製造業の男子労務者について、41年の定期給与額（平均月間きまつて支給する現金給与額から超過労働給与額を差し引いたものの対前年上昇率）事業所規模別にみると、18才未満の年少労働者は、従業員1,000人以上規模において10.6%（前年16.5%）、100～999人規模8.3%（同11.6%）、10～99人規模5.1%（同12.2%）と、規模が小さくなるにしたがい上昇率が低下しており、10～99人規模の上昇率は前年より、7.1ポイントも大巾に低下している。18～19才の年少労働者についてみると、「1,000人以上」、「100～999人」とともに若干上昇しているが、「10～99人」規模では逆に0.6ポイント低下している。（第69表）

このように、製造業の男子労務者については、小規模における若年層の賃金上昇率は、大規模のそれを下回つたため、ここ数年来続けてきた中小規模の若年層の賃金が大規模のそれを上回る傾向は、41年においてはかなり弱まつている。すなわち、大規模を100とする小規模の賃金の割合は、18才未満では、39年115、40年111といまだに小規模が大規模を1割以上も上回つていたが、41年には105に低下し、18～19才層では、39年108、40年106、41年102と、また、20～24才層では、39年108、40

第69表 25才未満労働者の定期給与額の対前年上昇率（製造業、労務者男子）（%）

企業規模	年	18才未満	18～19才	20～24才
計	37	16.7	15.6	14.4
	38	9.4	9.0	10.0
	39	17.8	14.2	14.5
	40	11.3	7.8	9.4
	41	7.4	8.8	11.0
1,000人以上	37	16.6	11.9	12.3
	38	9.0	6.5	8.5
	39	13.8	11.8	11.4
	40	16.5	9.2	9.8
	41	10.6	11.6	12.1
100～999人	37	19.0	14.9	13.1
	38	8.8	9.1	9.1
	39	16.6	16.8	14.2
	40	11.6	6.1	9.2
	41	8.3	7.9	12.9
10～99人	37	15.2	18.7	17.1
	38	9.3	11.1	12.3
	39	18.8	15.5	16.8
	40	12.2	8.1	10.3
	41	5.1	7.5	8.6

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

年109、41年105といずれも大規模へ接近してきている。

(第70表)

第70表 25才未満労働者の年令別、規模別賃金格差の推移(製造業・労務者男子)
(1,000人以上=100)

年令階級	年	1,000人以上	100~999人	10~99人
18才未満	37	100	104	109
	38	100	104	110
	39	100	107	115
	40	100	102	111
	41	100	100	105
18~19才	37	100	97	100
	38	100	99	104
	39	100	101	108
	40	100	101	106
	41	100	97	102
20~24才	37	100	98	100
	38	100	99	103
	39	100	101	108
	40	100	101	109
	41	100	101	105

なお、製造業における規模計の男子を100とした指数で、男女別の賃金格差をみると、18才未満の者の場合、35年は89であつたものが、40年92、41年93と、逐年格差が小さくなつてきている。18~19才の者の場合は、40年と41年は81と同指数であり、18才未満の者にくらべて、格差が約10大きくなつてゐる。

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

第71表 25才未満労働者の男女別賃金格差
(製造業、規模計) 男子=100

(第71表)。

年令階級	35年	40年	41年
18才未満	89	92	93
18~19才	76	81	81
20~24才	65	69	68

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

ハ 最低賃金決定状況

最低賃金制は、34年7月の最低賃金法施行以来順調に普及し、42

年3月末現在では、適用労働者数は552万2千人であつて、41年度末を目標とした「最低賃金推進計画」の対象労働者数437万5千人を114万7千人上回っている。

法条項別にみると、法第9条の業者間協定にもとづく最低賃金が、2,055件と全体の84%を占めており、ついで法第10条の業者間協定にもとづく地域的最低賃金が359件、法第16条の最低賃金審議会の調査審議にもとづく最低賃金10件、法第11条の労働協約にもとづく地域的最低賃金6件となつている。

また、最低賃金適用労働者数を産業別にみると、製造業が397万8千人(7.2%)、非製造業が138万6千人(26%)、その他9万人(2%)となつている。業種別にみると、最も多いのが金属・機械等製造業の156万人(28%)、ついで、繊維工業72万人、サービス業68万人等が上位を占めている。とくに、年少労働者が数多く雇用されているとみられる、食料品製造業、繊維工業、金属機械等製造業、卸売・小売業、サービス業等において最低賃金制が普及していることは、年少労働者の労働条件の向上に大きく寄与しているものといえる。(附表第2表)

(2) 労働時間・休日

労働基準法は、年少者を保護するために、労働時間および休日については、災害の場合を除き、15才未満の児童は、就業時間を通算して1日7時間、1週42時間、18才未満の年少者は、1日8時間、1週48時間をこえて労働させること、原則として午後10時から翌日午前5時までの深夜に労働させること、休日に労働させることをそれぞれ禁止している。

1 労働時間の短縮

最近、労働組合の要求や労働力の確保、職場定着などのため労働条件改善の一環として、労働時間の短縮を行なう事業所がかなりみられる。

労働省が行なつた「賃金労働時間制度総合調査」によれば、39年10月～41年9月の2カ年間に労働時間短縮を行なつた事業所の割合は、全調査事業所の25.2%となつている。この労働時間短縮の内容をみると、「1時間以上3時間未満」短縮した事業所が約5割を占め、「1時間未満」のもの23.6%、「3時間以上6時間未満」は25%となつている。

また、労働時間の短縮方法では、「終業時刻の繰り上げ」によるものが45.2%、つづいて「週休2日制」が19.6%となつている。これを規模別にみると、所定労働時間の短い大企業では「週休2日制」が52.9%にもものぼつているのに対し、中小企業では、終業時刻の繰り上げ(54.1%)、始業時刻の繰り下げ(21.4%)、休憩時間の延長(16.3%)といった1日当りの労働時間短縮によるものが9割をこえている。(第72表)

第72表 週当たり所定労働時間短縮状況別事業所構成比

(単位 %)

産業・規模	短 縮 時 間				短 縮 方 法						
	1時間未満	1時間以上3時間未満	3時間以上6時間未満	6時間以上	①始業時刻の繰り下げ	②終業時刻の繰り上げ	③休憩時間の延長	①②③の総合	半日休制の実施	週休2日制の実施	その他
産業計											
規模計	23.6	49.0	24.4	3.0	17.1	45.2	11.2	4.4	7.1	19.6	10.1
5,000人以上	22.3	48.5	26.7	2.4	9.7	18.9	12.6	0.5	5.8	52.9	14.6
30～99人	24.5	51.0	21.4	3.1	21.4	54.1	16.3	10.2	6.1	1.0	6.1
製造業											
規模計	24.3	50.6	22.8	2.3	16.2	44.2	12.5	4.2	5.2	23.3	9.1
5,000人以上	20.3	53.4	26.4	—	6.1	17.6	9.5	0.7	3.4	62.2	12.2
30～99人	29.4	52.9	15.7	2.0	21.6	60.8	27.5	3.9	2.0	—	2.0

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」41年10月

つぎに、41年における週当たり所定労働時間別労働者分布をみると、調査産業計では、週48時間制が全体の42.9%で最も多いが、週42時間制も17.4%ある。これを産業別にみると、労働時間は、一般に金融・保険業や電気・ガス水道業が短かく、建設業を鉱業が長く、週48時間制が大部分である。製造業のなかでは、食料品、繊維、出版印刷などが比較的長く、週48時間制のところ50%を上回つている。(第73表)

さらに、製造業を規模別にみると、5,000人以上規模では週42時間

ないし、それを下回るところに6割以上の労働者が集中しているが、30～99人規模では5.1%にすぎない。また、反対に週48時間制のものは30～99人で約7割となつている。

第73表 産業別にみた所定週労働時間階級別労働者分布

(単位 %)

産 業	39時間59分以下	40時間00分	40時間01分 41 // 59	42時間00分	42時間01分 44 // 59	45時間00分	45時間01分 47 // 59	48時間00分
産 業 計	4.1	1.3	2.5	17.4	10.3	6.5	11.0	42.9
鉱 業	2.8	—	—	14.1	3.2	5.3	0.4	70.9
建 設 業	1.4	0.5	2.2	5.4	4.9	2.6	2.9	72.6
製 造 業	1.4	1.0	1.4	21.5	11.4	6.9	12.2	40.9
食 料 品	1.3	0.2	1.3	14.2	0.9	5.2	4.3	69.7
織 維	0.8	—	1.0	0.4	1.6	2.9	36.2	54.0
出 版 印 刷	0.3	1.5	0.9	26.4	7.0	1.4	10.6	51.6
化 学	3.8	0.5	1.4	43.9	11.2	10.3	5.3	22.0
窯 業	1.3	—	2.1	22.5	5.1	8.5	6.4	50.3
鉄 鋼	1.0	0.1	0.4	54.6	6.6	3.7	7.3	23.9
非鉄金属	2.0	0.0	0.8	52.2	11.3	4.3	2.5	26.2
機 械	1.7	0.8	2.5	20.5	16.4	8.3	14.4	33.3
電気機器	1.7	5.5	2.6	9.6	39.8	11.7	12.2	15.1
輸送用機器	0.3	0.7	1.6	50.7	12.7	5.6	8.2	20.1
卸売小売業	6.7	1.5	0.8	8.4	10.5	8.0	11.3	45.5
金融保険業	32.1	5.8	12.5	14.6	14.1	4.9	10.7	4.1
運輸通信業	4.9	0.8	1.4	14.2	6.6	5.8	5.2	51.1
電気ガス水道業	—	14.4	58.9	16.0	4.8	3.0	0.6	0.1

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」41年10月

ロ 一せい週休制の実施状況

このように1日当りの労働時間短縮の動きから、最近は、週休2日制など週または月を単位とする短縮を行なおうとする事業所が多くなつてきている。

全国中小企業団体中央会の「中小企業における余暇利用状況調査」によると1日の労働時間短縮以外に、今後の労働時間短縮の方法として、週休2日等の休日の増加を採用しようとする事業所がみられる。この傾向は、100人以上規模事業所で多く、これに対し、10～99人規模では、土曜日を半日にするか、または年次有給休暇を多くするものの割合が多い。(第74表)

第74表 今後の労働時間短縮の方法

(単位 %)

規 模 別	1日の労働時間の短縮	週休2日等休日の増加	土曜日を半日にする	年次有給休暇を多くする
10～29人	23.1	13.6	31.0	21.3
30～99人	22.6	19.0	36.8	15.3
100～299人	26.5	25.9	29.9	13.7
1,000人以上	17.2	58.6	10.3	7.8

資料出所 全国中小企業団体中央会「中小企業における余暇利用状況調査」

41年1月

また、労働省が、小零細規模の卸売・小売業、サービス業等の事業所に雇用される労働者の労働条件の向上をはかるため、33年以降普及に努めている「一せい週休制」の実施状況をみると、つぎのとおりである。

すなわち、一せい週休制適用労働者数は、年々増加し、34年には、128万人であつたのが、42年1月現在では、249万人に達し、商業およびサービス業における従業員300人未満事業場の労働基準法適用労働者588万人の42%が、一せい週休制の適用をうけていることになる。一せい週休制の内容をみると、「月一回一せい他は交替」の割合が減少している反面、「完全一せい週休制」の割合が高まるなど、その質的改善がすすんでいる。(第75表)

ハ 一せい閉店制の実施状況

中小商業、サービス業等における事業主相互の自主的申し合せによる「一せい閉店制」の採用を、労働省は、35年12月以降全国的に推進してきた。この一せい閉店制は、商店街等が協力して一定の時刻に一せいに閉店することにより、商店労働者の恒常的な長時間労働の状態を改

第 7 5 表 一 せい週休制適用労働者数の推移

(制度普及以来～4 2 年 1 月 1 日)

区 分 年 度	計		完全一せい週休		月 3 回一せい他交替		月 2 回一せい他交替		月 1 回一せい他交替	
	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率
3 4	1,288,694人	100.0%	386,867人	30.0%	59,300人	4.6%	234,569人	18.2%	607,958人	47.2%
3 5	1,971,119	100.0	502,276	25.5	79,137	4.0	705,387	35.8	684,319	34.7
3 6	2,046,025	100.0	589,060	28.8	117,461	5.8	694,024	33.9	645,477	31.5
3 7	2,145,708	100.0	666,874	31.1	271,614	12.7	809,974	37.7	397,246	18.5
3 8	2,323,959	100.0	755,814	32.5	367,578	15.8	884,538	38.1	316,026	13.6
3 9	2,391,198	100.0	784,190	32.8	429,807	18.0	879,345	36.8	297,847	12.4
4 0	2,465,611	100.0	847,974	34.4	470,741	19.1	871,891	35.4	275,005	11.1
4 1	2,495,030	100.0	871,049	34.9	488,742	19.5	879,052	35.2	256,187	10.4

— 88 —

資料出所 労働省労働基準局調べ

善するものである。

一せい閉店制適用労働者数は、36年に68万人であつたものが、42年1月現在では136万人と36年の適用労働者数の2倍に達している。また、商業およびサービス業の従業員300人未満の事業場の労働基準法適用労働者総数588万人の23%にあたる労働者が一せい閉店制の適用を受けている。その内容をみると、「午後8時01分～午後9時」の割合が減少し、これに対し、「午後7時01分～午後8時」または「午後7時以前」の割合が増加の傾向にあり、労働時間の短縮がすすんでおり、これら事業場に雇用されている年少労働者の労働条件の改善がはかられている。(第76表)

第76表 一せい閉店制適用労働者数の推移

(制度普及以降～42年1月1日)

区 分 年 度	総 数		午後7時以前		午後7時01分 ～午後8時		午後8時01分 ～午後9時	
	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率
	人	%	人	%	人	%	人	%
36	687,100	100.0						
37	1,037,324	100.0	725,16	7.0	288,52	28	935,956	90.2
38	1,092,917	100.0	121,552	11.1	176,214	16.1	795,151	72.8
39	1,114,109	100.0	145,648	13.1	195,437	17.5	773,024	69.4
40	1,331,230	100.0	222,467	16.7	297,214	22.3	811,549	61.0
41	1,361,359	100.0	213,271	15.6	375,559	27.5	772,529	56.9

資料出所 労働省労働基準局調べ

(3) 労働保護の状況

イ 労働保護法規違反状況

労働基準法は、年少労働者の特質にもとづき、その就業について使用

できる最低年令、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務への就労等について特別の制限規定を設け、全国343労働基準監督署では、同法の実効を期し監督を実施している。

41年4月から42年3月末までに定期監督を実施した事業場数は、22万940で、このうち、13万1,735事業場において法条項違反が発見された。このうち、年少労働者関係の条項違反状況をみると、労働時間に関するものが8,892事業場で最も多く、ついで、休日に関するもの3,472事業場、就業制限（技能経験）に関するもの1,188事業場、深夜業の禁止に関するもの1,015事業場などが発見された。また、最低年令に関する違反事業場の71%が商業であることは、特に注目された。（第77表）

第77表 定期監督実施状況

（昭和41年4月～42年3月）

事業種		項目	監督実施事業場数	違反事業場	年少労働者関係主要法違反						
					労働時間	休日	深夜業	最低年令	坑内労働	就業制限 (技能経験)	就業制限 (危険有害)
業種計			220,940	13,1735	8892	3,472	1,015	285	13	1,188	801
主要産業	製造業		95,491	61,662	6,735	2,060	748	37	0	588	375
	建設業		83,448	43,259	3,15	217	51	23	11	382	304
	商業		6,001	4,665	686	421	59	204	—	0	0
	接客娯楽		2325	2,011	363	294	72	11	—	11	7

注) ※は、年少者以外の女子の違反を含む

資料出所 労働省労働基準局調べ

このように、使用者のなかには、15才未満の児童を労働基準法第56条第2項の規定にもとづき所轄労働基準監督署長の許可を得ることなく使用している実情にかんがみ、労働省婦人少年局長は、41年4月28日同省労働基準局長および文部省初等中等教育局長と連名の通達（「満15才未満の児童の使用許可に関する取扱いについて」）を婦人少年室

長、都道府県労働基準局長及び都道府県教育委員会に発し、15才未満児童の就労保護のための監督指導を強化するとともに、教育委員会等の関係機関との連携を密にし、使用許可に関する取り扱いに万全を期し、15才未満の児童の就労保護について、さらに一層積極的にあたることとした。

ロ 福祉犯の状況

警察庁が、41年中に取締りを行なった少年の福祉を害する犯罪(少年を酷使し、あるいは虐待し、その他少年の健全な育成に有害な影響を与える等少年の福祉を害している犯罪(たとえば、風俗営業者が、深夜18才未満の者を客に接する業務に従事させた場合には、風俗営業者が被疑者となるが、未成年者が売春をさせることを業とすると少年が被疑者となる))の状況は、被疑者1万4,480人、被害者1万8,591人となっており、前年に比べ被疑者は4.6%、被害者は若干それぞれ増加している。

特別法違反別にみると、被疑者、被害者とも最も多いのが、18才未満の少年を労働者として使用している風俗営業等取締法違反で、いずれも約30%であり、前年に比べると、前者で25%、後方で20%の増加を示している。被害者で特に増加しているのは、風俗営業等取締法、少年福祉関係地方条例、職業安定法、売春防止法等の違反事件である。

(第78表)

福祉犯は、最近増加の傾向にあり、特に、風俗営業における年少者雇用事案、家出少年を被害者とする事案、暴力団による人身売買事案などが目立っていることは、年少者の福祉にとって大きな問題である。

(4) 労働災害

41年における労働災害による死傷者数は、約68万6千人であり、前年に比べ9,000人減少している。これを休業8日以上を要する傷病者及び死亡者についてみると、全産業で40万5,361件であり、そのうち18才未満の年少労働者の死傷件数は、1万4,783件で全体の3.6%(前年より2,177件減少)を占めている。また、労働者1,000人あたりの災害発生率でみると、全産業15.3に対し、年少労働者は10.4で、4.9の差がある。

第78表 少年の福祉を害する主要な特別法犯（適用法条別）状況

（昭和41年）

地方条例等	風俗等取締法	学校教育法	未成年者飲酒禁止法	未成年者喫煙禁止法	労働基準法	職業安定法				売春防止法			児童福祉法				総数				
						職業紹介事業（第三三条第一項）	労働者供給（第四五条）	強制、有害職業紹介（第六三条）	その他	困惑売春（第七条）	管理売春（第二二条）	その他	酒席に待させる行為（第三四条第一項第五号）	淫行させ（第三四条第一項第六号）	引渡し行為（第三四条第一項第七号）	支配下に置く行為（第三四条第一項第九号）		その他			
366	4,420	36	463	706	102	27	344	65	8	15	831	102	1,041	706	463	1,156	3	36	4,420	290	366
+517	+892	+13	-380	-49	-587	+74	+215	-54													
420	5,141	35	686	1,021	123	27	247	136	11	76	1,204	123	1,092	1,021	686	2,701	2	35	5,141	278	420
+242	+862	+10	-895	-39	-354	+197	+177														

資料出所 警察庁調べ

注+および-は、対前年の増減数である。

つぎに、年少労働者の災害発生状況（休業8日以上）をみると、工業
1万75件（68.1%）、建設業2531件（17.1%）、運
輸業763件（5.2%）の順で続いている。また、災害発生率では、林業、
鉱業、建設業、貨物取扱等が高い。

政府は、33年および38年に産業災害防止5カ年計画を策定し、災害
防止に努めてきたのであるが、さらに、その具体的な方策としては、年次
の実施計画を策定し、これを軸として、災害多発事業場および有害業務を
行なう事業場等に対する安全衛生管理の特別指導、中小企業における安全
衛生施設の整備を促進するための融資および減税制度の推進、監督指導の
強化等を行なうとともに、自主的な災害防止活動を促進するため、労働災
害防止団体に対する指導援助の強化等を図っている。特に、年少労働者の災
害防止については、以上対策に加えて、危険有害業務への就業、過度の労
働時間等の災害につながる可能性が成人の場合より高いので、これらの事
項について、積極的な監督指導を実施して災害防止にあたることとしている。
（第79表）

第7.9表 産業別、死傷災害発生状況の推移

区 分	38 年		39 年		40 年		41 年	
	全労働者	1.8歳未満	全労働者	1.8歳未満	全労働者	1.8歳未満	全労働者	1.8歳未満
計	死傷件数 発生率	440,547 19.2	17,866 12.5	428,558 17.7	18,850 12.6	408,331 16.2	16,961 11.5	14,783 10.4
工 業	死傷件数 発生率	160,304 16.3	13,801 14.1	160,324 15.8	14,099 14.5	149,550 14.4	12,002 12.5	10,075 11.1
鉱 業	死傷件数 発生率	50,043 132.3	106 58.6	41,930 121.0	111 81.3	42,349 127.9	119 91.3	104 66.1
建 設	死傷件数 発生率	124,385 45.2	1,776 63.9	120,420 40.8	2,265 66.0	113,444 36.0	2,485 69.1	2,531 59.2
運 輸	死傷件数 発生率	25,453 19.0	801 25.6	26,849 19.4	900 25.5	28,275 19.6	836 21.5	763 20.3
貨物取扱	死傷件数 発生率	34,228 81.5	335 96.0	33,399 61.5	301 76.8	29,730 66.3	296 78.7	186 48.1
林 業	死傷件数 発生率	25,946 65.6	197 56.4	24,788 76.6	172 56.6	22,486 57.1	179 70.2	148 120.9
その他の事業	死傷件数 発生率	20,188 2.6	850 2.2	20,848 2.4	1,002 2.5	22,497 2.5	1,044 2.4	976 2.3

資料出所 労働省労働基準局調べ

(注) 1. 労働基準法施行規則第57条により年末までに報告された休業8日以上之死傷件数

2. 産業区分は、労働基準法第8条による

3. 発生率 = $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1,000$

7 年少労働者の福祉

年少労働者の労働条件は、逐年向上改善をみているが、生活環境、職場における人間関係の改善などの面については、必ずしも満足すべき状態にあるとはいえない。

若年労働力の不足を来たしている中小企業にとっては、労働者の確保、安定等をめざす立場から、年少労働者の福利施設の整備をすすめることが特に必要と考えられる。

最近では、余暇生活を充実することによつて年少労働者の健全育成をはかることに関心がはられ、国、地方公共団体、事業主団体等による勤労青少年ホームをはじめ各種福祉施設が次第に整備拡充されてきている。

また、技術革新の進展にともなう非人間化現象の漸増、職場適応を高める要請等から、産業カウンセリング制度（年少労働者の職場内外の諸々の悩みについて、カウンセラーが個別的に相談に応ずる制度）導入の必要性が、中小企業においても徐々に認識されつつある。

(1) 年少労働者福祉員の活動

労働省では、33年より中小企業における年少労働者の福祉増進をはかるため、中小企業団体に「年少労働者福祉員（以下「福祉員」という。）を自主的に設置するように勧奨している。設置された福祉員には、労働大臣より奨励状を交付するとともに、福祉員連絡協議会、研究講習会等の開催、資料の作成提供などによりその自主的な活動を指導援助している。福祉員数は、41年12月末現在2万270人である。

41年度における福祉員の活動範囲は、年少労働者の離転職対策、教育訓練の勧奨、余暇善用、労働条件の向上、労働環境の整備に関する指導など、中小企業に従事する年少労働者の福祉全般にわたっている。

具体的活動は、おおむね次のとおりである。

- 年少労働者のグループ活動の指導援助
- 年少労働者の資質向上のため実務講習や教養講座の開催等
- 使用者等に対する年少労働者の使い方の啓発
- 一せい週休制、一せい閉店制、最賃制の実施等労働条件の改善、各種

保険への加入促進

- 年少労働問題の相談の受理指導
- 映画鑑賞会、各種運動会等のレクリエーションの実施
- 新入社員の歓迎会、優良従業員表彰など年少労働者の激励等の実施
- 共同給食施設、共同宿舎、山の家等の施設の充実
- 年少労働者の声をきくための座談会や調査の実施

なお、40年度より中小企業の労働対策として実施してきている中小企業集団を対象とする労務管理改善事業の推進に、福祉員の活動を関連させ、より効果のある福祉活動を行なっている。たとえば、佐賀県唐津地区の中小企業集団においては、同集団の補助事業中の福祉活動のうち、年少労働者を対象とするレコードコンサート、フットボール大会、サイクリング大会、卓球大会、講習会等を福祉員が中心となつて実施している。

(2) 福祉施設の概要

勤労青少年にとつても、最近における労働時間の短縮、生活様式の合理化等の変化により、余暇時間は増大しつつある。

経済企画庁の41年9月に行なわれた「独身勤労者消費動向調査」によると、20才未満の独身勤労者（東京、大阪、札幌、北九州地区）のレジャーの費用は、月平均1人当り、1,570円で、収入の10.2%にあたっている。このレジャー費用は、映画（64%）、パチンコ（27%）、スポーツ（25%）、プロ野球観戦（22%）、ボーリング（23%）などに主として費消されている。

勤労青少年の余暇利用施設としては、この調査の語るように、パチンコ屋、マージャン屋等の商業施設もあるが、これら商業施設は余暇善用の施設として必ずしも好ましいものばかりではない。もちろん、商業施設で、キャンプ場、スキー場その他各種スポーツ施設などで健全な使用を期待されるものもあるが、全般的にみて、勤労青少年が余暇に気軽に利用できる健康な安い施設が十分とはいえない現状にある。

内閣総理大臣広報室が、40年12月に行なつた「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」によると、余暇を過す施設について整備を希望しているのは、公園・緑地、スポーツ施設、青年の家等の集会場、友人

と時を過ごすことができるロビーのような場所などである。

また、スポーツ、娯楽、注1 作つてほしい余暇施設

社交など余暇を過ごす施設

一般に対する希望を勤労

青少年についてみると、

施設の設備内容は別とし

て、施設が近所にあるこ

とを条件とする者が最も

多い。学生・生徒とくら

べてみると、勤労青少年

は、使用料の安いことと、

夜間も利

用できる

ことをあ

げている

者が多い

ことが注

目される。

(注1～

2)

なお、

中小企業

において

は、住宅、

作つてほしい施設を具体的にあげた者		24%
どんな施設を作つてほしいか		
公園、緑地		8%
青年の家、学生会館、公民館などの集会場		6
スポーツ施設		6
ロビーなどのある簡単に人とおちあえる施設		6

資料出所 内閣総理大臣広報室「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」
(回答はM・A)

注2 余暇を過ごす施設に対する要望

	計	勤労青少年	学生・生徒
近所にあること	56%	55%	57%
雰囲気がい	51	49	52
設備、道具などが整っていること	38	34	43
使用料、入場料が安いこと	25	29	22
夜間でも利用できること	18	27	10
使用手続が簡単なこと	13	15	20
すいていること	17	17	16
広いこと	15	12	18
指導者が揃っていること	12	11	13

レクリエ

ーション

資料出所 内閣総理大臣広報室「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」
(回答はM・A)

施設等の厚生施設が充実してないことが、若年労働者の求人難、確保難の大きな原因となつていられる。

すなわち、中小企業庁が、41年11月行なつた「中小企業労働問題実態調査」によると、中小企業の28.8%、大企業の27.8%は「住居、スポーツ、教

育等に関する福利厚生施設が不十分だから」、労働者を雇い入れることができないし、また定着させることができない」としており、さらに、今後における雇用難の対策としてもやはり「福利厚生施設、レクリエーションなどを充実する」ことが必要であるとするものが、中小企業で31.5%、大企業で37.0%と、「賃金の引上げ」等他の理由よりも多い。これを前年と比較すると、賃金の引き上げの割合が減少し、福利厚生施設の充実の割合が増加している。(第80、81表)

第80表 中小企業の求人難、確保難の原因 (%)

規 模	待遇や労働時間はほぼ同じなのに大企業に吸収されたり引き抜かれたりするから	社宅や寮などの住宅施設が不十分だから	保健施設や教養文化施設等の福利施設が不十分だから	賃金比其他の企業に比べて低いから	企業のPR, 集団求人方式等の採用方法の充実が不十分だから	その他	合 計
中小企業計	22.3	14.5	14.3	13.6	9.4	25.9	100.0
300人以上	23.1	13.9	13.9	11.6	11.6	25.9	100.0

資料出所 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査」

第81表 中小企業の求人確保の今後の対策 (%)

規 模	福利厚生施設レクリエーションなどを充実する	賃金の引き上げ	作業環境の整備	労使関係を安定化し、職場を明るくする	その他	特に対策を講じない	計
中小企業計	31.5	20.6	10.9	8.9	18.7	9.4	100.0
300人以上	37.0	17.6	11.2	9.0	14.4	10.8	100.0

資料出所 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査」

イ 勤労青少年ホーム

勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)は、労働省が、32年度から福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年に対し、憩い、趣味、教養、スポーツ等余暇善用の場を与え、働く青少年の健全な育成をはかる

とともに、中小企業の労働生産性の向上に資することを目的として設置した施設である。

この施設は、国の補助により地方公共団体が設置運営することになっており、設備としては、ホール、講習室、図書室、集会室、娯楽室、休養室、相談室、浴室またはシャワー設備、軽運動設備等ホームが実施する各種事業に必要な設備を設けることになっている。

ホームは、40年度までに33カ所設置されていたが、41年度に18カ所新設されたので、合計51カ所となった。41年度にホームを設置した地方公共団体は、滝川市、根室市、帯広市、青森市、横手市、水戸市、鹿沼市、足利市、茂原市、高田市、三条市、金沢市、静岡県（設置場所富士市）、清水市、豊橋市、大津市、尼崎市、高砂市である。（附表第3表勤労青少年ホーム設置一覧）

ホームが行なう主な事業は、次のとおりである。

- 一般教養および実務教育に関する講演会、講習会、座談会等の開催
- 生活相談、職業相談、苦情処理、就職後の補導等の保護および指導
- 映画、演劇、音楽会の開催、趣味、教養、娯楽設備および運動設備の利用等のレクリエーション促進
- グループ活動に必要な講習室、集会室その他の設備を利用させる事業

つぎに、ホームの利用状況をみると、41年度上半期における利用者数は、延べ54万9,344人（31ホーム）で、月間平均利用者数は2千人～4千人未満のことが多い。また、ホームは、「なんとなく楽しい」、「安心して楽しめる」、「自然に足がむく」などの理由（35%）で利用されているもの（浜松市）や「サークル活動やいろいろなおけいごとをするによい」（52%）、「いろいろな施設を利用して遊ぶため」（29%）（京都西陣）など勤労青少年の余暇善用施設としての機能を十分果している。

なお、ホームを利用する勤労青少年は、20才未満の中卒者がほとんどである。（第82表）

第82表 勤労青少年ホーム利用状況

1 年令別

ホーム名	総数	15~17才	18~20才	21~24才	25才以上
	%	%	%	%	%
札幌市	100	33.0	49.0	18.0	
根室市	100	37.0	42.0	21.0	
大館市	100	15.6	84.4		
※いわき市平	100	25.0	58.1	16.3	0.6
栃木市	100	23.0	43.3	31.5	2.2
浜松市立	100	43.7	36.7	19.6	
※京都市西陣	100	15.7	35.4	34.7	13.2
※大阪府立中央	100	8.8	51.4	37.6	2.2
※"豊中	100	23.8	46.3	29.8	0.1
※伊丹市	100	39.7	40.8	19.0	0.5
新居浜市	100	34.2	42.2	23.6	
※北九州市立八幡	100	39.0	45.0		16.0

2. 学歴別

ホーム名	総数	中卒	高卒	大卒(短大を含む)	その他
	%	%	%	%	%
札幌市	100	66.3	32.8	0.9	
根室市	100	67.7	27.3	0.6	4.4
浜松市立	100	72.4	26.3	1.3	
※大阪府立中央	100	39.0	56.8	4.2	
※"豊中	100	45.6	51.9	2.5	

資料出所 労働省婦人少年局調べ

注 ※印は、ホームを実際に利用した者であり、※印のないものは、ホームに登録した者をいう。

ロ その他の福祉施設

労働省の42年3月末の調査によると、勤労青少年ホーム以外に、勤労青少年のための余暇善用施設として、地方公共団体、中小企業団体等によつて設置運営されている勤労青少年ホーム類似の施設は47施設あった。

これらの施設は、勤労青少年の多い東京(14)、大阪(7)の大都市に集中しており、設置主体は、地方公共団体が31で圧倒的に多く、

ついて、中小企業団体、その他の団体、個人の順になつてゐる。設立年度は、35年以前のものが13であり、大部分はここ数年の間に設立されている。

なお、これら勤労青少年の福祉施設の設置については、中小企業退職共済事業団等が起債の方法等でその設置について資金の援助を行なつてゐる。

(附表第4表福祉施設融資制度一覧表参照)。

ハ 青少年の家等の施設

勤労青少年のための余暇利用施設として、勤労青少年ホーム等の福祉施設以外に、余暇を活用して、青少年みずからが積極的な活動を行ない健全に成長することを目的とした施設として、青年の家、国民宿舎等がある。

国立青年の家 —— 青年の家は、青年に対し団体宿泊訓練の機会を与え、各種の研修を通じて規律協同等の徳性のかん養と教養の向上をはかり、心身ともに健全な青年の育成をはかることを目的として設立されているもので、全国に5カ所設置されている。41年度は、延39万7千人の青少年によつて利用されているが、そのうち、勤労青少年が60%で最も多く利用している。

公立青年の家 —— 主として地方公共団体が設置するもので、国立青年の家と同様、原則として団体宿泊による研修を行なう施設である。現在全国に114設置されており、41年度は、延109万5千人の青少年によつて研修に利用されており、そのうち、勤労青少年は最も多く31%を占めている。

国民宿舎 —— 国民宿舎は、自然公園や国民保養温泉地等のすぐれた自然環境の休養適地に、国民福祉の向上と、健康の増進を資することを目的として、気軽に利用できる低れんで健全な施設である。この施設は、地方公共団体が設置するもので、41年度までに202設置されており、41年は主として、25才未満の勤労青少年、生徒、学生等約430万人が利用している。近年利用者は急増の傾向にある。

ユースホステル —— ユースホステルは、青少年が自力による簡素な

野外旅行を通じて、各方面の知識をひろめ、規律ある共同生活を通して、日常生活における良い習慣を体得することを目的とした施設である。42年3月末まで全国に513設立されており、41年は225万人によつて利用されている。

(3) 産業カウンセリング制度の普及

労働省が、41年1月に行なつた「中小企業における年少労働者の成長促進に関する調査」によると、「職場内外の生活において悩みごとがあつて誰かに相談したいと思つた」者が57.9%あり、さらに全体の51.7%の者が、「悩みごとのために特別の相談係がほしい」と答えている。

このように、心身ともに成長の過程にある年少労働者にとつては、職場に適應していく過程において種々の悩みごとが生じてくる。この悩みについて、個別的に相談に応じ、広範な視野から解決の援助をなすことが大切である。

産業カウンセリング制度は、専門的技法を習得しているカウンセラーによつて年少労働者個々人の当面している具体的な悩み、不満等に対し、自主的な解決をすることに援助を与える制度である。このことは、もとより年少労働者自身の成長のみならず、企業にとつても、職場の人間関係を明るくし、仕事の能率を高め、職場に適應させる上からいつても望ましいことである。

労働省では、主として、職場適應上特に問題がある中小企業を対象に、制度の導入促進を図るため、39年度より全国各地において「産業カウンセリング普及懇談会」を開催し、企業またはその団体に、専任あるいは兼任のカウンセラーを設置するよう勧奨するとともに、東京、大阪において主として中小企業団体の役員や企業における相談業務担当者等を対象として「産業カウンセラー養成講習会」を開催し、制度の普及導入を図つてきた。

また、上記養成講習会修了者の資質の向上をはかるため、都道府県または地区単位に産業カウンセリング業務担当者が、自主的に設置している研究会等に対して講師の紹介等必要な援助を行なつてゐる。41年度には、さらに「産業カウンセリング手引書」を作成し、養成講習会修了者等に配

付した。

このような行政指導を背景として、労働省が41年10月に行なつた「産業カウンセリング制度普及状況調査」によると、カウンセリング制度、施設を有する企業は、171あつた。カウンセリング制度を有している企業は多いとはいえないが、しかし、正式な制度はもたないが、実質的にカウンセリングを行なっている企業が527もあり、この両者をあわせると回答企業総数のほぼ半数の企業において、何らかのカウンセリング制度を有しているものといえる。

また、カウンセリング制度を正式にもっている企業のうち、制度の内容について詳しい回答が得られた132社について、カウンセラー制度の内容をみると、相談担当者、相談員、相談係、相談役等いわゆるカウンセラーと称されるものが371人おり、このうち専任のカウンセラー（企業内でカウンセリングだけを担当しているもの）が118人、兼任のカウンセラー（企業内で兼職を有するもの）が253人となつている。

なお、相談室は、25才未満の者の利用が多く、また、相談内容は、職場の問題よりも個人的な問題が多く、132企業のうち、98（74%）が、比較的利用されているものとみられた。（第83表）

第83表 産業カウンセリング制度の導入状況

（昭和41年10月）

（ ）内は%

制度の有無別	総 計	調査対象A（500人以上）				調査対象B（注2） （500人未満）
		500人未満 （注1）	500～999人	1,000～1,999人	2,000人以上	
制度・施設をもっている	171 （12）	20 （8）	48 （9）	28 （9）	55 （20）	20 （22）
正式な制度・施設はないが相談を担当する役職をきめてあり実質的には行なっている。	527 （36）	87 （29）	187 （35）	121 （38）	88 （32）	44 （48）

制度の有無別	総計	調査対象 A (500人以上)				調査対象 B (注2) (500人 未満)
		～499人 (注1)	500～ 999人	1,000～ 1,999人	2,000人 ～	
なにもない	764 (52)	139 (63)	295 (56)	168 (53)	135 (48)	27 (30)
計	1,462 (100)	246 (100)	530 (100)	317 (100)	278 (100)	91 (100)

資料出所 労働省「産業カウンセリング制度普及状況調査」

(注1) 調査対象Aは、総理府統計局編集の会社企業名鑑40年版(38年の事業所統計調査)による従業員規模500人以上の企業であるが、その後、従業員数の増減のあつた企業が多く、500人未満となつたものが246社あつた。この246社の平均従業員数は382人である。

(注2) 調査対象Bは、労働省主催の産業カウンセラー養成講習会に参加した企業だけであるため、他にくらべて制度の普及率が高い。この91社の平均従業員数は148人である。

(注3) 回答企業数 1,462社

(4) 年少労働者の保護運動

労働省は、年少労働者の保護福祉をはかるための啓蒙活動として、22年以来毎年11月1日から10日までを啓蒙運動期間とし、「年少労働者の保護運動」を全国的に展開している。

41年の第20回保護運動は、「働く年少者の伸びようとする芽を育てよう」というスローガンをたて、働く年少者の成長を阻害する問題を検討し、働く年少者がそれぞれの適性、能力に応じて成長していくよう諸条件の整備をはかることを目標とした。

そして、この目標達成のために、(ア)労働条件の改善整備、(イ)教育訓練機会の拡充と相談制度の導入・充実、(ウ)余暇善用の場の整備拡充の三項目について、この中のいずれかを重点としてとりあげ、積極的に実効をあげる活動を行なうよう啓発した。

働く年少者の保護大会は、各都道府県において開催され(参加者延1万

3千人)、席上、働く年少者の生活文に対する労働大臣賞ならびに各種地方賞の授与が行なわれた。このほか、中小企業の使用者と年少労働者福祉員の研究会、勤労青少年団体の懇談会等地方の実情に応じ、記念講演、学習会等の行事が行なわれた。

(5) その他

勤労青少年の福祉の増進を図るため、41年度から、帰郷勤労青少年に対する国鉄旅客運賃の割引制度が実施された。この制度は、労働基準法の適用事業場に雇用されている15才以上20才未満の勤労青少年が、盆(7月10日～8月20日)および年末年始(12月15日～翌年1月25日)に帰郷するため、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路および自動車を片道100キロメートルをこえて乗車船する場合に、2等の普通乗車券を2割引として利用させるものである。

この割引制度は、15才以上20才未満の家事使用人についても適用されることとなっており、41年度中に、本制度を利用した勤労青少年および家事使用人は、10万1千人であつた。

8 勤労少年の非行

最近、新規学卒者の大都市およびこれら都市周辺地域への集中化、若年労働力の売手市場化に伴う離転職の増加、商業レジャー施設の増加、健全な福祉施設の不足等の社会状況を背景として、20才未満の勤労少年の非行化が後をたたず、社会問題となりつつある。

とくに、心身ともに成長期の過程にある新規学卒就職者が、職場の不応等から福祉上好ましくない商業施設に出入りし、有害環境にそまり、家出、離転職をくり返す過程に、次第に非行化していくということである。

注 非行少年とは、一般的には、犯罪少年（14～19才未満で罪を犯した少年）、触法少年（14才未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）、ぐ犯少年（一定の事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20才未満の少年）（少年法3条1項）を指している。

(1) 勤労少年の犯罪

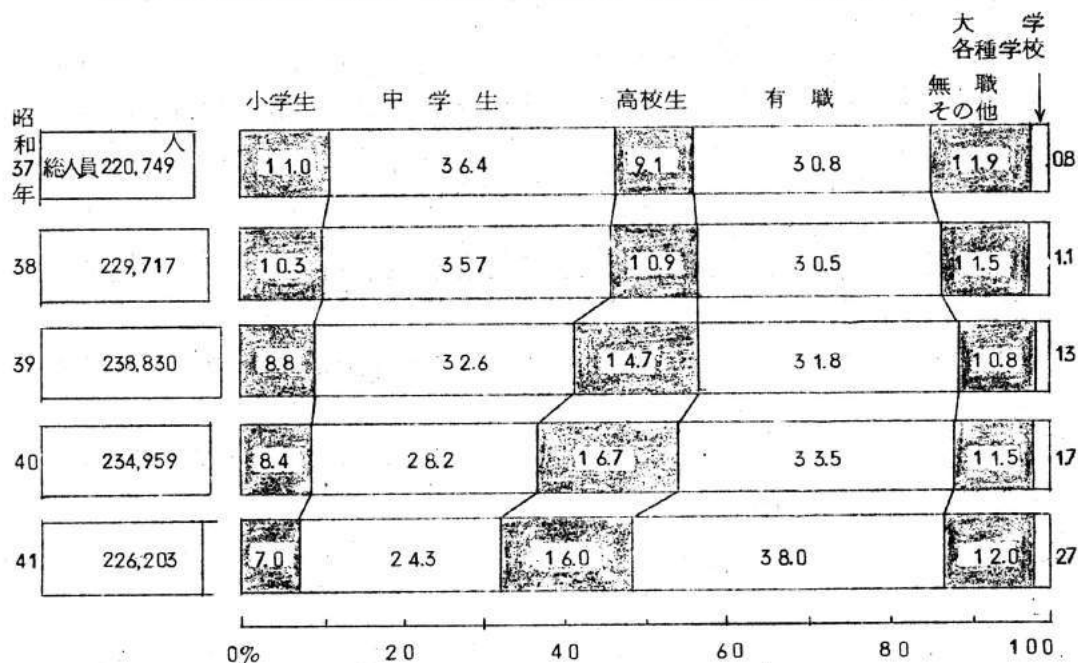
昭和41年中に警察に検挙・補導された刑法犯少年は、触法少年3万4014人、犯罪少年19万2,189人計22万6,203人である。これを前年に比較すると、触法少年は1万81人の減少、犯罪少年は1,325人の増加で、総数では、8,756人（3.7%）の減少となつており、14才未満の少年層の減少に対し、高年齢層の増加という傾向を示している。

この刑法犯少年のうち、勤労少年（有職少年及び無職少年（以下同じ。））についてみると、41年は11万3,266人で刑法犯少年総数の50.0%を占めており、いわゆる非行少年の2人に1人は勤労少年であるといえる。犯罪勤労少年の犯罪少年の占める割合をみると、38年は42.0%であつたものが、39年42.6%、40年45.0%、41年は50.0%と前年より5ポイントも増加しており、最近は、勤労少年の占める割合の度合が高くなつてきている。

37年以降の5年間における犯罪少年の在学籍・有職・無職別の割合をみると、39年までは、中学生の占める割合が最も高かつたが、40年以降は、有職少年の占める割合が最も高くなつてきている。全体としては、中学生の占める割合が減少し、有職少年および高校生の占める割合が増加す

る傾向を示している。(第17図)

第17図 刑法犯少年総数(触法少年を含む)の在学籍・有職・無職別割合の推移



資料出所 警察庁調べ

しかし、刑法犯少年数は、少年人口の増減によつて影響をうけるので、その動向を、主な在学籍等別に人口1,000人あたりでみると、41年は、小学生3.2人、中学生9.9人、高校生8.1人、有職少年20.0人と、有職少年が最も高く、有職少年は、中学生および高校生をあわせた18.0人よりも高くなつており、有職非行少年の増加がめだつてゐる。(第84表)

第84表 刑法犯少年総数（触法少年を含む）の主な在学籍・有職別人口比の推移

年 度	小 学 生		中 学 生		高 校 生		有 職 少 年	
	人 員	人口比	人 員	人口比	人 員	人口比	人 員	人口比
37	24,213 ^人	4.1	80,431 ^人	11.0	20,081 ^人	7.1	67,987 ^人	16.2
38	23,701	4.3	82,065	11.8	25,043	7.3	70,192	17.5
39	21,058	4.0	77,776	12.0	35,067	8.4	76,033	20.2
40	19,782	3.9	66,449	11.2	39,242	8.6	78,748	20.4
41	15,777	3.2	55,077	9.9	36,151	8.1	86,047	20.0

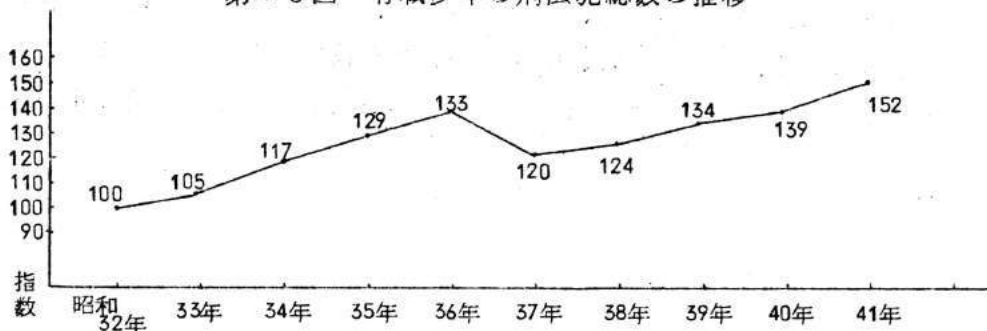
資料出所 1. 小学生については、4学年～6学年の在籍人口（文部省調）による。

2. 中学生・高校生人口については、文部省「学校基本調査」による。

3. 有職少年については、総理府「労働力調査」の15～19才の就業者数による。

また、勤労犯罪少年のうち、有職少年は8万6,047人で前年よりも9.3%（7,299人）も増加している。最近の推移を32年を100とした指数でみると、41年度152と逐年増加の傾向にある。（第18図）

第18図 有職少年の刑法犯総数の推移

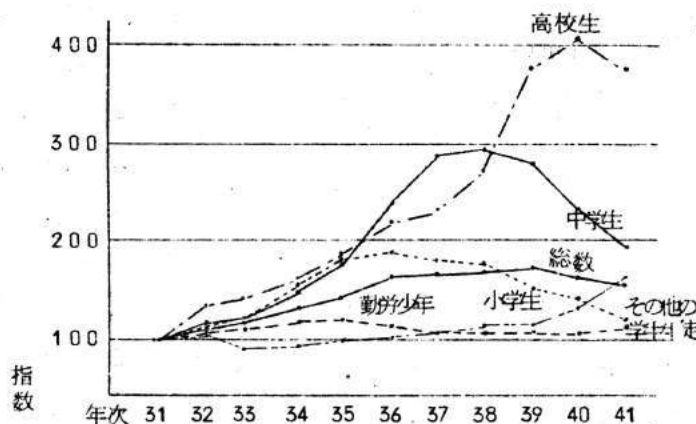


	昭和 32年	33	34	35	36	37	38	39	40	41
人 員	56,446	59,768	66,558	73,361	75,218	67,997	70,192	76,033	78,748	86,047

資料出所 警察庁調べ

つぎに、刑法犯少年の在学籍等別の推移を交通による業務上過失致死傷を除く主要刑法犯（凶悪犯、粗暴犯、窃盗、その他刑法犯）について31年の数を100とした指数でみると、40年までは、高校生およびその他の学生生徒が増加し、中学生および小学生が減少し、勤労少年は横ばいの傾向にあつたが、41年には小学生、中学生および高校生が減少し、その他の学生が増加し、勤労少年は漸増している。（19図）

第19図 主要刑法犯少年（触法少年を含む）の在学籍別



さらに、刑法犯有職少年を罪種別にみると、道路交通に伴う業務上過失致死傷が最も多く、全体の38.7%を占め、ついで窃盗（29.9%）、粗暴犯（21.7%）、凶悪犯（4.0%）、

(人)

年次 学籍別	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
総数	114,528 (100)	128,699 (112)	136,126 (119)	152,838 (133)	167,172 (146)	185,140 (162)	189,301 (165)	193,048 (169)	195,271 (171)	184,935 (161)	172,255 (150)
小学生	12,368 (100)	14,038 (114)	15,430 (125)	19,238 (156)	22,453 (182)	23,234 (188)	22,301 (180)	21,717 (176)	18,944 (153)	17,556 (142)	14,335 (116)
中学生	26,667 (100)	30,972 (116)	33,210 (125)	40,122 (150)	47,589 (178)	64,710 (243)	77,513 (291)	79,014 (296)	74,581 (280)	63,380 (238)	52,492 (197)
高校生	7,377 (100)	10,256 (139)	10,702 (145)	11,880 (161)	14,165 (192)	16,363 (222)	16,979 (230)	20,799 (282)	27,266 (379)	29,833 (404)	27,266 (371)
その他の学生生徒	2,322 (100)	2,462 (106)	2,082 (90)	2,192 (94)	2,339 (101)	2,361 (102)	2,443 (105)	2,638 (114)	2,736 (118)	3,140 (135)	3,900 (168)
勤労少年	65,794 (100)	70,971 (108)	74,702 (114)	79,406 (121)	80,626 (123)	78,472 (119)	70,065 (106)	68,880 (105)	71,044 (108)	71,026 (108)	74,162 (113)

資料出所 警察庁調べ

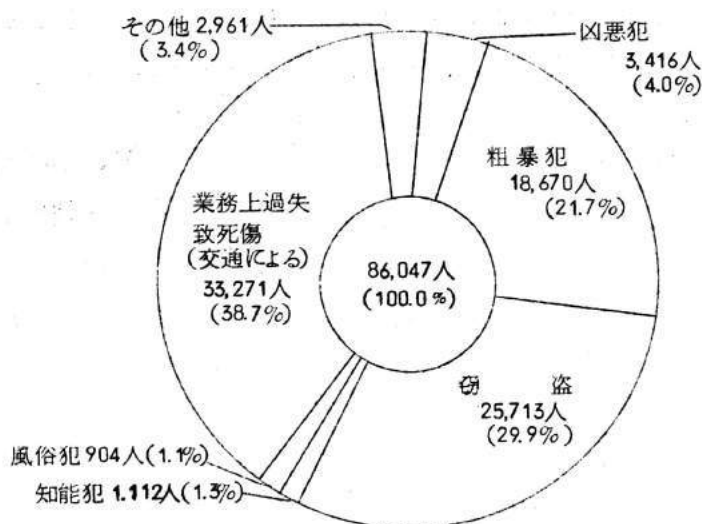
注1. ()内は、昭和31年を100とした指数である。

2 主要刑法犯とは、交通による業務上過失致死傷を除く、刑法犯をいう。

知能犯、風俗犯の順となつている。(第20図)

第20図 有職少年の刑法犯総数の罪種別構成

(昭和41年)



資料出所 警察庁調べ

主な罪種の状況をみると、粗暴犯は1万8,670人で、前年より2.9%増加しており、罪種別では傷害が最も多く全体の48.6%を占め、以下暴行、恐かつ、脅迫の順となつている。これを

前年にくらべると、暴行および傷害は増加しているが、脅迫および恐かつは減少している。また、凶悪犯をみると、3,416人で前年より5%増加している。罪種別では、強姦が最も多く全体の68.6%を占め、ついで強盗、殺人、放火の順となつており、放火を除き各罪種とも前年より増加している。(第85表)

第85表 有職少年の粗暴犯の罪種別構成人員

	計	暴行	傷害	脅迫	恐かつ
40年	18,136人	5,402	8,213	520	4,001
	100.0%	29.8	45.3	2.9	22.1
41	18,670人	5,630	9,076	484	3,480
	100.0%	30.2	48.6	2.6	18.6
増減	+534人	+228	+863	-36	-521

資料出所 警察庁調べ

なお、有職少年と学生・生徒の犯した罪種を比較すると、有職少年は、学生・生徒にくらべて、過失致死傷を犯す者の割合が多く、窃盗を犯す者の割合が少ない。また、傷害や強かんの割合もやや高い。（第86表）

第86表 罪名別有職少年と学生・生徒の比較 (昭和40年) (人)

	窃盗	詐欺	横領	傷害	暴行	脅迫	忍か	強かん	わいせつ	強盗	殺人	放火	過失致死傷	その他	特別法犯	合計
有職少年 (%)	24,496 (28.7)	627 (0.7)	419 (0.5)	7,812 (9.1)	3,686 (4.3)	238 (0.3)	4,243 (5.0)	2,376 (2.8)	586 (0.7)	691 (0.8)	190 (0.2)	33 (0.0)	27,214 (31.8)	2,764 (3.2)	10,106 (11.8)	85,481 (100.0)
学生・生徒 (%)	48,055 (57.3)	204 (0.2)	262 (0.3)	4,542 (5.4)	3,465 (4.1)	137 (0.2)	4,636 (5.5)	1,198 (1.4)	636 (0.8)	319 (0.4)	31 (0.0)	60 (0.1)	8,015 (9.6)	3,141 (3.7)	9,110 (10.9)	83,811 (100.0)

資料出所 法務省「司法統計年報」

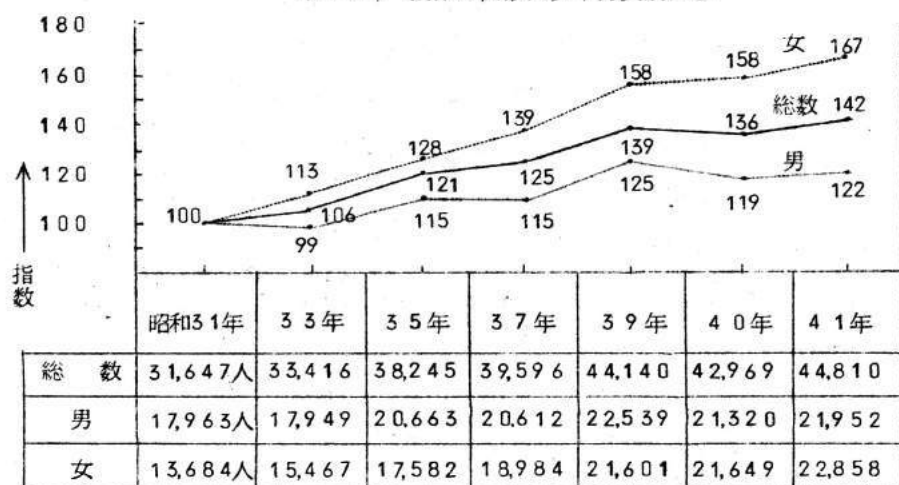
(2) 勤労少年の家出

1 家出少年の概要

41年に警察が捜索願を受理した家出少年は、4万4,810人でいしかると1日に全国で123人出していることになる。そのうち、18才未満の少年は3万70人おり、総数の67.1%を占めている。

家出少年は、毎年増加の傾向にあり、31年を100とした指数で見ると、41年は142とかなり高くなっている。（第21図）

第21図 捜索願出家出少年男女別推移



資料出所 警察庁調べ

少年の家出は、非行と密接な関係があるばかりでなく、犯罪の被害者となることが多い。41年に、ぐ犯・不良行為少年として警察に補導された家出少年は、3万2,963人で、これを学職別にみると、勤労少年が56%を占め、学生・生徒は44%であつた。勤労少年のうちでは、かつて労働者として働いていたが、現在は就労しないでぶらぶらしている無職者が32%もいたことが注目された。(87表)

第87表 ぐ犯・不良行為少年として補導された家出少年の状況

	総 数	生 徒 ・ 学 生				勤 労 少 年				
		計	小・中学	高・大学	その他	計	従業員	自由業等	その他有職者	無 職
人 員	38,963人	17,144	11,018	5,614	512	21,819	4,220	784	4,333	12,482
割 合	100.0%	44.0	28.3	14.0	1.3	56.0	10.8	2.0	11.1	32.0

資料出所 警察庁調べ

ロ 家出少年の実態

警察庁が、41年5月1日から1カ月間7大都府県(東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡)において行なつた家出少年早期発見補導によると、当該期間中に2,927人の家出少年を発見保護している。このうち、警察に捜索願が提出されているものは27.4%にすぎず、従つて全国における41年の家出少年の実数は、約12万人になるものと推定される。

発見保護された者を在学籍等別にみると、有職少年の離職家出がめだつており、35.0%を占めており、これに無職少年(32.0%)を加えると家出少年の67%は勤労少年であることになる。(第88表)

第88表 家出少年の在学職別状況

(昭和41年)

区 分	総 数	小学生	中学生	高校生	各種学生	有 職	無 職
総 数	2,927人 (100.0)	128 (4.4)	410 (14.0)	359 (12.3)	61 (2.1)	1,024 (35.0)	945 (32.0)
男	1,888人	105	292	228	36	652	575
女	1,039人	23	118	131	25	372	370

資料出所 警察庁調べ

注 ()内は構成比である。

また、発見保護された者の補導歴をみると、補導歴のない者69.0%、補導歴のある者31.0%となつている。補導歴のある者について補導歴をみると、補導歴1回12.4%、2回7.4%、3回以上11.2%となつており、3回以上の補導歴のある者が11.2%もあることは、非行少年と家出との間に密接な関係のあることを示唆している。

(3) 年少労働者の離転職と非行化

このように犯罪少年または家出少年中に占める有職少年および無職少年の割合は大きい、ここで注目したいのは、これら少年と離職または転職との関係である。

法務省矯正局の調査によると、41年11月現在で、全国少年院に収容されている職業経験のある犯罪少年のうち、就職後、犯罪を犯すに至つた者の81.3%は2回以上の転職経験があり、犯罪を犯した後で就職した者の76.2%についても、2回以上の転職経験がみられている。

また、最高裁判所の「司法統計年報」によると、40年に全国の家庭裁判所で取り扱つた一般保護少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の一部）のなかに、転職経験が3回以上ある者が全体の15.9%を占めており、これは前年より1.4ポイント増加している。この全体数のなかには、学生、生徒が含まれており、全体から学生、生徒を控除し、さらに、3回未満の転職経験者を加えると、一般保護少年中の勤労少年のうち、転職の経験ある者の割合は、かなり高くなるものと思われる。転職経験が3回以上ある者の56.8%、要するに2人に1人は非行歴を有しており、そのうちの半数以上が2回以上の非行歴をもっている。（第89表）

第89表 家庭裁判所における一般保護事件取扱少年の前処分回数別、転職有無別状況

(39年～40年)

年次	総 数		前処分なし		前 処 分 あ り							
	人員	比率	人員	比率	総 数		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上
					人員	比率						
総 数	39 194,269	100.0%	148,741	76.6%	45,538	100.0%	58.2%	22.2%	10.4%	4.8%	2.3%	2.1%
	40 202,158	100.0	154,222	76.3	47,936	100.0	58.7	22.1	10.2	4.6	2.2	2.2
転 職	あり	39 28,165	100.0	12,230	43.4	15,935	100.0	43.2	26.2	15.4	7.9	3.8
		40 32,054	100.0	13,862	43.2	18,192	100.0	43.3	26.4	15.4	7.6	3.7
	なし	39 124,053	100.0	100,121	80.7	23,932	100.0	66.0	20.3	7.9	3.3	1.4
		40 131,716	100.0	107,164	81.4	24,552	100.0	67.7	20.0	7.1	2.8	1.3
	不詳	39 42,051		36,390		5,661						
		40 38,388		33,196		5,192						

資料出所 最高裁判所「司法統計年報」

注1 「転職あり」は、過去3回以上の転職があつた者をいう。

2 「転職なし」は、転職0～2回の者をいう。

3 一般保護事件には、道路交通法違反事件は除く。

つぎに、法務総合研究所が、41年10月1日から42年3月31日までの間に、全国地方検察庁および家庭裁判所支部に対応する地方検察庁支部において受理した少年事件を対象とした「法務省特別調査」によつて転職の有無をみると、転職の経験のある者は、全体の61.4%となつている。これを転職と罪種との関係でみると、転職経験のある犯罪少年は、転職経験のない者にくらべて、窃盗、強盗、詐欺、傷害、恐かつ、殺人、暴力行為、売春防止法違反などの犯罪を犯した者の割合が高く、逆に、暴行、脅迫、強かん、わいせつ、銃砲刀剣類所持取締法違反等の割合が低い。(第90表)

第90表 検察庁、家庭裁判所の受理少年事件の転職有無別罪種

転 職		あり なし 計			転 職		あり なし 計		
罪 種					罪 種				
窃 盗		1,097 (48.5)	663 (46.7)	1,760 (47.8)	わ い せ つ		13 (0.6)	28 (2.0)	40 (1.1)
強 盗		53 (2.3)	20 (1.4)	73 (2.0)	殺 人		16 (0.7)	7 (0.5)	23 (0.6)
詐 欺		50 (2.2)	15 (1.1)	65 (1.8)	暴 力 行 為		82 (3.6)	43 (3.0)	125 (3.4)
横 領		12 (0.5)	7 (0.5)	19 (0.5)	その他の刑法犯		85 (3.8)	51 (3.6)	136 (3.7)
傷 害		357 (15.8)	220 (15.5)	577 (15.7)	銃 砲 刀 剣		92 (4.1)	68 (4.8)	160 (4.3)
暴 行		106 (4.7)	104 (7.3)	210 (5.7)	売 春 防 止 法		14 (0.6)	—	14 (0.4)
脅 迫		7 (0.3)	8 (0.6)	15 (0.4)	その他の特別法犯		34 (1.5)	36 (2.5)	70 (1.9)
恐 か つ		184 (8.1)	88 (6.2)	272 (7.4)	計		2,260 (100.0)	1,419 (100.0)	3,679 (100.0)
強 か ん		58 (2.6)	61 (4.3)	119 (3.2)	転職の有無の割合		61.4	38.6	100.0

資料出所 法務省特別調査

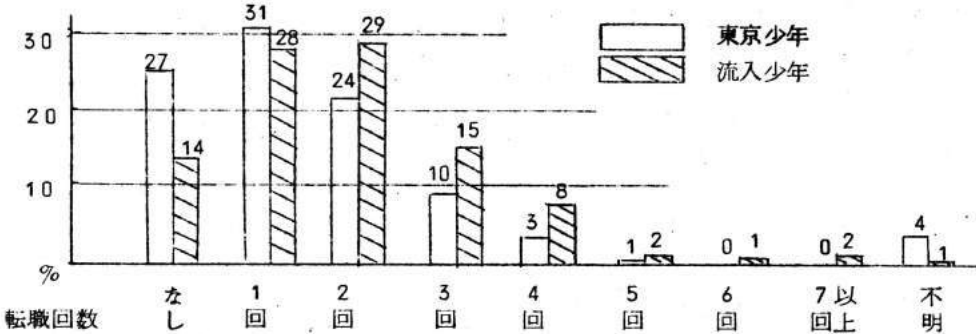
注1. 非該当および不明を除く

2. ()内は%である。

さらに、東京都が、38年9月より10月にわたつて実施した「流入青少年実態調査」によると、37年中に東京少年鑑別所に収容された、勤労青少年のうち、東京都に流入後非行のあつた勤労青少年について、転職経験

の有無をみると、約6割近くが2回以上の転職経験をもっており、転職経験のない者はわずかの14%であつた。また、東京生れの勤労非行青少年では、転職経験のある者は、69%で約3人に2人は転職経験をもつていたことになる。(第22図)

第22図 流入少年の転職回数分布(東京都)



資料出所 東京都「流入青少年実態調査」

つぎに、家出少年と離転職との関係について警察庁の41年5月に行なつた7大都府県における家出少年早期発見補導によると、発見保護した就職経験家出少年のうち、転職の経験のあるものは41.3%であつた。すなわち、転職1回のもの21.1%、2回のもの10.5%、3回以上のもの9.7%であつた。また、就職方法別にみると、個人就職の場合は、集団就職したものよりは転職回数が若干高くなつている。(第91表)

第91表 家出少年の就職方法別転職回数

	総 数	転職経験なし (就職1回)	転職の経験あり		
			1回	2回	3回以上
計	100%	58.7%	21.1%	10.5%	9.7%
集団就職	100	60.2	21.3	9.8	8.7
個人就職	100	58.4	21.0	10.6	9.9

資料出所 警察庁調べ

これらの事実をもとに、勤労青少年の離転職と非行化の関係を考察すると、離転職者は必ず

ず非行化するとはいえないが、離転職は非行化の第一歩となり、再犯の原因となることが多いといえるのではあるまいか。(大都市における勤労少年の非行化については、9の(5)参照のこと)

(4) 勤労少年の非行防止

勤労少年の非行を防止し、その保護をはかるためには、職場適応指導、職場環境の整備、福利厚生施設の充実、労働条件の改善等職場をめぐる問題、その他福祉施設の整備など各般にわたる総合的な諸施策を講ずることが必要である。

勤労少年の非行防止等に関する直接の所管庁は、警察庁であるが、労働省としては、第6章、第7章等に掲げた諸施策を通じ勤労少年の非行防止をはかっているものである。身近なこととしては、少年の働く職場と警察が常に緊密な連けいを保つて非行化防止にあたることも一方法である。

警察庁は、平素から警察と雇用主（職場責任者）が協力して、非行化防止をはかるための組織として「職場警察連絡協議会」の設置をすすめている。この協議会は、42年4月1日現在で全国各地に688組織され、加入事業所数は3万1516となつている。これを組織形態別にみると、警察単位のものが最も多く、全体の64.9%を占めており、また、加入事業所を20才未満の従業員数でみると、従業員50人未満のものが全体の83.6%を占めて圧倒的に多い。（第92表）

第92表 職場警察連絡協議会設置状況 （42年4月1日現在）

加入事業所数				組織形態						
組織数	総数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	50人未満	警察署 単位	事業所 単位	商工会等 単位	その他	
688	31,516	600	1,703	2,850	26,363	447	197	26	18	

資料出所 警察庁調べ

注 事業所規模は、20歳未満の従業員数による分類である。

この協議会は、職場ごとに補導責任者が指定され、当該責任者は、警察と連けいを取りながら働く少年の非行防止と健全育成のため、非行や補導の調査、街頭補導の共同実施等の活動を行なつて相当の効果をあげている。

なお、内閣総理大臣の諮問機関である青少年問題審議会は、40年9月勤労青少年の非行化防止について、次の対策を推進するよう意見具申を行なつている。

- ① 職場における青少年の指導体制を確立する必要がある。
- ② 職場におけるカウンセリング制度を充実強化する必要がある。

- ③ 職場を中心とした生活環境・整備改善を図るとともに、自主的な青少年団体活動を積極的に助長する必要がある。
- ④ 勤労青少年の余暇利用の指導を強化し、そのための施策を整備すべきである。

9. 都市における年少労働者

最近、新規学卒就職者の3人に1人は、県外に就職しており、県外に就職する者の3人に2人は、東京、大阪、愛知、神奈川等の大都市に集中する傾向にある。都市における年少労働者のうち、地方からの流入者によつて占める割合が増え、都市化の進展の過程において職場内外に幾多の新しい問題が生じている。

すなわち、文部省の「学校基本調査」によると、41年3月に中学校を卒業し就職した者は、52万2千人おり、そのうち31.8%にあたる16万6千人が県外に就職している。そして、これら県外就職者の70.7%は、東京、大阪、愛知、神奈川の4都府県に就職しており、特に、東京は28.5%を占めている。一方、高等学校卒業就職者の県外就職者の79.3%が前記4都府県に就職しており、そのうち東京の占める割合は、42.4%と特に高い。このように、県外就職者は東京に集中しているといえる。

第93表 学卒者の地域別入職者構成

また、労働省の「雇
(%)用動向調査」によると、

地 域	計	中卒者	高卒者	40年(1~6月)	41年上半年期における
地 域 計	(1,021.0) 100.0	(308.2) 100.0	(602.1) 100.0	(1,064.8) 100.0	新規学卒者(県外・県内就職者を含む)の
北 海 道	3.6	4.4	3.3	3.6	31.1%は南関東地域
東 北	4.4	4.1	4.9	4.3	に、20.5%は京阪神
北 関 東	5.6	6.5	5.7	5.5	地域に、14.8%は東
南 関 東	31.1	25.4	31.6	30.5	海地域と、前記4都府
北 陸	3.9	4.6	3.9	3.5	県を含めた三地域に約
東 海	14.8	21.1	12.6	14.5	7割が就職している。
近 畿	1.8	2.4	1.5	2.0	(第93表)
京 阪 神	20.5	19.4	20.5	22.1	(注)1) ()は、実数で単
山 陰	0.4	0.5	0.4	0.4	位千人
山 陽	5.5	4.5	6.1	5.0	2) 計欄には、短大・大
四 国	2.1	2.7	2.0	2.3	学卒者を含む。
北 九 州	4.4	3.2	5.1	4.6	資料出所 労働省「雇用動
南 九 州	2.0	1.2	2.4	1.6	向調査」

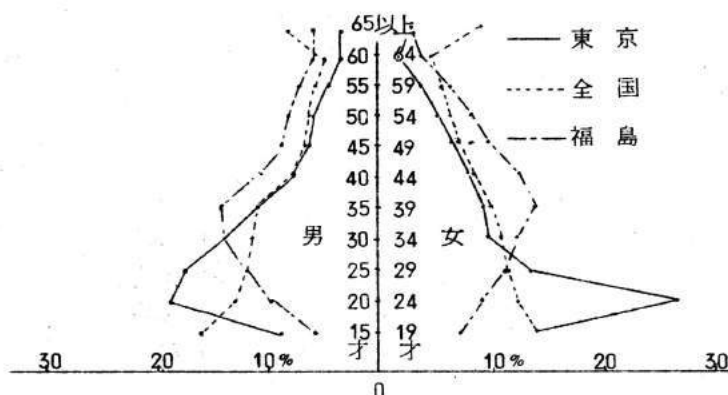
(1) 年少労働者の都市集中

総理府の昭和40年「国勢調査」により、15～19才の年少労働者の就職地域をみると、約6割が南関東、東海、京阪神の大都市地域に集中している。

他方、これら地域における中学生・高校生の上級学校への進学率は、70～80%台と他の地域の年少者にくらべて高い。

したがって、これら地域における20才未満の年少労働者の多くは、いわば流入青少年によつて占められているといえる。前記「国勢調査」により、代表的な労働力流入地域である東京都と、東京都へ学卒送出数の多い福島県における就業者の年齢別構成をみると、東京都では、20～24才の構成割合が男女ともきわめて高く、いわゆる「ピラミッド型」にほゞ似ている型となつてゐるが、福島県では、これと対照的に中高年令層を頂点とする、いわゆる「つぼ型」の就業者構成を示している。要するに、東京の労働力構成は、若年労働力の流入という形で、他府県人口を吸収している特性をもっているといえる。（第23図）

第23図 就業者の年齢別構成



資料出所 総理府「国勢調査」

(2) 住込労働者

一般に年少労働者の労働条件は、若年層の求人難などを反映して賃金の上昇、労働時間の短縮、福利厚生施設の充実等に近時改善がみられるが、年少労働者の多くが就労している中小企業においては十分に満足すべき状

態にあるとはいえない。とくに、従業員5人未満の零細事業に働いている18才未満の年少者の3人に2人(69%)は、事業所内または事業主の自宅に住みこんでおり、この住込み形態は、長時間労働、職場に対する不満等の問題をひき起し、年少労働者の職場定着への阻害原因となる場合もみうけられる。

41年の東京都の「事業所統計調査」によると、東京の全事業所51万のうち、従業員29人以下の零細企業は、実に全体の94.3%を占めている。東京都が、41年10月に実施した「住込勤労青少年生活実態調査」によると、住込みという特殊な就労形態から派生する家事、雑用等が本来の労働時間に加味され、仕事が始まってから自由な時間になるまでの総時間数は、男子で10～11時間と長時間拘束されている。

このように、所定労働時間については長時間拘束されている面もあるが、休日については、労働省が推進している「一せいで週休制」の普及とともに、徐々に週休制がとられているやにみうられる。すなわち、名古屋市青少年問題協議会が40年10月に実施した「流入勤労青少年の余暇利用実態調査」によると、住込み率75.7%の従業員50人未満の小零細商業においては、83.0%が毎日曜日に休日がとられている。(第94表)

第94表 産業別・規模別休日状況(名古屋市)

規模別		きまつて いない	毎日曜	毎週 「」曜日	「」の日	隔週 「」曜日	その他	合 計
商 業	全 規 模	37(9.0)	341(83.0)	12(2.9)	1(0.2)	15(3.6)	5(1.2)	411(100)
	1～4人	3(8.6)	30(85.7)	—	—	—	2(5.7)	35(100)
	5～9人	6(7.6)	68(86.1)	—	1(1.3)	3(3.8)	1(1.3)	79(100)
	10～19人	10(10.9)	67(72.8)	11(2.0)	—	2(2.2)	2(2.2)	92(100)
	20～29人	14(12.8)	89(81.7)	—	—	6(5.5)	—	109(100)
	30～49人	4(4.2)	87(90.6)	1(1.0)	—	4(4.2)	—	96(100)
工 業	全 規 模	64(5.2)	1,153(92.9)	11(0.9)	4(0.3)	7(0.6)	2(0.2)	1,241(100)
	1～4人	—	7(77.8)	—	1(11.1)	1(11.1)	—	9(100)
	5～19人	14(7.1)	181(91.4)	1(0.5)	1(0.5)	1(0.5)	—	198(100)
	20～49人	31(6.1)	460(91.1)	6(1.2)	2(0.4)	5(1.0)	1(0.2)	505(100)
	50～99人	19(3.6)	505(95.5)	4(0.8)	—	—	1(0.2)	529(100)

注) 「」印は、特定の曜日又は数の日をさす。

資料出所 名古屋市青少年問題協議会

「名古屋市における流入勤労青少年の余暇利用実態調査」

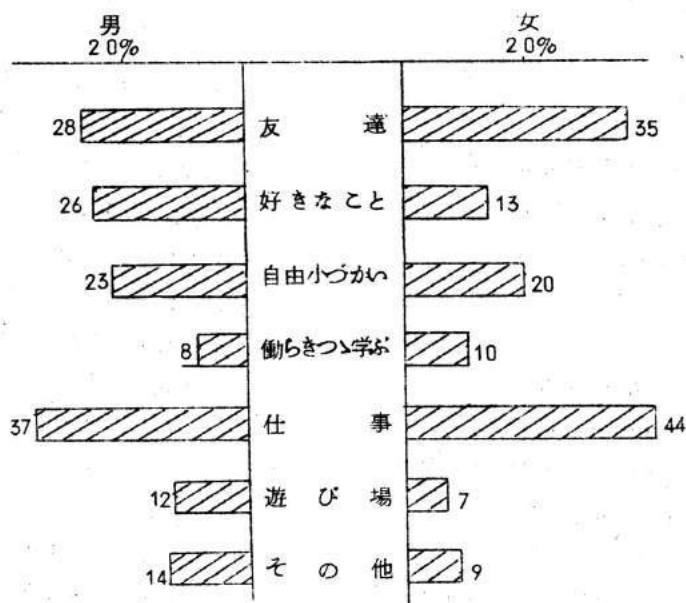
しかしながら、一般に、住込み労働者は、その就労形態の特殊性から長時間労働の拘束が、あとをたえず、労働時間および休日に関する労働基準法違反事業所が、数多くみられている(第6章(3)の1参照)。

(3) 職場生活への適応

職場を求めて都会に流入してくる地方出身の年少労働者は、都会での生活はすべて未知で、新しい経験である。都会に何を期待し、都会の生活にどのように適応しているであろうか。

東京都が38年10月に実施した「流入青少年実態調査」によると、都会に就職して満足したことの第1位は、男女を通じて「仕事が覚えられて楽しい」ということであり、第2位は「いろいろな友達とつきあえる」である。ついで、男子の場合には「好きなことができる」、「自由なこづかいがつかえる」の順であるのに対し、女子の場合は、男子とは逆に「自由なこづかい」、「好きなこと」の順となつている。これをみると、仕事に喜びを見出すとともに都会での自由な生活に対して相当な期待を持っていることがわかる。(第24図)

第24図 上京しての満足(東京都)



資料出所 東京都「流入青少年実態調査」(39年)

また、都会生活、職業生活、余暇生活を通じて、就職した当初において受けた悩みが、流入後1～6年後の調査時点現在でどのように変化したかという点を、神奈川県立教育センターが41年3月に実施した「神奈川県における流入青少年の適応と定着に関する調査」によつてみると、都会生活につ

いては、言葉・食物・挨拶・礼儀作法等の悩みは、都会生活に順応するに従い、相当程度解消されている。職業生活については、当初、会社のように仕事のやり方がわからないという悩みが多かったが、これは殆んど解消されている。しかし、会社の将来性や仕事が性に合わないといった悩みは、あまり解消されていない。

つぎに、余暇生活については、こづかいの不足が解消されていないが、余暇のすごし方の不案内、親もとを離れた生活の不安、遊び相手のない淋しさ等はかなり感じなくなっている。特に注目されるのは、勉強の機会に恵れないことの悩みを、流入当初も現在も3割以上の者がもっている。(第95表)

第95表 悩みの解消率(神奈川県) (%)

悩 み		学 歴 別		全 体
		中 卒	高 卒	
都 会 生 活	都会の人に親しみがもてない	51.7	44.1	48.4
	都会のことばがうまくつかえない	60.5	66.8	62.3
	都会の生活は刺激が強すぎる	49.7	66.0	53.0
	都会の食べ物になれない	63.1	61.0	62.3
	あいさつの仕方や礼儀作法がわからない	59.6	54.4	58.2
職 業 生 活	会社のようにすがわからない	70.9	80.5	74.7
	会社の将来が不安だ	32.0	22.8	28.6
	仕事が性(しょう)に合わない	34.5	28.0	31.8
	仕事がつらい	52.3	52.4	52.3
	上役や同僚とうまくいかない	41.1	42.9	41.7
	仕事のやり方がわからない	78.6	85.6	81.3
余 暇 生 活	親もとをはなれて生活するのが不安だ	65.7	73.8	67.9
	遊び相手や話し相手がなくてさびしい	65.0	65.3	65.1
	郷里の家のことが気になる	26.6	25.6	26.2
	ひとりになれる時間がなくてこまる	46.1	41.0	43.7
	遊ぶひまがなくてこまる	51.6	34.9	45.6
	こづかいがなくてこまる	12.5	17.6	18.8
	勉強する機会がなくてこまる	34.3	30.7	32.5
	ひまな時間や休日のすごし方がわからなくてこまる	62.3	69.5	64.6

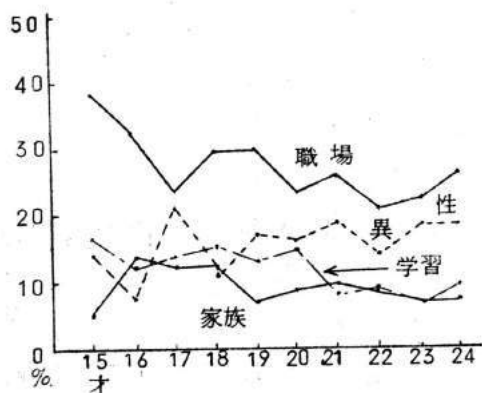
資料出所 神奈川県立教育センター

「神奈川県における流入青少年の適応と定着に関する調査研究」

このように、年少者は職場内外に関する悩みをもっているが、この悩みをだれに相談しているかという状況を、東京都台東区立教育研究所が41年6月実施した「台東区勤労青少年意識調査」によると、「友人」を選ぶものが最も多くほぼ半数を占めており、ついで「家族」と「先輩」が10～20%で、職場の上司と先生はきわめて少なく、概ね10%未満である。

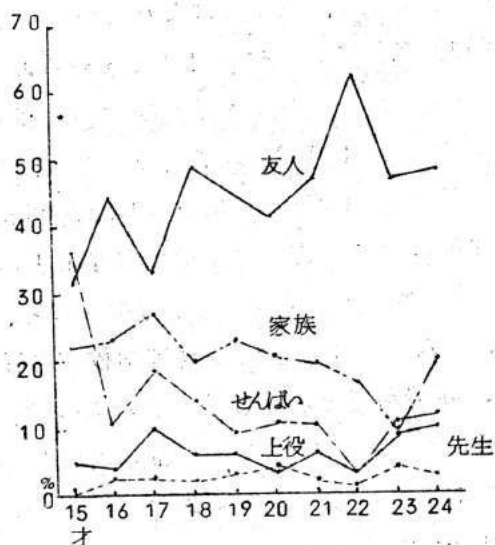
これを年令別にみると、友人を相談相手とする者は、年令が高くなるに従い増加し、これとは反対に、家族や先輩を相手とするものは年令とともに減少していく。特に注目されるのは、15才の年少者は、先輩を相談相手とする傾向がきわめて強いことである。これは、就職後まもないことから、頼りになる友人がいないためか、あるいは同輩も同じ悩みを持ち相談相手とはならないためであろう。15才は、職場内外における悩みが特に多い時期であり、この悩みに対して気軽に適切な相談相手がいることは、彼らにとつてきわめて望ましいことであろう。(第25、26図)

第25図 年令別にみた悩みの内容
(東京都台東区)



資料出所 東京都台東区立教育研究所
「台東区勤労青少年意識調査の分析研究」

第26図 年令別にみた悩みの相談相手
(東京都台東区)



資料出所 東京台東区立教育研究所
「台東区勤労青少年意識調査の分析研究」

このような職場においてさまざまな悩みをもち、職場に適應することができず、離転職する者も多いが(第3章参照)、その対策の1例として、東京都においては、公共職業安定機関による指導、就職者激励大会の開催、就職者の心構えに関するパンフレットの配布、学卒就職者と事業主との懇談会の開催、定着指導員(230名)の配置等のほか、42年度からは、家庭的な団らんの場として「勤労青少年母の家」や勤労福祉会館の設置および勤労青少年職場相談員の配置など、新規学卒就職者に対して職場適應のために方策をこうじている。

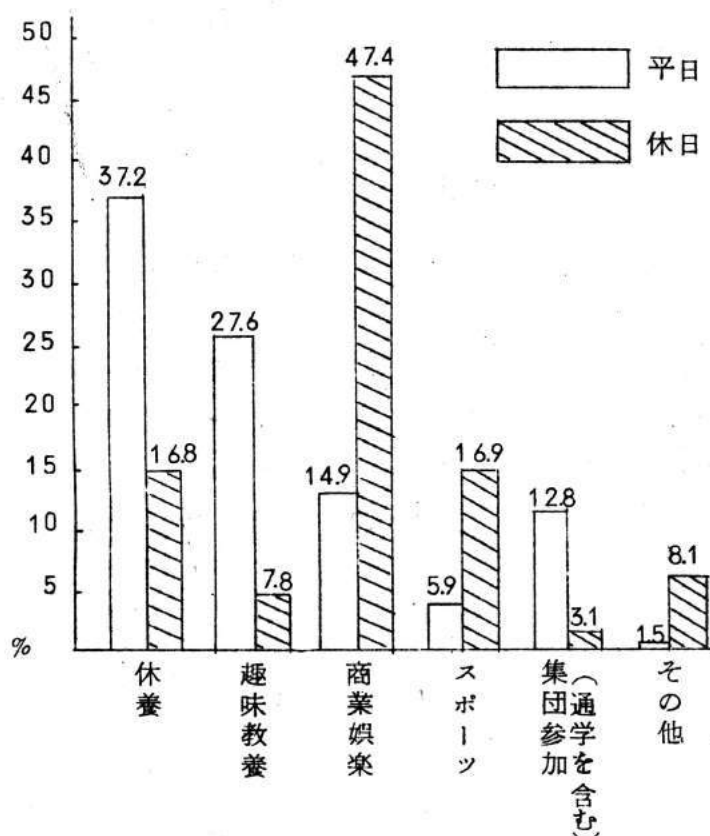
(4) 余暇活動

近年、労働時間が短縮される傾向にあり、これに伴なつて年少労働者に余暇時間の増大がもたらされている。一般に、余暇のすごし方は、労働力の健全な保全、勤労意欲の向上等をもたらすようなものであることが望ましく、かつ、心身ともに成長期にある青少年については、特に問題がおきやすいことから、その余暇活動のあり方については、近年とくに関心がはられるようになってきている。

都会地に流入した年少労働者にとっては、親元をはなれていることから余暇のすごし方についても、自然勤務条件に合わせて自分で決めるようにならざるをえない。一般に、余暇のすごし方は、勤労形態から、平日・休日と休暇とでは異なり、平日の場合には、十分な余暇時間をもちえないことから、自室でテレビをみるなど受動的な余暇のすごし方をし、休日・休暇には、外出して、スポーツを興ずるなど能動的な余暇のすごし方をする傾向にあるといえる。

すなわち、神奈川県に流入した年少労働者の余暇のすごし方をみると、平日は、大半が自室で休養につぶし、8人に1人が、定時制高等学校等に通学し、又はクラブ活動などをしており、商業娯楽を求めて外出するものは、15%にすぎない。これに対し、休日には、約半数の者が、商業娯楽を求めて盛り場等にてかけて行き、自室でぶらぶらしているものは17%にすぎない。サークル活動等を行なう者は多くない。また年少者は、スポーツなどのレクリエーションをしたいと希望している者の割合が一般に多い。実際にスポーツをしているものが17%にすぎないことは、身近かなところにスポーツ施設がないためではないかと思われる。(第27図)。

第27図 余暇活動の形態（神奈川県）



資料出所 神奈川県立教育センター「神奈川県における流入青少年の適応と定着に関する調査」

この余暇利用の傾向は、余暇を過ごす場所にその事実が反映される。総理府が、学生・生徒を含む一般青少年を対象として調査した第96表によると、東京では、映画館、喫茶店、パチンコ屋等の娯楽場所で過しているものが、自宅で過すものを除いては最も多く、17.3%を占めている。一般に健全な余暇活動の場とされているスポーツ施設、勤労青少年ホーム等の施設で余暇を過しているものは1割にもみえないことは、これら施設の整備、

充実の必要性を示唆するものといえよう。

都市における年少労働者の健全な余暇活動の一つのあり方としてサークル活動（団体活動）がある。

愛知県が、41年10月実施した「勤労青少年実態調査」によると、グループに参加している者8.9%、参加していない者91.1%となっており、グループ活動に参加している者はきわめて少ない。性別にみると、参加している者は、男子が7.6%、女子は10.1%で、女子の方が若干多い。また、前述の東京都台東区立教育研究所の「台東区勤労青少年意識調査」に

第 9 6 表 余暇を過すことの多い場所

(昭和40年)

区 分	自 宅	友人 の家	自分の 学校、 職場	近所の 空地、 広場、 社寺の 境内	道 路	公 園	川、池、 湖、海 とその 周辺、 田、林 畑など 自然の中	グラウンド、 体育館、 プール、 球技用コ ートなど の体育施 設	青年の家、 青年館、 勤労青年 ホーム、 図書館、 公民館、 などの文 化施設	映画館、 喫茶店、 パチンコ 屋、マン ション、 ジャズ、 ダンス、 酒場の などの 娯楽の 場所	その他	不 明
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
東京都区	8.69	13.4	16.3	1.1	1.4	3.2	1.4	4.6	3.9	17.3	3.2	—
6 大 市	8.80	14.3	12.0	3.0	0.7	4.7	3.7	3.3	3.3	7.6	2.3	0.3
その他の市	8.88	16.0	14.7	2.3	0.8	3.0	3.5	5.1	2.4	9.4	1.6	—
郡 部	8.7.9	17.0	21.0	1.2	0.5	1.2	4.0	4.7	2.5	7.8	0.3	0.2

資料出所 総理府「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」

よると、グループに参加していない者が約半数で、参加している者が約20%、参加の希望を持っている者が10%であつた。グループ活動への参加の希望は、親兄弟と同居している者よりも、住込み、又は下宿している者において強く、特に下宿している者に著しい。これは、下宿住いという条件では、青少年同志の連帯感が失なわれやすいことが原因と思われる。

このように、一般に団体活動に参加している者は多くない現状である。一方、労働省が全国の婦人少年室を通じて行なつた「年少労働者集団活動団体に関する調査」によると、41年12月末現在で、全国に年少労働者が主体となつて集団活動を行なつている団体が、1,249組織されている。このうち、60%の団体は、ハイキング、話し合い等のレクリエーションと卓球・登山等のスポーツ活動を、47%が一般教養あるいは商・工業等の実業に関する学習活動を、16%が社会福祉施設の慰問や市街清掃等の社会奉仕活動を行なつている。そのほか、11%が、美術、音楽、ダンス等の活動にそれぞれ専念する団体である。また、年少労働者の集団活動の育成を主たる事業内容としている成人の団体が43団体組織されている。

労働省は、40年から「年少労働者の集団活動団体ほう賞」制度を設け、これら勤労青少年集団活動団体のうちで、年少労働者の集団活動またはその育成を主な事業内容とする団体であつて、その活動が他の模範と認められる団体に対し、ほう賞（キャンプ用具、ソフトボール用具、野外活動用放送設備等被ほう賞団体が希望し、かつその活動に役立つような品目を贈る）を行なつている。

(5) 勤労少年の非行化

最近、新規学卒者をはじめとし、就職等のため地方から大都市およびその周辺地域に流入してくる年少者が増えているが、これら年少者が都市等に流入後の非行化が問題となつている。

東京少年鑑別所の調査によれば、38年に同所に収容された非行少年7,458人のうち、43%にあたる3,250人は、東京以外の他府県に保護者を有する非行少年であつた。東京都が、38年10月に実施した「流入青少年実態調査報告書」によると、同報告書は、一般少年の東京都への流入状況と東京少年鑑別所における非行少年の流入率を基礎として、東京出身の少年および東京

都への流入少年の非行率を出している。この非行率をみると、東京出身の非行少年の場合は、1,000人中約6、5人であり、一方流入少年の場合は、1,000人中約13人と、流入少年の方が非行率が高く、東京出身少年の2倍近くになつている。

また、前記調査によると、東京少年鑑別所に38年10月から12月までの間に収容された流入非行少年（男子）と流入一般少年（男子）との職場環境等を比較すると、次のような特色がみられた。

- 年令は、非行少年は、年長者（18～19才80%）が多く、一般少年は、19才（30%）および16才（25%）が多い。
- 非行少年は、転職の経験のある者が68%もあり、3人に2人は転職している。これに対し、一般少年で転職経験のあるものは22%であつた。非行少年は、流入後は最初、工員（36%）、店員（23%）、運転（助）手（12%）等に就職しているが、調査時期における職業は、運転（助）手（21%）、工員（17%）、無職（15%）、サービス業（15%）等に変つていつている。一般少年は、流入後も、調査時も、工員、職人、店員等の職業の割合は変つていない。
- 非行少年は、個人的な知りあひを通じて就職する者が約半数（44%）もあり、職業安定機関および学校の紹介により就職した者（32%）が、一般少年（45%）より少ない。
- 非行少年は、定住性（74%）にとほしく、また、単独居住者が多い（73%）。一般少年は、転入後あまり移動していないし（非定住4%）、身寄りと住んだり、友人達と共同で住んでいる者が過半数（52%）であつた。
- 非行少年は、流入前に就職していた者が36%で、一般少年（20%）より多い。卒業後すぐ流入した者は、一般少年は68%で、非行少年は44%である。
- 勤務先の規模、月収、労働時間、自由時間などについては、非行少年、一般少年ともに差異はあまりみられないが、給料の使用方法では、「仕送り」、「貯金」などは一般少年に多く、非行少年は「全部小づかいに使う」とする者が56%も占めている。
- 現在の欲求の不満足度については、あまり差はないが、満足度につい

ては、非行少年の方がむしろ高く、非行少年は「色々な友達とつき合える」、「好きなことができる」などといった点で、東京の生活にある程度満足しているようである。

- ・ 非行少年は、一般少年にくらべ、いわゆる一流盛り場への出入りが多い（非行少年 72%、一般少年 46%）。
- ・ 仕事の継続意志は、つづけたいという者が、一般少年の方が若干多い（一般少年 52%、非行少年 47%）。
- ・ このように、東京に流入後非行化する少年は、一般に流入前にすでに就職していて、私的就職機関を通じて、流入・就職するが、職場に適応することができず、一流盛り場に出入りしているうち、離転職をくりかえしているようにみられる。

これら大都市における勤労少年の非行化要因としては、

- イ 流入による生活環境の急激な変化の不適應
- ロ 大都市における家族の保護機能の減退と、これに伴う勤労少年の態度、行動の放逸化
- ハ マスコミの普及に伴う不良出版物等のはん濫
- ニ 大都市に多い反社会的集団の存在とそれが勤労少年に及ぼす影響
- ホ 低れんな料金で利用できる健全な体育、文化、教育、福祉施設等の不足

などがあげられ、これらが相互に関連して、勤労少年の非行化の増加現象をもたらしているものとみられ、これらの点について総合的な検討と施策の樹立が期待される。

附 表

第 1 表 就業状態別 15 才以上人口の推移

第 2 表 産業別最低賃金決定状況

第 3 表 勤労青少年ホーム設置一覧

第 4 表 福祉施設融資制度一覧表

第 1 表 就 業 状 態 別 1 5

区 分		昭 和 3 7 年			昭 和 3 8	
		計	男	女	計	男
1 5 才 以 上 の 人 口		6,821	3,300	3,521	6,938	3,358
労働力人口	総 数	4,648	2,765	1,883	4,652	2,791
	就業者	4,614	2,747	1,868	4,615	2,772
	自営業主	985	731	254	981	721
	家族従業者	1,086	283	803	1,050	281
	雇 用 者	2,541	1,731	810	2,578	1,767
	完全失業者	34	18	16	40	19
非 勞 働 力 人 口		2,170	532	1,637	2,287	566
1 5 才 ～ 1 9 才 人 口		931	473	459	967	491
労働力人口	総 数	395	200	176	408	208
	就業者	392	197	194	402	206
	自営業主	2	1	1	3	2
	家族従業者	75	45	31	85	50
	雇 用 者	314	151	162	314	154
	完全失業者	4	2	2	6	3
非 勞 働 力 人 口		536	273	263	560	283

注) 1. 昭和37年は11月分

2. 昭和38年～41年は年平均

資料出所 総理府「労働力調査」

才 以 上 人 口 の 推 移

(単 位 万 人)

年	昭 和 3 9 年			昭 和 4 0 年			昭 和 4 1 年		
女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
3,581	7,122	3,447	3,675	7,287	3,529	3,758	7,432	3,602	3,831
1,862	4,710	2,831	1,878	4,787	2,884	1,903	4,891	2,942	1,949
1,841	4,673	2,814	1,859	4,748	2,865	1,883	4,847	2,921	1,926
260	995	716	259	968	704	265	977	702	275
769	1,025	262	764	992	248	744	964	243	722
811	2,669	1,834	835	2,783	1,911	873	2,902	1,973	929
21	37	17	20	39	18	21	44	21	23
1,717	2,408	614	1,794	2,497	644	1,853	2,537	658	1,880
477	1,022	521	503	1,086	553	533	1,148	585	563
200	382	194	188	392	201	191	436	222	214
197	377	192	186	386	198	188	430	219	211
1	3	1	1	3	2	1	3	1	1
35	78	45	34	74	44	30	81	50	31
160	276	145	151	309	152	157	347	168	179
3	5	3	2	6	3	4	5	2	3
278	64	326	315	695	352	342	713	363	349

第 2 表 産 業 別 最 低 賃 金 決 定 状 況

(昭和42年3月31日現在)

産 業	件 数	適 用 者 数	適 用 者 数	重 点 対 象 業 種
産 業 計	9 条 2,055 1,442	10 条 359 241	11 条 6 6	16 条 10 6
食 料 品 製 造 業	315	51		
織 維 工 業	227	34	4	
衣服その他の纖維製品製造業	81	12		
木材・木製品製造業	101	24		
家具・装備品製造業	70	13		1
パルプ・紙・紙加工品製造業	39	7		
出版・印刷・同関連産業	63	33		
化 学 工 業	10	1	1	
石油製品・石炭製品製造業	1			39
ゴ ム 製 品 製 造 業	3			88
皮革・同製品製造業	6	1		853
窯業・土石製品製造業	93	14	1	8,167
金属・機械等製造業	360	39		5
そ の 他 の 製 造 業	61	8		4,460
製 造 業				
業				

各種製造業	12			832	33,900	13,253
計	551	118	4	208,326	1,386,523	765,080
漁業・水産養殖業	13	3		2869	25,339	25,339
鉱業	36	3	2	2,307	142,101	125,828
建設業	70	14		16,868	137,486	
卸売業・小売業	178	4		38,755	298,293	
運輸通信業	17	2		3,637	107,131	
サービス業	237	92	2	143,890	676,173	613,913
その他の非製造業						
前記の業種に分類できない大企業の下請	51			1,699	90,525	90,525
その他	11			1,954	33,209	

資料出所 労働省「最低賃金業務統計」

- (注) 1. 「適用使用者数」は、法第9条に基づく最低賃金の適用を受ける使用者数、法第10条に基づく最低賃金により拡張適用された使用者数、法第11条に基づく最低賃金の適用を受ける使用者数及び法第16条に基づく最低賃金の適用を受ける使用者数の合計である。
2. 「適用労働者数」は(注)1と同様に、それぞれの適用を受ける労働者数の合計である。
3. 「重点対象業種労働者数」は、「適用労働者数」のうち、昭和39年10月26日の中央最低賃金審議会答申の別表1「最低賃金の重点的な対象業種」に該当する業種における労働者数である。
4. 「各種製造業」とは、一定の地域内に存在する製造業者によつて締結された業者間協定に基づく最低賃金である。
5. 「各種産業」の「その他」とは、業種を問わず、一定の地域内に存在する業者によつて締結された業者間協定に基づく最低賃金である。

第3表 勤労青少年ホーム設置一覧

県名	ホームの名称	設置主体	設置 年度	所在地
北海道	札幌市勤労青少年ホーム	札幌市	昭和38	札幌市南4条
	滝川市 "	滝川市	41	滝川市字本町268
	根室市 "	根室市	"	根室市彌生町2丁目5
	帯広市 "	帯広市	"	帯広市西7条南8丁目1
	旭川市 "	旭川市	42	旭川市常磐公園地内
	小樽市 "	小樽市	"	小樽市緑町1丁目23の4
	室蘭市 "	室蘭市	"	室蘭市東町1丁目20の1
青 森	八戸市 "	八戸市	39	八戸市沼館
	青森市 "	青森市	41	青森市浦町字野脇
宮 城	仙台市 "	仙台市	39	仙台市東2番町
秋 田	秋田県能代 "	秋田県	36	能代市青葉町5の37
	大館市 "	大館市	40	大館市三の丸
	横手市 "	横手市	41	横手市下根岸町28
	湯沢市 "	湯沢市	42	湯沢市字内廓町46の2
福 島	いわき市平 "	平 市	39	いわき市平谷川瀬
茨 城	古河市 "	古河市	40	古河市八幡町74
	水戸市 "	水戸市	41	水戸市梅香1丁目2の20
	勝田市 "	勝田市	42	勝田市中央町14番
栃 木	栃木市 "	栃木市	40	栃木市栃木城内
	鹿沼市 "	鹿沼市	41	鹿沼市千手町2609
	足利市 "	足利市	41	足利市東砂原後町1068
群 馬	高崎市 "	高崎市	42	高崎市並榎町123
	桐生市 "	桐生市	42	桐生市織姫1041の1
埼 玉	川口市 "	川口市	37	川口市本町
	埼玉県 "	埼玉県	42	大宮市高鼻町2丁目425
千 葉	千葉県 "	千葉県	37	千葉市都町
	船橋市 "	船橋市	40	船橋市夏見町

県名	ホームの名称	設置主体	設置 年度	所在地
千葉	茂原市勤労青少年ホーム	茂原市	昭和 41	茂原市千代田町2丁目8の12
新潟	長岡市	長岡市	39	長岡市今朝白町
	新潟市	新潟市	40	新潟市古町通り
	高田市立	高田市	41	高田市本城町51番地の5
	三条市	三条市	41	三条市大字三条字7号389
	十日町市	十日町市	42	十日町市辰甲815の1
富山	富山市	富山市	38	富山市牛島町
	高岡市	高岡市	40	高岡市御馬出町
石川	小松市立	小松市	39	小松市御宮町
	金沢市	金沢市	41	金沢市本多町3丁目51
福井	福井市	福井市	39	福井市左内町
長野	長野県上田	長野県	40	上田市大字上田
岐阜	羽島市	羽島市	37	羽島市竹鼻町
	多治見市	多治見市	42	多治見市上町4丁目21、22番
静岡	浜松市立	浜松市	38	浜松市亀山町
	富士	静岡県	41	富士市石坂字中林456
	清水市	清水市	41	清水市入江984番地
	沼津市立	沼津市	42	沼津市上香貫御幸町92
愛知	愛知県	愛知県	32	名古屋市西区天神山町
	豊橋市	豊橋市	41	豊橋市鍵田町55
	西尾市	西尾市	42	西尾市鶴ヶ崎町6番2
三重	三重県	三重県	38	松阪市殿町
滋賀	大津市	大津市	41	大津市打出浜13番22号
京都	京都市西陣	京都市	36	京都市北区紫野
	京都市南	京都市	42	京都市南区西九条南田町72
大阪	大阪府立中央	大阪府	34	大阪市東区石町
	大阪市立	大阪市	35	大阪市東区安土町
	大阪府立豊中	大阪府	40	豊中市桜塚本通

県名	ホームの名称	設置主体	設置 年 度	所 在 地
大 阪	大阪府立阿倍野 勤労青少年ホーム	大阪府	昭和 42	大阪府阿倍野区文の里1の11
兵 庫	姫路市	姫路市	39	姫路市西延末
	伊丹市	伊丹市	40	伊丹市大鹿角入り
	尼崎市	尼崎市	41	尼崎市尾浜ドンド299
	高砂市	高砂市	41	高砂市高砂町朝日町1
和歌山	和歌山市	和歌山市	42	和歌山市寄合町18番地先
	海南市	海南市	42	海南市日方1290
島 根	出雲市	出雲市	42	出雲市今市町北本町1丁目7の1
岡 山	井原市	井原市	40	井原市井原町3619
徳 島	徳島市	徳島市	42	徳島市福島1丁目493
愛 媛	新居浜市	新居浜市	39	新居浜市金子
福 岡	北九州市八幡	北九州市	35	北九州市八幡区油田町
	北九州市小倉	北九州市	37	北九州市小倉区田町
宮 崎	延岡市	延岡市	40	延岡市野地町

第4表 労働福祉施設に対する融資制度一覽
(融資条件等は中小企業主)
(またはその団体の場合)

制度の名称および 融資の機関	融資を受けられる者	融資の対象となる 福祉施設	融資利率
厚生年金保険積立金 還元融資制度 (年金福祉事業団)	厚生年金保険の加入 事業主およびその団体	住宅 病室 養老施設 文化施設 教育施設 給食施設 その他	年六分五厘
雇用促進融資制度 (雇用促進事業団)	公共職業安定所の紹介 により労働者を常用と して雇い入れる中小企 業主およびその団体	住宅 保健施設 給食施設 託児施設 養老施設 文化施設 その他	年六分五厘
中小企業退職金共済融 資制度 (中小企業退職金共済 事業団)	中小企業退職金共済制 度に参加している事業 主およびその団体	住宅 保健施設 給食施設 養老施設 文化施設 その他	年八分二厘
産業労働者住宅融資 (住宅金融公庫)	常時五人以上の従業員 を使用している事業主	共同住宅 四戸以上 その他の住宅五戸以上 単身寮 五人収容以上	年六分五厘
特定分譲住宅 (日本住宅公団)	常時五人以上の従業員 を使用する事業主で、 住宅を建設する土地を 有するもの (ただし、借地でも)	世帯用住宅一二戸以上 単身者用 二四人収容以上 (ただし、二人一室) (いずれも土地は含) まない	年七分五厘
その他、地方公共団体 が行なう福祉施設融資 制度(三三都道府県) (注)下欄最高、最低 平均の数字は、三 三都道府県のもの についてである	中小企業主およびその 団体	住宅 その他の福祉施設	最高年九分 最低年二分 平均年九厘二毛 七分七毛

融 資 限 度	償 還 期 限	償 還 方 法
標準建設費の九割 最高額 年間厚生年金保険料 の三〇倍 最低額 五〇万円	住宅（耐火 三五年） 木造 一八五年） 病院（耐火 二五五年） 木造 一五五年） その他の福祉施設 （耐火 二〇年） 木造 一五五年） 設備備品 （給食機器 一〇年） その他備品 五年）	半年賦 元金均等償還 据置期間 （住宅 なし） 病院 二年 その他の福祉施設 設備備品 六カ月
標準建設費の九割 （ただし、新規雇用） 者の数に応じて最 高額が定められて いる 最低額は五〇万円	住宅（耐火 三五年） 木造 一八五年） 住宅以外の施設 （耐火 二〇年） 木造 一五五年） 設備備品 五年）	半年賦 元金均等償還 据置期間 （住宅 なし） その他 三年以内）
所要資金の七割以内 最高 共同施設 五、〇〇〇万円 企業内施設 一、〇〇〇万円 最低額 一〇万円	一〇年	三カ月または六カ月 元金均等償還 据置期間 一年
標準建設費の 耐火構造の場合 七割五分 木造 " 七割	耐火 三五年 木造 一八五年	毎月 元割均等償還
世帯用 一戸当たり一三五万円 単身者用（一人一室） 一人当たり 四〇万円	二〇年 （ただし 施設は一〇年）	三カ月割賦 元金均等償還
最高 一、五〇〇万円 最低 二七〇万円 平均 二七〇万円	最高 二〇年 最低 一一年 平均 五年	

資料出所 労働省労政局調べ

GAa1/1

8B-1-27-2



女性と仕事の未来館



00964722